

(第一類 第九号)

衆議院会商工委員会議録第七号

昭和六十年三月二十七日(水曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 柏谷 茂君

理事 浦野 伸興君
理事 森 清君
理事 後藤 茂君
理事 長田 武士君
甘利 明君
奥田 幹生君
高村 正彦君
仲村 正治君
原田 犀左右君
上坂 昇君
水田 稔君
和田 貞夫君
木内 良明君
西中 清君
横手 文雄君

理事 田原 隆君
理事 渡辺 秀央君
理事 城地 豊司君
理事 宮田 早苗君
幸次君
卓二君
椎名 素夫君
毅君
一雄君
嘉藏君
威君
康夫君
友一君
渡辺 横江
草野 野田
福岡 鉄雄君
金夫君
厚谷 裏兒君
与謝野 鑑君
村田 敬次郎君

大蔵省主計局主 秋山 昌廣君
大蔵省主計局主 日高 壮平君
大蔵省理財局資 金第一課長 寺村 信行君
室長 商工委員会調査 朴木 正君

本日の会議に付した案件
参考人出頭要求に関する件

基盤技術研究円滑化法案 内閣提出第三八号)
貿易研修センター法を廃止する等の法律案(内閣提出第四三号)

○柏谷委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、基盤技術研究円滑化法案及び貿易研修センター法を廃止する等の法律案の両案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。田原隆君。

○田原委員 我が国は戦後、技術革新を原動力として急速な経済発展を遂げ、今日の繁栄を享受することになりました。しかし我が国の技術開発は、どちらかというと海外の導入技術に多く依存しております。田原隆君。

しておりまして、これをもとに発展してきたというのが特徴であると思います。言いかえれば、短期的な採算性を重視して企業化に近い段階での技術開発に力を入れるという対症療法的なアプローチが支配的であったと言えます。一九八〇年代も半ばに至った今日、世界経済は二十一世紀に向けての新たな技術革新の胎動期を迎えております。またベルサイユ・サミット以来、技術開発の推進は停滞した世界経済の活性化への活路であること

は主要先進国首脳共通の認識であります。国土が狭く、また資源にも乏しい我が国が将来の発展基盤を確保し、また世界の一割国家として国際社会に貢献していくためには、唯一の財産とも言える人的資源、言葉が多少よくないかもしれませんのが、人的資源を生かしつ長期的視野を踏まえた新たな創造的技術開発に積極的に取り組んでいくことが不可欠であると考えます。

二十世紀はもう間近であります。欧米諸国が既に国を挙げて技術開発政策の強化に邁進していることを考えると、我が国としては一刻の猶予も許されないと言うべきであります。今や大いなる決意を持つて、みずから基礎研究段階からの技術開発を抜本的に強化していくための体制を整えていかなければなりません。これは喫緊の課題でもあります。本法案こそはこれを可能にするものと私は考えております。したがつて、私は基本的に本法案に賛成するものであります。本法律が的確に運用されて十分な成果を上げていくことを願う立場から、以下質問を行いたいと思います。

まず通産大臣にお聞きしたいのですが、技術開發の意義、重要性について大臣はどういうふうに認識しておられるか。また我が国の技術開発の現状をどういうふうに把握しておられるか、お伺いしたいと思います。

○村田國務大臣 田原委員にお答え申し上げます。田原委員も御指摘になりましたように、技術開発はこれから本当に日本の大きな財産であろうかと思います。まさに世界の千分の三以下の国土を

発はこれから本当に日本の大きな財産であろうかと思います。まさに世界の千分の三以下の国土を

持つ、そして世界の百分の三の、この国土に比す

れば過密人口を持ち、そして世界の一割の生産を

上げる、いわゆる一割国家としての日本の将来と

いうものを考えてまいりますと、まさに技術革新

というものが非常に大事である。そしてまた情報

委員外の出席者

郵政省通信政策

工業技術院総務

工業技術院長

通商産業省通商

政策局次長

通商産業省産業

官政局長

工業技術院総務

工業技術院長

通商産業省通商

政策局次長

通商産業省産業

官政局長

郵政省通信政策

工業技術院総務

兆円ということです。そこで、アメリカは技術開発に大変力を入れております。そのほか、増加試験研究費の税額控除制度も実施いたしておりますし、またナショナル・サイエンス・ファウンデーション、全米科学財団を通じまして産学官の連携強化ということにも力を入れておるところであります。

ヨーロッパにつきましても、従来比較的技術政策への力の入れ方が少ないのでないかと言われておりますが、最近ではEC、特に西ドイツ、イギリスあるいはフランスを中心に、例えば情報関連技術で申しますとECはエスプリ計画と称します情報関連技術政策をやつておりますし、最近西ドイツでも情報関連技術開発計画というものをつくりまして約一千八百億円に相当する補助金を支出するということになつております。イギリスもマイクロエレクトロニクスにも力を入れておりますし、フランスもバイオテクノロジーあたりに力を入れておるわけであります。

我が国の技術の水準でありますと、日本は従来ややもすれば外国技術に依存をいたしまして、企業としても主として開発段階の技術開発に力を入れてまいりました。商品化・企業化に力を入れてまいつたわけでありまして、日本の技術水準を見ますときに、いわゆる基礎研究あるいは応用研究といったものについては欧米諸国に比べるとむしろおくれておるというのが私どもの認識でございました。今後とも基礎研究・応用研究に大いに力を入れ、むしろ外国からの技術導入に依存できない状況を考えますと、みずから創意と工夫といふようなことで創造性のある技術開発という点に重点を入れていくべきものと考えております。

○田原委員　技術開発に当たっては国と民間が、それぞれ自分らの持つておる責任を果たさなければならぬないと考えておりますけれども、國の技術開発についてははどういう措置を講じておられるか伺いたい。特に先端技術分野における國の研究開発の役割、現状、それから見通し等について簡単にお答え願いたい。

○福川政府委員 国及び民間の役割分担でござりますが、従来も国が力を入れるべきものと申しますと、社会的なニーズが高いにもかかわらずリスクが高い、あるいはコストが大きい。また、開発段階の懐妊期間が長いというような観点から、民間だけで十分な技術開発が困難なものというものについては、国が積極的に取り上げるべきであるというふうに考えております。今後チャレンジすべき技術分野は大変広いわけでありまして、今後もまた政府は、そのような民間でできない部分は十分続けていきますと同時に、民間についても基礎研究、応用研究を順次分担していくという組み合わせを考えていく必要があるというふうに考えております。

国といいたしまして、特に私どもでは十六の工業技術院傘下の試験研究機関において、みずから研究開発を進めていくことと同時に、またその民間の力もある程度使うという意味では、例えば次世代産業基盤技術研究開発制度、あるいは俗に大型プロジェクトと言われますような大型工業技術開発制度というものを推進をいたしましたて、今後技術開発の充実強化に努めてまいりたい、かようになります。

○田原委員 本法案は、技術開発政策の中で一体どういう位置づけになつておるのか。本法案を既存の技術開発政策との関係で説明していただきたい。

それから、私が聞いておるところでは、中小企業技術開発促進臨時措置法案を出されると聞いておりますが、これとの関係は一体どうなのかということ。

それから、この行革の時代に普通の財團法人ではなくて特別認可法人として設立されるわけですが、その理由といいますか、それと行革の時代ですすから、当然よく言われるスクラップ・アンド・ビルドということですが、何が考えておられるのか。そのことについても、貿易センターが廃止されるところ聞いておりますけれども、貿易立国として、また世界で非常に大きな経済国家となつておる日本が

貿易センターをやめていいのかというようなこと。もしこれを、何か聞くところによると、格下げという言葉は穩当でないかもしれません、別認可法人から財団法人に切りかえると言われておりますけれども、その場合に何か恩典的なものがなくなるのではないか、特に税制について私は心配しております。

これらについて総合的にかいつまんで、簡単にひとつお答え願いたいと思います。

○福川政府委員 まず、この法案の位置づけでございますが、從来国が実施をしてまいりますのは、基礎研究、応用研究が中心であつたわけであります。が、民間の技術開発力、これが從来開発研究が中心でございましたが、これも順次応用研究あるいは基礎研究、基礎研究のうちでも、例えれば、目的基礎研究というようなことで、順次その根源にさかのぼった方向に持つていて、こういうことでございまして、今後ともこの基礎研究を民間と政府とで共同分担してやっていくことになります。

特に、リスクが極めて高いものということになりますと、国がやるということにならざるを得ないと思いますが、しかしながら、ある程度の助成をすれば民間でやっていけるような基礎研究あるいは応用研究というものは、この法律案で考えております助成手段を用いまして民間にやってもらおう、それでできないものを国がさらにやつていこう、かように考えておるわけになります。

中小企業との関連でございますが、今回別途、中小企業技術研究開発促進臨時措置法案を御提案申し上げまして、御審議を煩わしたいと考えております。

この基盤技術研究円滑化法案でも、もちろん中企業、中堅企業も大いにやれる、活用の余地はあるわけでありますが、この中小企業技術新法の方は、を中心としますが、この中小企業技術新法の企業者に限りましてこの信用保険法の特例等の追加措置を規定するといったような格好で、まさに

中小企業の技術の振興そのものを焦点に置いていたものでございまして、これはその試験研究段階について見れば、もちろんそれも対象にもなりますが、それにとどまりませんで、試験研究の結果得られた成果を利用して行う企業家までも含めて、この中小企業新法の方では施策の対象にしていくこということでございます。

今御審議いただいている基盤技術研究円滑化法案の方は、これは大企業、中小企業を問わず、広く基盤的な技術、これを基盤技術についての試験研究を促進するということを目的に置いているところであります。

また、行革の時代にこのようなセンターをつくるのはいかなる意図によるものであるかというお尋ねでございますが、私どもとしては臨調答申、これも十分尊重をいたすことは当然でございまして、特にこの臨調の答申の中でも緊急の課題として、民間活力を活用した技術開発政策ということは強調されておるわけであります。もちろん新しい特別法人あるいは特殊法人あるいは特別認可法人については、厳に慎重にやるべきという御趣旨もございますが、この民間の活力の發揮といふのは、臨調答申の底に流れる精神であろうと思います。

私どももいたしましては、その精神を酌み取りながら、しかし一方、行政機構の肥大化を防ぐという意味で、スクラップ・アンド・ビルトでこの研究センターの設立を考えておる次第でございまして、そのためには、今回もお諮りをいたしております貿易研修センターの法律を廃止するということを考えておるところでございます。これについては担当部局の方からお答えさせていただきたいと存じますけれども、これは私どもとしては、この機能は発足後かなりの時間も経過をいたしておりますので、むしろ民間の法人として、この機能はさらに充実強化をしてまいりたいと思います。

なお、税制その他の点については担当部局の方からお答えさせていただきます。

○鈴木(直)政府委員 貿易研修センターの廃止の関係につきまして、御報告申し上げます。

貿易研修センターは、昭和四十二年設立以降、國際経済人を養成するといふ我が國の國際化という方向を担つた重要な役割を果たしてまいりました。今回は、その辺につきまして新たな民間法人化の方向を出しているわけでございますが、最近の國際経済情勢を見ますと、貿易問題のみならず投資、技術、いろいろな面におきまして、多様な国際経済関係が発生しております。そのような多様なニーズに対応いたしまして、私どもいたしましては、より民間活力を生かした形で、従来の国際経済人の養成をますます発展させていかなくちやいけないんじやないか、このような考え方から今回の措置、すなわち貿易研修センターの財団法人化を可能とする措置を内容といたします法案を出したわけでございます。

今回の措置、すなわち財団法人化に当たりまして、組織変更以降におきましても、研修事業そのもの的重要性はますます高まっておりますので、その辺につきましては、私どもいたしましても遺憾なきように対応していきたい、かように考えている次第でござります。それから税制上の問題でございます。貿易研修センターが民間法人になりました以降におきまして、税制上の不利な扱いを受けるのではないかとの御指摘でございます。

民間法人に移行した以降、民間が持つておられます創意工夫等重要な点につきまして十分生かしてまいりたいと存じますけれども、同時に、御指摘のように資金の面につきましても十分民間資金の導入を図つてしまりたいわけでございますが、今後民間法人化になりますと、その辺につきまして確かに從来よりは、扱いにつきまして、ほかの民間法人と同様な形になるわけでございます。しかし

先ほど申しましたように、民間からの資金の導入が必要でございますので、従来どおりの措置の継続というものを私どもいたしましてはぜひ続けてまいりたいと思っております。その点につきましては、財政当局と鋭意努力しているわけでございますし、来年度の税制要求の過程でも最善を尽くしたいと思っております。先生方からの御指導、御支援も得たいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○田原委員 いろいろ御答弁いただきましたが、今の税制の問題についてもひとつ大蔵省に直接聞くべきであったかも知れませんけれども、通産省としても責任を持つて従来以上の措置を考えただきたい。税金の時期などにその要求をしていただきます。

それから、答弁は要りませんが、中小企業との関係につきまして、中小企業の法律は全体の技術をカバーしていると思うのですね。ですから、この法律は基盤技術ということになると、中小と大と分けていくと、中小技術についてはダブルの二重の恩典を与える、これは中小企業対策上十分必要だと思いますので、この点はお答え要りませんが、ぜひやっていただきたい、こういうふうに思います。

それから、本法案の対象となつている基盤技術の範囲が通産、郵政の所管分野に限られるといふことが明記されておりますけれども、これで一體、観念的に見て基盤技術がどの程度カバーされうるか、両省所管分以外でも、国民のニーズの高い民間の開発ボテンシャルの大きい分野の研究開発の分野があると思われるけれども、行政がアンバランスにならないか。例えば、食品や医薬品関係のバイオテクノロジーなどは一体どういうふうに扱うのか。それから、本法案の対象にならない技術にはどんなものがあるのか、あるいは今後各省

置等を講じて、本法と同様の手法をもつて試験研究を促進しようとするような場合には、本法の対象技術を拡大するというようなことがあるのか、それとも、別途に法律をつくるのか。それらについてごく簡単に考え方を御説明いただきたいと思います。

○福川政府委員 基盤技術の要件でございますが、御指摘のように、鉱工業、電気通信事業等の技術で両省に関するものを所掌いたします、そういう視点が一つ、もう一つは国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するもの、こういう定義を与えて御提案申し上げているわけでございます。

今回ここで考えました趣旨は、主として民間活動を發揮させる、それが今申しましたような基盤的な技術開発に民間の活力を發揮させる、こういう手段と基盤技術というものを組み合わせて考えた政策でございます。

基盤技術は今申しましたような定義になつておりますが、やや碎いて申しますれば、基盤技術と申しますのは、産業に広範に横断的に使われるような技術あるいは特定の産業においても革新的に技術が進むような、そういう分野の技術といふことなどがございまして、言つてみれば影響度あるいは波及性の大きい技術。そういう基礎的な技術というふうに考えておりまして、例えば超微細加工の技術でありますとかいうようなものがその例になると想いますが、最近特にハイテク技術と言われておりますいわゆるマイクロエレクトロニクス、新素材、バイオテクノロジーといつたようなものに属します技術がこういう基盤技術といふことになろうか、かように考えておるわけであります。

そういう技術分野において民間の活力を發揮させることで、両省において予算要求等をして予算の編成の過程でそれが実現をしてきた、こういう考え方でございます。

もちろん、今御指摘のように、食品あるいは医薬品でも特にバイオの分野の関連であるのではないか、こういうようなことでございます。それらの農林省あるいは厚生省の分野においては、それらの省庁がその政策手段としてふさわしいものを選択をされていろいろ要求をお見えになつておられるわけであります。私どもの方が外から見えて感じますものでは、もちろん農林水産省においても大変技術開発に力を入れておられます

が、農業試験場等の国の試験研究機関が中心になつてお進めになつておられるわけであります。それから、医薬については、例えばがん対策等の医療関係については、国立病院とか予防衛生研究所といったような国の試験研究機関が実施をしていらっしゃるわけであります。

今後各省ともそれぞれ新しい技術の開発といふのはそれぞのふさわしい手段を選択をしていかれる、かように考えておるわけであります。私どもとしては、当面はこの基盤技術を民間で進めしていくということでは、この両省の、今御提案申し上げている範囲で大方網羅できるのではないだろか、こういうふうに思うわけであります。ただ、将来の技術開発の政策につきましては、各省とも今後さらに鋭意検討されていかれる、かようになりますけれども、最近特にハイテク技術と申しますのは、それぞのふさわしい手段を選択をしていかれる、かように考えておる次第であります。

○田原委員 その辺のところはもうちょっと詳しく述べておりますけれども、小さい話になりますが、時間の関係がありますので、また一般質問かなにかの機会にお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それから、国有施設の廉価使用ということが考えられておりますけれども、小さい話になりますけれども、使用料は一体どのくらい安くなるのか、使用料はどうなるのか、あるいは手続はどうなるのか等が聞きたいわけです。要するに決めた

とおりに決まるでしようけれども、できるだけ安くなるよう、そしていわゆる法が目的としておれるインセンティブを与えられるようなものになる。ように、そして煩雑にならないよう、そういうことをお願いしたいと思いますので、一言その辺の決意を……。

○福川政府委員　國有施設の廉価使用の点につきましては、今御指摘のように、私どもとしてもその手続が煩瑣になるといたりすることにならないよう、十分努力をしてまいりたいと思います。

○田原委員　第四条の国際共同研究に係る特許発明等の実施の規定の基本的考え方をお伺いしたいと思います。

政令で定める特許権等や相手方の範囲についての考え方の根本、要点をお伺いしたいと思いま

施の規定の基本的考え方、それで、政令で定める特許権等や相手方の範囲についての基本的な考え方

○福川政府委員 第四条でございますが、国際共同研究において各パートナーが相互に同様の

条件での国際共同研究の成果たる特許権等の無償または低廉実施を許諾する、こういう国際的な慣行で我が国が対応しようということでございました。例えばアメリカ、ヨーロッパなどの例をとりますと、国際共同研究を実施いたしました場合に、そこで得られました成果たる特許権は、今申しましたように相互に無償または低廉で相手国の政府あるいは特定の指定する人にこれを供与するというものが国際慣行になつておるわけであります。日本はそのような制度になつておりますが、なぜなら日本はその制度になつておりませんために国際研究協力がやりにくく、こうしたことになつておるわけであります。

したがいまして、今この条文では二つの政令が予定されておるわけでありますが、特にこの対象となります特許権の範囲という問題と、それから相手方の範囲ということがここで政令にゆだねられているという立て方をお詰りをいたしておりますが、これもその国際共同研究、ど

ういうような形態でやつていいくことによつて異なつてくると思いますけれども、それぞれその政令におきましては、国際共同研究のパートナーたる双方が国際的な慣行に合わせて相互に同様の条件で国際共同研究の成果を取り扱うということができるようになると思うわけでありまして、そういう意味では、対象となります特許権等の範囲あるいはその政令と、いうこともそれぞれの国際共同研究の内容に合わせて行うことになりますが、通常の例で申しますと、相手方、対象の範囲といいますのは、相手国の政府あるいは相手国の国民ということが慣例になつておるわけであります。ですが、それぞれの形態に合わせましてその特許権等の範囲と相手方の政令を決めてまいりたい、かのように考えております。

○田原委員 第二臨調や産構審等で国の委託研究に係る特許権等の取り扱いについては受託者にインセンティブを付与するとの観点から改善を図る当該指摘があつたわけで、この法案をつくる当初は何か法文に明記されるような感じを私ども受けたわけですが、どうも漏れておるような感じがしますが、これはどうなつたのですか。どういうお考えなのか、お聞きをしたい。

○福川政府委員 御指摘のように第二臨調あるいは産業構造審議会におきまして、国が委託研究をいたしました場合の成果たる特許権の取り扱いについて、受託者にインセンティブを付与すべきではないかという御指摘があつたことは事実でございます。私どもその考え方あるいは答申を受けましていろいろ検討をいたしたわけでございますが、この現行法制等をいろいろ子細に検討をいたしました特許権等の一部を受託企業に譲渡することとしたわけでありますが、国の委託研究の成果としによつてこの特許権を共有にする、こういうような企業の研究意欲を高めるために、この国有となりました。これをひとつ実施面でどういうふうにしていくかということについては、今後実施

の段階での法令によりまして対処し得るということございまして、今回の条文の中には組み込まれないことにいたしたわけでございますが、既存の法律改正によりませんで、実施政省令の段階でこれが実現可能であるということでございますので、今申しましたように受託企業と特許権を共有するという格好で、このインセンティブを付与するという方向で私どもとしては財政当局と今後御相談してまいりたいと考えております。

○田原委員 その辺は非常に重要なところでありますので、ひとつ十分検討して詰めてやつていただきたいと思います。

センターは民間活力を最大限活用し、生かした法人であるべきでありますから、役員や評議員などは積極的に民間人を登用しなければならないと私は考えております。それからセンターの自主性を損なわないようにするためには、センターに対する政府の関与はできるだけ少なくして、必要最小限度にとどめるべきであると考えております。

この法案については、これらについて十分な配慮がなされておるかどうかについてもお伺いしたかったが、今まで例がある他の特別認可法人と比べてこのセンターがそういうことを配慮されていふると聞いておりますけれども、どの点がそういう点なのか、一つだけイグザンブルとして例を挙げていただきたい。

それから、このセンターについては通産、郵政両省が関与するわけですが、両省間の連絡調整が円滑に行われないとセンターの運営に支障を来しますが、それらについて、もちろん円滑にやっていただけるというお答えがいただけると思いますが、改めてここでその決意をいただきたいということと、その技術分野も両省にまたがっておりますので、それらのことによつてこのセンターができるだけ繩張り争いで民間に逆に迷惑をかけるといふことがないような点についても配慮願いたい。それらのことについて御決意を聞かせていただきたい。

は民間の活力を最大限に生かしていくべきである
ということです。私どもとしてもそのよ
うな態勢をとるべく、今後もしこの法律が成り立
たしました暁には、運用においては十分その点は
考えてまいりたいと思うわけであります。特に発
起人あるいは評議員等についてはこの基盤技術に
ついて学識経験のある人を選ぶことになつておる
わけであります。特に今御指摘のように民間活
力が十分發揮できるような運用を考えたいと思つ
ております。

また、センターの運用について自主性を損なわ
ないようすべきではないかという御指摘ござ
いまして、まことに私どもとしてもそのとおりで
あるうと思います。このために、例えば一例を申
しますと、法案の第三十三条におきまして、今後
このセンターの自主性を尊重すべしということを
明文で規定をいたしております。そう
いう意味で私どもとしてもこの運用については御
指摘の点に十分配慮してまいる考え方でございま
す。

また、今通産省と郵政省とが関与するセンタ
ー、こういうことになるわけで、各省庁が縄張り
争いで民間に大迷惑をかけることがあつてはな
らぬという御指摘でございます。私どもとしても
大変ごもつともな御指摘でございます。この運用
に当たりましては両省十分緊密な連絡をとつて作
業を共同で進め、しかもまたセンターの運営をで
きる限り自主性を尊重していくとということを基本
に置きながら、両省間で十分密接な連絡調整を行
つてまいりたいと思います。いやしくも縄張り争
い等で民間に御迷惑をかけることのないよう、そ
の点は御指摘を十分踏まえて運用に当たりたいと
存じます。

種その他全部公平にひとつやつていただきたいと思うわけです。その辺のところについてお考えを伺いたいと思います。

○福川政府委員 まず、センターの出資及び融資の仕組みでございますが、出資業務に関してはまず二つ運用を考えております、一つは、二以上の企業が共同して行うプロジェクトであるということを前提にいたしまして、まず第一が基礎研究または応用研究段階から実施する技術開発のプロジェクトとすることです。そういう意味では、この二以上の企業がやるという意味は、むしろ異業種間の連携と申しますようか、技術開発がかなりユーザー・サイドとそれから供給サイドと双方の協力関係を軸に展開すべきである、こういうような技術開発が多くなってきております。特に基礎技術ということになりますとそういった性格のものが多いわけですが、そういう基礎研究あるいは応用研究段階で二以上の企業が共同してやる、こういったものをまず第一に取り上げたいと思っております。もう一つは、技術開発要素に富む基盤的、先導的プロジェクトで、公益性を有し、収益の懐妊期間が長いものというようなもので、例えばニュースティック・ア・コミュニティ推進法人あるいはテレ・ビ・ア・推進法人を含めましてそのようなプロジェクトを考えてまいりたいと思つておるわけであります。この出資の業務と申しますのは、そういう意味ではリスクの高い、いわゆる基礎研究段階からやつていくようなものを対象に取り上げたいと思っております。

○寺村説明員 まず六十年度の産業投資特別会計の規模でございますが、歳入歳出規模五百八十六億円でございます。そのうち産業投資支出として貸し付けもしくは出資に充てられます金額が三百十四億円でございまして、一般会計の繰り入れが二百六十億円、こうしたことになつております。それから六十一年度につきましては現段階ではまだ

全体像がちょっとわかりませんのでお答えができないわけでございます。

○田原委員 次に、大蔵省にお聞きしたいのです。省のお考えをお聞きしたいと思います。
ただかないという格好での融資ということで、言つてみれば条件つきの無利子融資ということです。これはそういう意味では出資のものから比べますとややリスクが低い、リスクは高いけれども相対的にはリスクのやや少ないものを対象にしていくこう、こういうふうに考えておるわけであります。
いずれにいたしましても、この出資あるいは融資というものを、このようなりリスクマネーの供給方式を新たにつくるということで、リスクマネーの供給を多様化することによりまして民間の基礎研究、応用研究を誘導してまいれるというふうに判断をいたしております。

また、この運用に当たつて特定の地域に偏る、あるいは特定の分野に限るというようなことがあつてはいかぬという御指摘でございます。私ども

それから第二番目の御質問の、来年度の電電あるいはたばこ産業の株式の配当収入がどの程度見込まれるかということでございますが、本日の設立総会で日本たばこ産業株式会社の資本金が確定するはずでございまして、それによりますと資本金の額が一千億円でございますから産業投資特別会計に帰属いたしますのはその二分の一で五百億円になります。それから、明日日本電信電話株式会社の資本金が確定する予定でございますが、約

七千八百億円と現段階で見込まれております。そのうちの三分の一が産業投資特別会計に帰属いたしますから二千六百億円でございます。そういた

しますと、電電とたばこと合わせまして三千百億円ということになりますので、仮に一割配当といふことになれば三百十億円でございますし、五%配当ということになると百五十五億円、その程度のものが見込まれているわけでございます。

○田原委員 次に、大蔵省にお聞きしたいのです。融資の業務でございますが、これは融資という形態から御想像ができますとおりに、この融資業務の対象というのは主として応用研究段階から実施するプロジェクトを考えております。そういう意味では基礎研究などのリスクはないわけであります、応用研究としてのリスクがある、こういうことで、これを融資の対象にしていくこう、こういうことでございます。これにつきましては、いわゆる成功した場合には資金運用部の長期貸付金利相当の金利をいただくというようなことにいた

しておますが、失敗した場合にはその金利はいなければ条件つきの無利子融資ということです。これはそういう意味では出資のものから比べますとややリスクが低い、リスクは高いけれども相対的にはリスクのやや少ないものを対象にしていくこう、こういうふうに考えておるわけであります。

○寺村説明員 まず六十年度の産業投資特別会計の規模でございますが、歳入歳出規模五百八十六億円でございまして、一般会計の繰り入れが二百六十億円、こうしたことになつております。それから六十一年度につきましては現段階ではまだ

全体像がちょっとわかりませんのでお答えができないわけでございます。

○田原委員 出資の対象プロジェクトの選定といふのは非常に重要なことです、技術評価も含めまして。そうすると、それは相当優秀な技術者が要るわけですが、それらは常駐させてやるのか、それとも必要に応じ委員会制度でもつくつておいて集まつていただいてやるのか。それから、

そういうことがたびたび行われるとすると学者や技術者の研究の邪魔にならないかというようなことを等が私、心配になるわけですが、これも要点を一言、二言でお答えいただきたいと思います。

○福川政府委員 今後の運用でございますので、このセンターの設立が終わりました段階でセンターの役員がその辺のことは決めるべきだと思います。それでもこのプロジェクトの選定に当たりましては、それぞれのプロジェクトの具体的な内容に基づいてはいかぬという御指摘でございます。私ども

きましてその重要性、熟度等を考えて選定してまいりたいということです。センターがでいるということでお尋ねでございますので、センターがで

きました設立の趣旨にもかんがみまして、この運用についてはセンターの自主性を尊重しながらこのプロジェクトに応じましてその採択を考えてい

くことなど、少なくともその運用が偏ること

のないように十分考慮してまいりたいと思いま

す。

○田原委員 次に、大蔵省にお聞きしたいのです。

が、このセンターと産投会計とは深いかかわりを

持つわけですが、六十年度の産投会計の規模、六

十一年度ほどの程度予想されるか。それから新電

電の株式の三分の一を政府が保有して、その配当

金が投入されると聞いておりますけれども、難し

い話でしようが配当はどのくらいを一応想定され

るか。それから、配当金が入る場合、全くひもつ

きで直入されて技術にそのまま使わせてもらえる

のか、あるいは色を薄めてお出しになるのか、そ

しておりまして、配当收入だけを区分して取り扱

うことにはなつております。以上でございます。

○寺村説明員 まず六十年度の産業投資特別会計の規模でございますが、歳入歳出規模五百八十六

億円でございます。そのうち産業投資支出として貸し付けもしくは出資に充てられます金額が三百十

四億円でございまして、一般会計の繰り入れが二

百六十億円、こうしたことになつております。そ

れから六十一年度につきましては現段階ではまだ

全体像がちょっとわかりませんのでお答えができないわけでございます。

○田原委員 次に、大蔵省にお聞きしたいのです。

が、このセンターと産投会計とは深いかかわりを

持つわけですが、六十年度の産投会計の規模、六

十一年度ほどの程度予想されるか。それから新電

電の株式の三分の一を政府が保有して、その配当

金が投入されると聞いておりますけれども、難し

い話でしようが配当はどのくらいを一応想定され

るか。それから、配当金が入る場合、全くひもつ

きで直入されて技術にそのまま使わせてもらえる

のか、あるいは色を薄めてお出しになるのか、そ

しておりまして、配当收入だけを区分して取り扱

うことにはなつております。以上でございます。

○寺村説明員 まず六十年度の産業投資特別会計の規模でございますが、歳入歳出規模五百八十六

億円でございます。そのうち産業投資支出として貸し付けもしくは出資に充てられます金額が三百十

四億円でございまして、一般会計の繰り入れが二

百六十億円、こうしたことになつております。そ

れから六十一年度につきましては現段階ではまだ

全体像がちょっとわかりませんのでお答えができないわけでございます。

○田原委員 次に、大蔵省にお聞きしたいのです。

が、このセンターと産投会計とは深いかかわりを

持つわけですが、六十年度の産投会計の規模、六

十一年度ほどの程度予想されるか。それから新電

電の株式の三分の一を政府が保有して、その配当

金が投入されると聞いておりますけれども、難し

い話でしようが配当はどのくらいを一応想定され

るか。それから、配当金が入る場合、全くひもつ

きで直入されて技術にそのまま使わせてもらえる

のか、あるいは色を薄めてお出しになるのか、そ

しておりまして、配当收入だけを区分して取り扱

うことにはなつております。以上でございます。

○寺村説明員 まず六十年度の産業投資特別会計の規模でございますが、歳入歳出規模五百八十六

億円でございます。そのうち産業投資支出として貸し付けもしくは出資に充てられます金額が三百十

四億円でございまして、一般会計の繰り入れが二

百六十億円、こうしたことになつております。そ

れから六十一年度につきましては現段階ではまだ

全体像がちょっとわかりませんのでお答えができないわけでございます。

○田原委員 次に、大蔵省にお聞きしたいのです。

が、このセンターと産投会計とは深いかかわりを

持つわけですが、六十年度の産投会計の規模、六

十一年度ほどの程度予想されるか。それから新電

電の株式の三分の一を政府が保有して、その配当

金が投入されると聞いておりますけれども、難し

い話でしようが配当はどのくらいを一応想定され

るか。それから、配当金が入る場合、全くひもつ

きで直入されて技術にそのまま使わせてもらえる

のか、あるいは色を薄めてお出しになるのか、そ

しておりまして、配当收入だけを区分して取り扱

うことにはなつております。以上でございます。

○寺村説明員 まず六十年度の産業投資特別会計の規模でございますが、歳入歳出規模五百八十六

億円でございます。そのうち産業投資支出として貸し付けもしくは出資に充てられます金額が三百十

四億円でございまして、一般会計の繰り入れが二

百六十億円、こうしたことになつております。そ

れから六十一年度につきましては現段階ではまだ

全体像がちょっとわかりませんのでお答えができないわけでございます。

○田原委員 次に、大蔵省にお聞きしたいのです。

が、このセンターと産投会計とは深いかかわりを

持つわけですが、六十年度の産投会計の規模、六

十一年度ほどの程度予想されるか。それから新電

電の株式の三分の一を政府が保有して、その配当

金が投入されると聞いておりますけれども、難し

い話でしようが配当はどのくらいを一応想定され

るか。それから、配当金が入る場合、全くひもつ

きで直入されて技術にそのまま使わせてもらえる

のか、あるいは色を薄めてお出しになるのか、そ

しておりまして、配当收入だけを区分して取り扱

うことにはなつております。以上でございます。

○寺村説明員 まず六十年度の産業投資特別会計の規模でございますが、歳入歳出規模五百八十六

億円でございます。そのうち産業投資支出として貸し付けもしくは出資に充てられます金額が三百十

四億円でございまして、一般会計の繰り入れが二

百六十億円、こうしたことになつております。そ

れから六十一年度につきましては現段階ではまだ

全体像がちょっとわかりませんのでお答えができないわけでございます。

○田原委員 次に、大蔵省にお聞きしたいのです。

が、このセンターと産投会計とは深いかかわりを

持つわけですが、六十年度の産投会計の規模、六

十一年度ほどの程度予想されるか。それから新電

電の株式の三分の一を政府が保有して、その配当

金が投入されると聞いておりますけれども、難し

い話でしようが配当はどのくらいを一応想定され

るか。それから、配当金が入る場合、全くひもつ

きで直入されて技術にそのまま使わせてもらえる

のか、あるいは色を薄めてお出しになるのか、そ

しておりまして、配当收入だけを区分して取り扱

うことにはなつております。以上でございます。

○寺村説明員 まず六十年度の産業投資特別会計の規模でございますが、歳入歳出規模五百八十六

億円でございます。そのうち産業投資支出として貸し付けもしくは出資に充てられます金額が三百十

四億円でございまして、一般会計の繰り入れが二

百六十億円、こうしたことになつております。そ

れから六十一年度につきましては現段階ではまだ

全体像がちょっとわかりませんのでお答えができないわけでございます。

○田原委員 次に、大蔵省にお聞きしたいのです。

が、このセンターと産投会計とは深いかかわりを

持つわけですが、六十年度の産投会計の規模、六

十一年度ほどの程度予想されるか。それから新電

電の株式の三分の一を政府が保有して、その配当

金が投入されると聞いておりますけれども、難し

い話でしようが配当はどのくらいを一応想定され

るか。それから、配当金が入る場合、全くひもつ

きで直入されて技術にそのまま使わせてもらえる

のか、あるいは色を薄めてお出しになるのか、そ

しておりまして、配当收入だけを区分して取り扱

うことにはなつております。以上でございます。

○寺村説明員 まず六十年度の産業投資特別会計の規模でございますが、歳入歳出規模五百八十六

億円でございます。そのうち産業投資支出として貸し付けもしくは出資に充てられます金額が三百十

四億円でございまして、一般会計の繰り入れが二

百六十億円、こうしたことになつております。そ

れから六十一年度につきましては現段階ではまだ

全体像がちょっとわかりませんのでお答えができないわけでございます。

○田原委員 次に、大蔵省にお聞きしたいのです。

が、このセンターと産投会計とは深いかかわりを

持つわけですが、六十年度の産投会計の規模、六

十一年度ほどの程度予想されるか。それから新電

電の株式の三分の一を政府が保有して、その配当

金が投入されると聞いておりますけれども、難し

い話でしようが配当はどのくらいを一応想定され

るか。それから、配当金が入る場合、全くひもつ

きで直入されて技術にそのまま使わせてもらえる

のか、あるいは色を薄めてお出しになるのか、そ

しておりまして、配当收入だけを区分して取り扱

うことにはなつております。以上でございます。

○寺村説明員 まず六十年度の産業投資特別会計の規模でございますが、歳入歳出規模五百八十六

億円でございます。そのうち産業投資支出として貸し付けもしくは出資に充てられます金額が三百十

四億円でございまして、一般会計の繰り入れが二

百六十億円、こうしたことになつております。そ

れから六十一年度につきましては現段階ではまだ

全体像がちょっとわかりませんのでお答えができないわけでございます。

○田原委員 次に、大蔵省にお聞きしたいのです。

が、このセンターと産投会計とは深いかかわりを

持つわけですが、六十年度の産投会計の規模、六

十一年度ほどの程度予想されるか。それから新電

電の株式の三分の一を政府が保有して、その配当

金が投入されると聞いておりますけれども、難し

い話でしようが配当はどのくらいを一応想定され

るか。それから、配当金が入る場合、全くひもつ

きで直入されて技術にそのまま使わせてもらえる

のか、あるいは色を薄めてお出しになるのか、そ

しておりまして、配当收入だけを区分して取り扱

うことにはなつております。以上でございます。

○寺村説明員 まず六十年度の産業投資特別会計の規模でございますが、歳入歳出規模五百八十六

億円でございます。そのうち産業投資支出として貸し付けもしくは出資に充てられます金額が三百十

四億円でございまして、一般会計の繰り入れが二

百六十億円、こうしたことになつております。そ

れから六十一年度につきましては現段階ではまだ

全体像がちょっとわかりませんのでお答えができないわけでございます。

○田原委員 次に、大蔵省にお聞きしたいのです。

が、このセンターと産投会計とは深いかかわりを

持つわけですが、六十年度の産投会計の規模、六

十一年度ほどの程度予想されるか。それから新電

電の株式の三分の一を政府が保有して、その配当

金が投入されると聞いておりますけれども、難し

い話でしようが配当はどのくらいを一応想定され

るか。それから、配当金が入る場合、全くひもつ

きで直入されて技術にそのまま使わせてもらえる

のか、あるいは色を薄めてお出しになるのか、そ

しておりまして、配当收入だけを区分して取り扱

うことにはなつております。以上でございます。

○寺村説明員 まず六十年度の産業投資特別会計の規模でございますが、歳入歳出規模五百八十六

億円でございます。そのうち産業投資支出として貸し付けもしくは出資に充てられます金額が三百

るか、あるいは官民それぞれにどのようなボテンシャルがあるかということを把握いたしまして、その上で共同研究のテーマのマッチングを行なう。さらに、これらの共同研究を行ないます場合の諸手続の代行等を行うというようなことによりまして、どちらかといいますと従来産官の間の連携がそれほど十分でなかつた点をコーディネート機能と申しますかりエゾン機能によりまして補おうとするものでございます。これらの共同研究を行なう過程におきまして、大学等の先生方の御指導をいただくとか参加をいただくということも非常に重要な面があらうかと思います。従来私どもの試験研究でそいつた御指導等をいただいておこなつまして密接な連絡をとるようにいたしたいと考えておる次第でございます。

○田原委員 次に、三号業務の共同研究事業の仕組みについてお聞きしたい。また、センターはみずから研究をやる考え方があるのかないのか。それ

からセンター自体に研究者を常駐させる考え方があるのかないのか。もしそういうことがあつたりし

た場合は、あるいはその他の場合で国から出向する

研究者について、例えば一定期間経過後必ず交代させることも配慮しなければならぬと思

うのですが、その辺のお考えはどうですか。

○荒尾政府委員 第三号業務でございますが、こ

れはお話をのように民間から委託を受けましてこの

センターで共同研究事業を行なうものでございま

す。その際に国立の試験研究所等から研究者が出

向するという場合があるわけでございますが、こ

の研究者が出向で不利な扱いにならないようにそ

の制度を補うことによりましてこういった官民両者

の共同研究が推進できるよう進めたいと思つております。その際に、お話しのように期間がど

うなるかといふことは研究者にとりましては非常

に重要なことでございます。余りきちっとしたと

いいますか、しゃくし定規な出向規定では研究の

成果を得ることができませんし、逆に余り長くなる

うなれば、不利にならないよう、あるいはアンバ

ランスが生じないように配慮しておる次第でございます。

それから、官民給与格差等につきまして御指摘

の点があるわけでございます。これは他の特殊法

人あるいは特認法人への出向の例等を勘案いたし

ながら、不利にならないよう、あるいはアンバ

ランスが生じないように配慮してまいりたいと考

えております。

○田原委員 この法律案は民間の試験研究活動の

円滑化を図るために諸措置を講じておるわけで

すが、国の研究者の研究意欲を高めるための研究環

境の整備についても十分配慮していかなければ片

手落ちと言わざるを得ないのかもしれないと思

います。例えば我が国の民間企業の資金は大部分が海外の大学や研究機関に流出していると聞

いております。また、研究者の交流も不十分であ

ります。本法律案においても、研究者の交流、施

設の利用等を通じ連携強化を促す措置が講じられ

ることになつておりますが、今後一層連携促進の

ための環境整備について検討していく必要がある

と思いますが、それについてのお考えをひとつ

考えておきます。

○田原委員 国有の試験研究施設の減額使用は国

立試の業務を妨げ、國の研究者の意欲を低下させ

るというおそれはないのかどうか。これは老婆心

かも知れませんが、さらに、民間における試験研

究を促進すると財政難その他を理由に國のプロジェ

クトが今度は逆に減るとか、そういうトータル

改善という御意見が出ているわけであります。こ

の産官学の連携の必要性につきましては、産業構

造審議会でもいろいろ御議論をいただきました。

またこの法律案の中でも、センターの業務を通じて産官を中心とした連携の強化を図るということ

も盛り込まれております。共同研究あるいは情報

提供といったような業務でかなり幅広い形で産官

の連携ができる条件が整うのではないかと期待を

寄せておるわけであります。さらにまた、これに

かしそ中で、例えば工業技術院で申しますと明

年度七・六%の予算の増というような形で研究環

境の整備に努めておるところでございますが、今

後ともその努力を続けたいと考えます。

それから、国有の試験研究設備の減額使用等で

ございますが、これはあくまでも国立試験研究機

関等における研究の妨げにならないといいます

ございますが、これはあくまでも国立試験研究機

関等における研究の妨げにならないといいます

が、國立試験研究機関における本来業務の余裕が

あります場合にこれを認めることでござい

ますとして、研究意欲の低減にならないよう、その

ような面から配慮をしてまいりたいと考えておる

次第でございます。

○田原委員 基礎、応用研究段階からの研究開発

は、大學を含めたいわゆる産官学がおのの独立

性を保ちつつ連携を進めていくことが必要である

と思うのです。しかし、現実には我が國の場合、

アメリカ等に比べて産官学連携が進んでおらない

と思います。例えば我が國の民間企業の資金は大

部分が海外の大学や研究機関に流出していると聞

いております。また、研究者の交流も不十分であ

ります。本法律案においても、研究者の交流、施

設の利用等を通じ連携強化を促す措置が講じられ

ることになつておりますが、今後一層連携促進の

ための環境整備について検討していく必要がある

と思いますが、それについてのお考えをひとつ

考えておきます。

○福川政府委員 産官の連携強化という御指摘

でございます。これはお話しのように、確かにア

メリカ等においては資金的にもあるいは情報提供

といつた面でもかなり整備されておると思うわけ

であります。また、日本の産業界からもこの辺の

改善という御意見が出ているわけであります。こ

の産官学の連携の必要性につきましては、産業構

造審議会でもいろいろ御議論をいただきました。

またこの法律案の中でも、センターの業務を通じて

産官を中心とした連携の強化を図るということ

も盛り込まれております。共同研究あるいは情報

提供といったような業務でかなり幅広い形で産官

の連携ができる条件が整うのではないかと期待を

寄せおるわけであります。さらにまた、これに

かしそ中で、例えば工業技術院で申しますと明

年度七・六%の予算の増というような形で研究環

境の整備に努めておるところでございますが、今

後ともその努力を続けたいと考えます。

それから、國立試験研究機関における本来業務の余裕が

あります場合にこれを認めることでござい

ますとして、研究意欲の低減にならないよう、その

ような面から配慮をしてまいりたいと考えておる

次第でございます。

○田原委員 産学、産官、産官学、それぞれ今お

答えあつたように、これから十分うまくいくよう

にするお話しやるのですが、いろいろ新聞をに

ぎわした事件もあつたりしまして、日本の場合は

アメリカ等では問題にならないようなことでも問

題になつたりするわけです。

そこで、本當は文部省においておいでいただいて聞く

べきであつたかもせんが、産官でも結構で

おどしながら、少し萎縮しながらやつている面が

あると思うのです。これは大事なことではあるの

ですが、しかし一方ガイドラインが何かつくつ

て、これらのこととはやつていいですよ、ここまで

はいいですよというような積極的な姿勢を示さな

いと、普通は萎縮する方向にいくのですね。その

辺について、ガイドラインが何かつくつて文部省

ともお話し合いをしながら進めていく具体的な手

だてをやるお考えがあるかどうか、ひとつ局長に

お聞きしたい。

に新聞で問題になつたようなケースがございまして、私も記憶をいたしております。この産官学の連携ということをやつてあります上にはいろいろの制度面の改善、運用の改善といったものが必要になると思つております。センターの機能というのもそれに大変大きく役立つものというふうに思つておるわけであります。今後それをガイドラインという格好でやつしていくのかどうか、これはまたいろいろと、それぞれの制度の仕組みから問題があらうかとは思いますが、今後少なくともこの法律に関する限りでは、このセンターの運用を図つていく。こういう場合にははどういうよなことをここでやつていくのか、例えば施設の廉価使用をする、あるいは共同研究をやるというようなことになつてまいりますと、おのずとその運用の方法というものは出でてくると思います。その際に、民間のニーズを十分くみ上げながらその運用を図つてしまいたいと思っております。

そのほか、また大学との関係につきましては、今後それぞれ民間のニーズに応じまして関係省庁と十分相談しながら可能な措置を講じてまいりたいと思いますが、今お話しのように、どうしてもおどおどしながらやるというようなことになつたのでは本来この成果が上がりませんので、その点につきましては、運用の面におきまして私どもも微力ではありますが、できるだけの努力をいたしたいと思います。

○田原委員 話はちょっとと変わりますけれども、本法案はいわゆるターゲティングボリシードであるとして諸外国から批判を招くおそれはないか。こ

れは聞かないでもいいことかもしれません。

○福川政府委員 これはむしろ基盤技術、各産業に大変使われるような、横断的に使われる技術あるいは特定の分野における革新的な技術というこ

とでございまして、そういうものの、特に基礎あるいは応用の段階の技術開発をしていくこうということございまして、特定の産業分野の競争力の強化ということを考えているものではございませんし、また諸外国、特にアメリカが関心を持つて

おります開発段階、商業化段階、企業化段階、こういったものを対象にいたしておるものではございません。むしろ日本というのは基盤的な基礎技術のただ乗り論という批判が出てるくらいでございまして、そういう意味では特に特定の産業分野の競争力を強化しようということをねらつて、ものではございませんで、広く基盤的な技術の、特に基礎、応用段階の研究開発、試験研究を進めようとしてございます。もちろんこの場合には諸外国に対しましても、諸外国から日本に来ているような企業についてもイコールアクセスを認めるというよなことでござりますれば、諸外国から批判を浴びるということはいささかもないと私どもは考えております。

○田原委員 ちょうど十一時になりましたが、二分ありますので大臣に最後にお聞きしたいのです

が、本法律案の運用を含めて総合的な技術開発政策の積極的推進について、これから決意をひとつお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○村田国務大臣 田原委員の御質疑を先ほど来承つておりました。

現在、世界経済は技術革新の胎動期でございます。特に、新素材、マイクロエレクトロニクス、

電気通信等の基盤技術分野における技術開発は、国民経済や国民生活の基盤の強化に大きく寄与するものであり、このようないくつかの分野における技術開発を積極的に推進し、その萌芽を将来に大きく開花させていくことが私どもの責務であると思いま

す。特に、新素材、マイクロエレクトロニクス、電気通信等の基盤技術分野における技術開発は、一つは国民経済、

技術分野における技術開発は、一つは国民経済、民生生活の基盤の強化に大きく寄与するもの、もう一つは、二十一世紀における新技術文明の幕あけを告げるもの、こういうふうな概念で一応くつづいてるわけありますけれども、後でまた、その定義の点についてはお聞きしてみたいと思いま

す。

昨年までは、基盤技術という言葉は私どもになじまなかつた言葉だと思うのです。新しく基盤技術ということが先に出てきたのか、それとも、後ほどまたお聞きいたしますが、専売あるいは電電等が民営化されてくる、その株式の配当をこれか

ら、提案されている言葉で言えば、基盤技術を進めていくために有効に利用していきたい、さあそこで一体どういう言葉があるか。これまでも技

術に関するいろいろな言葉はありますけれども、それなら従来の制度があるわけですから、その制度を活用するなり、あるいは手直しするなり補強をするなりすればいいじゃないか。そうした財源を有効に使つていただくためには、もつとすぐれたいわゆる基盤技術ということが発想の根底にあるの

を払つていく必要があると認識をしております。この法律案は、まさに基盤技術分野における民間の試験研究を促進することを目的とするものであります。

○後藤委員 昨日、大臣から基盤技術研究円滑化法の提案理由の説明を受けまして、基盤技術と

いうものが一体どういう意味合いを持っているのかということが大臣の提案理由の説明の中からも必ずしも十分に私はまだ理解ができないわけであります。

○柏谷委員長 これにて田原隆君の質疑は終わりました。

○後藤委員 徒然て、後藤茂君の質疑に入ります。

○後藤委員 昨日、大臣から基盤技術研究円滑化法の提案理由の説明を受けまして、基盤技術と

いうものが一体どういう意味合いを持っているのかということが大臣の提案理由の説明の中からも必ずしも十分に私はまだ理解ができないわけであります。

○田原委員 終わります。

○柏谷委員長 これにて田原隆君の質疑は終わりました。

○後藤委員 徒然て、後藤茂君の質疑に入ります。

○後藤委員 昨日、大臣から基盤技術研究円滑化法の提案理由の説明を受けまして、基盤技術と

いうものが一体どういう意味合いを持っているのかということが大臣の提案理由の説明の中からも必ずしも十分に私はまだ理解ができないわけであります。

○柏谷委員長 これにて田原隆君の質疑は終わりました。

○後藤委員 徒然て、後藤茂君の質疑に入ります。

○後藤委員 昨日、大臣から基盤技術研究円滑化法の提案

つたものに象徴をされる新しい時代の到来であるかと思いますが、それはまさに技術開発であり、そして情報化時代であろうということが感じられるわけでございます。

それでは、政府はどういうふうにそういう技術開発、新しいこれから世界を動かそうとしておるものに対応をしようとしているのか。これは何としてもそういう科学技術、技術開発を進めていかなければならぬ。そのためにこの法律をお願いをしておるわけですが、これですべてが足りりというわけではありません。しかし、通産省としてのこととの対応の中では最も大きな対応の一つではないかと思つておりますが、この新しい時代に対応して通産省で、言うなれば、この新しい時代に対応して通産行政、産業振興というものはいかにあるべきか、それは一丁目一番地と言われる技術開発を推進していくことである。もちろん、これは通産省一省でできることではありませんから、郵政省であるとかあるいは政府全体の力として推し進めていくわけですが、そういう趣旨で基盤技術といふことを理解をいたしております。

○後藤委員 今のお説明でも実はまだよくわからぬわけですが、私はこだわるわけではないのですが、少し整理をしておきたいと思つて実は申し上げたわけです。

昨年の経済白書では、これも基盤技術といふような言葉は一つもありません。経済企画庁がつくつてゐるわけですから通産とかかわりはないかもわかりませんけれども、今大臣がお答えになりましたような新素材、バイオテクノロジー等々は先端技術という言葉でくくられているわけです。

「先端技術革新は、マイクロ・エレクトロニクスを中心とする」というような言葉があり、テクノボリスの法律の審議の際にも高度技術というような言葉があり、あるいは通産にかかる技術といったことは、後でまた申し上げますけれども、次世代産業基盤技術、これは基盤技術というものが次世代産業という言葉でくくられているのかどうかわかりませんけれども、そういう言葉が出てま

りまして、そしてその開発の制度がもう既に確立をされているわけです。あるいはまた重要な技術研究開発費の補助金制度の中におきましては重要技術という言葉があり、あるいは大型プロジェクトにつきましては大型工業技術というのがあります。さらに科技関係の方では新技術、そして新技術開発事業団、あるいはまた創造科学技術推進事業といふんですか、同じく事業団の創造科学技術、こういうような言葉があるわけです。後で定期のところにも触れてまいりますので、こういったたくさん技術、これをさらに包括したのが基盤技術なのか。それとも、その中から幾つか基盤技術として考へているものを取り上げて、これまでの各省庁にわたるものと競合しない形で進めいくのか、この辺の整理が実はまだ私にはよくのめ込めないものですから重ねて、大臣十五分くらい出られるようですねけれども、この辺の整理をひとつしていただきたいなと思います。

○村田国務大臣 後藤委員の御指摘、よく理解でござりますが、私も通産省へ参りましたところについてお考えになつておられると思いましてから、この技術の問題を一生懸命考へておりますが、今のお尋ねは非常に厳格な定義づけといふことについてお考えになつておられると思います。

ビジョンにつきましては、御承知のように、「八〇年代の通産政策ビジョン」というのが昭和五十年の三月にできました。それからまた、通産省としては「八〇年代ビジョン」に基づく検討課題として「八〇年代の通産政策ビジョン」などを作成をいたしておりますとございます。

ところで、この法律で言つております基盤技術ということにつきましては、私は二つの要件に合致するものとして考へております。その一つは、鉱工業、電気通信業等の技術のうちで、通商産業省及び郵政省の所管に係るもの、それから二は、国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するもの、こういうふうに考へております。

また、国民経済及び国民生活の基盤の強化に相

技術が製品等に体化をされた場合において、その製品等が有することとなる波及性、利用分野の広がりでございますね、それから影響度、性能、生産性の向上に与える効果でございますが、十分に確立をされておりません。あるいはまた重要な技術研究開発費の補助金制度の中におきましては重要技術といふ言葉があり、あるいは大型プロジェクトにつきましては大型工業技術といふのがあります。さらに科技関係の方では新技術、そして新技術開発事業団、あるいはまた創造科学技術推進事業といふんですか、同じく事業団の創造科学技術、こういうような言葉があるわけです。後で定期のところにも触れてまいりますので、こういったたくさん技術、これをさらに包括したのが基盤技術なのか。それとも、その中から幾つか基盤技術として考へているものを取り上げて、これまでの各省庁にわたるものと競合しない形で進めいくのか、この辺の整理が実はまだ私にはよくのめ込めないものですから重ねて、大臣十五分くらい出られるようですねけれども、この辺の整理をひとつしていただきたいなと思います。

○後藤委員 大臣は参議院の方に呼ばれておられたようですから、往復の距離がございますから、また後でお伺いをいたしますけれども、ひとつもう少し整理していただいてお願ひをしたいと思います。

○後藤委員 大臣がお答えになりました「八〇年代の通産政策ビジョン」というのを私も読んでみました。この「八〇年代の通産政策ビジョン」五十五年、今から五年前でございますけれども、これはいわゆる「技術立国への道」という形で、八〇年代の技術開発の課題といふものを提起している。この中を読んでみましても、九〇年代以降に開花が予想される画期的な技術革新の準備のための重要な時期、想定される次世代技術を挙げまして、その第一にライフサイエンスを挙げているわけですが、そことのところの「政策が重点を置く技術開発分野」の中に、多くの産業、技術の基盤となる新素材技術、光ファイバー、ニューセラミックス、

アモルファス材料、高機能性樹脂、極限材料、複合材料などの新材料の開発がさまざまな産業の基盤となるというような説明がなされているわけです。それを受けて五十五年十一月に「産業構造の展望と課題」「技術革新に対する要請」の中で、さらには「一九九〇年代のリーディングインダストリー」となる海洋開発産業、新エネルギー産業、バイオインダストリーなどを確立するためにはその基盤となる技術開発の推進が重要である。こういう指摘がされているわけです。これを受けて言つてみると、製品の小型化や信頼性の向上といた面で性能の向上に大きく寄与する、つまり影響度が高いことから、かかる技術は基盤技術に該当する。なお、本案は、こうした基盤技術を育てるための試験研究の円滑化を図つていくことなどが中心になつておるわけでございます。

こう言つて言葉を申し上げましても、なかなかすぐにはそうであるかというふうに御理解がいたただけないかもしれません、私としても自下勉強中でございまして、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○後藤委員 大臣は参議院の方に呼ばれておられたようですから、往復の距離がございますから、もうちょっとビジョンなき——これが生きているお聞きをしたいと思いますけれども、この約五年ぐらいた前につくられた、大体十年サイドであるいは見直しがされるのかわかりませんけれども、ちよつとビジョンなき——これが生きているお聞きをしたいと思いますけれども、この約五年ぐらいた前につくられた、大体十年サイドであるいは見直しがされるのかわかりませんけれども、ちよつとビジョンなき——これが生きているお聞きをしたいと思います。

それと関連をして、基盤技術といふものをどのように位置づけていくのか。この提案理由の説明ビジョンといふものについても見直し作業にもう入っておつていいんじやないかと思うわけです。非常にロマンと夢を持つということも大切だと思っているのですけれども、羅針盤がもう一つはつきりしていませんで、少しこれまでの通産の非常に伝統的ないい面、先進的に次代を切り開くということよりも、どうも少し自己のことにこだわり始めてきているんではないかといふ心配をするのですから、局長どうなんでしょうか。この通産ビジョンとのかかわり、基盤技術といふものの位置づけ、その定義、性格、もう一度、大臣の答弁ではもう一つ理解できませんでしたので、お伺いしたい。

○福川政府委員 「八〇年代の通産政策ビジョン」との関連で、この基盤技術の試験研究の促進、円滑化といふのはいかがなものであるかという御指

まず、産業構造ビジョンの点でございますが、このときから確かに技術立国ということを一つの旗に掲げまして、今後、その次の世代を切り開くような産業の基盤となる環境条件を整備をしていこうという提案をいたしたわけでございまして、そのために、八〇年代に入りましても幾つかの施策を展開をしてまいりました。今回、御提案いたしましたものもその延長線上にあるわけでございまして、確かにここ数年の間に日本の技術開発をめぐる環境もかなり変化をしてまいりました。また、諸外国からも、特に日本も石油ショックを契機にいたしまして、新しい技術開発に取り組むという意欲が日本経済の中にかなり息づいてまいつたわけでございます。

この際に、~~日本~~政府の從来やつてまいりました特に基礎分野の技術開発、さらに民間におきましても、これをその分野にも順次その基礎あるいは応用、基礎と申しましても目的基礎研究ということがまず重点にならうと思ひますけれども、そ

れに応用研究という段階に民間を誘導していく必要性が出てきている。また、チャレンジすべき技術の分野というのは大変広がってきているとい

うことから、國も力を入れ、また民間の力もここに發揮させていきたいというのが、昨年の秋いただ

きました産業構造審議会の御答申の趣旨でござい

ます。そういう意味ではこの「八〇年代のビジョン」をより深く掘り下げ、より広く展開をしていくというのが今回のこの法律の趣旨であるわけであります。

しかば、先ほど先生から大臣にも御質問がございました、いろいろな言葉があるじゃないか、一体どういうことであるのかというお尋ねでございます。私どもいたしましては、今回この法律

上、基盤技術という表現を使いますのは今回が初めてでございますが、そのために今回の定義をどう考えるべきかという点は、いろいろ議論をいたしました。その点は大変深い御指摘でございました。

私ども、ここで国民経済及び国民生活の基盤

の強化に相当程度寄与するものを基盤技術と言つておりますが、これの趣旨は、先ほど大臣が御説明をいたしましたように、影響度ある

いは波及性が大きいもの、こううことになりま

すが、しかばハイテク技術、ハイテク産業はどうか、こうしたことでございますが、私どもは、

いわゆる俗に先端産業、今、新素材あるいはバイオテクノロジーあるいはマイクロエレクトロニク

スといったような先端産業、こういう先端産業に属します技術、先端産業を支える技術の要素とい

うのが幾つかあると思うわけであります。したが

いまして、いわゆる先端技術、先端産業に属する

技術という中にもいろいろあります。その中でも特に基盤の強化に相当程度役立つもの、こうい

うことを考えておるわけでありますと、具体的に、例えばバイオテクノロジーに例をとれば、い

わゆる生体の酵素等の要素を使って工業関係の技術をするわけでありますと、そこには、例えばDNAの交換の技術でありますとか、細胞の融合の

技術でありますとか、あるいはバイオリアクターの技術でありますとか、いろいろなそういう要素

にこれが分解されるわけでありますと、そういう意味で、その先端産業に属する技術の中で非常に基盤となるような技術、これをここで基盤技術と称したわけであります。

また一方、先端産業という一つの新しい産業分野ということのほかに、先ほど大臣が超微細加工

技術というようなものを例を挙げて御説明を申し上げましたが、この超微細加工技術は先端産業た

るマイクロエレクトロニクスにもこれは応用される技術であります。しかし、またそれ以外の既存

の産業分野にも応用される、適用されるべき技術でありまして、それだけにこそ波及性あるいは影

響度が大きいわけでありますと、先ほど大臣も御答弁申し上げましたように、例えば超微細加工技

術をとりまれば、これはもちろん工作機械、自動車といったような既存の産業分野にも適用され

る、こういうことになるわけであります。

したがいまして、私どもとしては先端産業に属する技術と基盤技術という面はかなりの部分でダ

ブルわけでありますと、しかし、それで先端技術だけが基盤技術というふうに考えているわけではありませんで、そういう意味では、各産業を通じまし

て横断的に使われるような技術あるいは国民経済、国民生活の基盤の非常に強化になる技術とい

うものを考え、さらにまた、特定の産業分野におきましてもかなり革新的になるような技術、こう

いうものをとらえたわけでありますと、かなりの部分ダブる面はあると思いますが、先端産業の技術と基盤技術とはかなりダブりますが、ダブらない面もあるというふうに考えておるわけであります。

では、しかば、この「八〇年代ビジョン」と今回の法律とは、少し通省省、ビジョンが最近な

くて近視眼的になっているのではないかという御趣旨でございましたが、私どもといたしましては、こうした技術立国ということは今後とも日本

の歩むべき道であると思ひますし、これから諸外国の技術に依存できないといたしますれば、むしろ創造的な技術を、日本としてその力を備えてい

く、しかも、その技術成果を諸外国に貢献をしていくということが日本に課された課題であるとい

うふうに思うわけでありますと、そういう意味ではこの「八〇年代のビジョン」の延長線上にある

ものでありますと、ちょうどまたいろいろな諸環

境がこのようないな策を講ずるのに熟してきたとい

うことから、このよな政策手段を用意してお諮りをさせていただいている、こういう趣旨でござ

いますので、ひとつ私どもの政策が、私どもとしてはできるだけ長期の視野に立った政策展開をいたしたいと考えておりますので、今後ともよろしく御指導賜りたいと思います。

○後藤委員 大臣もまだ考えているところがたくさんあるというようなことを言つておつたのです

が、私は、整理をしておきたいと思って、くどい

ことをございまして、國がまるまるリスクあるいはコストが負担し得ないものを國が負担をして、民

新技術あるいはバイオテクノロジー、新機能素子と

間の知恵もかりながらやるということでございま

ったようなものがございます。これは委託開発

しております。そこには、今御引用なさいましたよ

うことで、民間ではまたそのリスクあるいは

コストが負担し得ないものを國が負担をして、民

進センター、ここでやろうとしておりますリスクマネーの供給の制度は、出資あるいは融資という

ことでございまして、國がまるまるリスクあるいはコストを負担するというものではないわけでござ

いません。そういう意味では、あるインセンティ

ブを付すことによって民間がそれに挑戦するよ

うな環境をつくる、そして研究開発が行われれば、将来においてこれが事業として収益性につながり得るようなもの、これのリスクを補完をする、こういうことでございます。したがって、次世代産業基盤技術研究開発制度と申しますのは、コストも、あるいはリスクもこれは全く国が負担をしてやる、こういう性質のものであるのに対しまして、今回のセンターでやりますものは、リスクを国が一部負担して、あと民間を誘導してやっていくもの、こういうふうに考えておるわけであります。

○後藤委員 そうなりますと、次の定義で「基盤技術」とは、鉱業、工業、電気通信業及び放送業の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術のうち通商産業省又は郵政省の所掌に係るものについて」という一つの綱り、それからさらに「国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するもの」という縛り、二つの定義がなされているわけです。今の大臣あるいは局長の御答弁をお聞きいたしていますと、基盤技術というものは非常に広いものをとらえているのだろうと思うのですね。ここでなぞ通産と郵政の所掌に係るという形に縛つていってしまうのだろうか、所管の省がどうするということは一応別といたしましても、基盤技術ということである以上、しかもこれから二十一世紀に向かつて花開かせていかなければならぬ、その萌芽を育てていくんだということであるとすれば、通産、郵政の所掌に係るものだというようく限定をしなければならないという説明がもう一つ足りないのでないかと思うのです。この点をお聞かせいただきたいと思います。

○福川政府委員 ただいまの点について、御説明が足りません点は恐縮でございますが、補足して説明させていただきます。

○福川政府委員 ただいまの点について、御説明が足りません点は恐縮でございますが、補足して説明させていただきます。

今回ここで考えましたのは、民間における基盤技術の試験研究を円滑化しようということで民間が行うべきものということを念頭に置いておるわけでございます。

先ほど申しましたように、基盤技術と申します

のは、国民经济あるいは国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するもの、こういうもののうちで今回考えましたのは、民間における試験研究、いわゆる民間を対象にいたしました助成の手段、これをここで考えたわけでございます。したがつて、そういうのにおきわしいものをここに取り上げた、こういうわけでございます。

そういうことになつてまいりますと、もちろん民間でやらせるべきものと国がやっていくべきものとござります。鉱工業の中でも、今まさに後藤委員御指摘のように工業技術院そのものでやるもの、あるいは次世代基盤技術でやるもの、いろいろございますが、また民間でもやるべきものと、こういうものが幾つかございますように、今お話しのよう其他省の分野におきましても基盤技術に関するものというのはあるいはあらうかとは思いますが、それは各省がそれぞれその業種、業態、目的にふさわしい政策手段をおとりになつておるわけであります。例えば、農業のバイオということとあれば国の試験研究機関たる農業試験場が力を入れてやられる、こういうのが現在においてふさわしいという御判断をしておられて予算要求をなさつておられるわけでございます。

そういう意味で申しますと、このいわゆる民間がやるような基盤の技術、こうしたことになつてまいりますと、私どもは現段階で判断をいたします限り、鉱工業あるいは情報関連の基礎となります電気通信業、こうしたことでの所管分野におきますと、そういうたった今民間でやるのにふさわしい、こういう基盤技術については、私どもとしては現段階においては当面はおおむねそれで網羅しているのではないだろか、かようく考えておるわけであります。

もちろん今特許権等の申請等を見ますと大体九割を超えるものがこの両省の分野でござりますので、こういった民間の試験研究を円滑化するためには、こういったセンターをつくる、こういうようなもの、あるいはその円滑化のための措置を講ずる、こういうようなものがまさに民間でやらせているのではないかだろか、かようく考えておる

るのにふさわしい、そういう分野で考えれば特許権等でいつても大体九割以上のものがそこに属する、こういうことになつておりますので、私どもとしては現在の判断としては当面、この両省のもので今進めなければならないような民間による基礎技術の試験研究の円滑化ということでは、現段階においては大体これで網羅できるのではないかと思うか、かように考えております。

もとより、他省におきましても技術開発には大変力を入れておられるわけでありまして、それぞれ医薬の部分あるいは農業の分野、この点についてはそれぞれ各省庁が十分それの実態にふさわしい政策手段をとつて研究開発に取り組んでおられる、かよううに考えておる次第でござります。

○後藤委員 例えは、農水なりあるいは厚生なりというようなところは各省庁が十分にその対策なり手当てをしておる。それでは通産の所管にかかる部分というものは、今いろいろ幾つか読み上げたり、そういう制度をお聞きいたしましたけれども、これが大変足りなかつたから、そこでこういう基礎技術研究円滑化法案を出し、さらにまたそのためのセンターをつくり上げていく。通産所管にかかる、しかも特許権の約九割以上はそういう分野にあるのだ。そのところはどうも手が届かなかつたのでこれをやるということになるのか。それとも、私の幼稚な理解では、単に農業関係の試験場等を超えて農産物の加工工業あるいは薬品なり生命工学なりバイオテクノロジーなりといふようなところの研究というのも今相当進んできているのではないだろうか、こういうふうに思うわけです。

例えば、先ほども例に挙げました「八〇年代の通産ビジョン」の中でも、ライフサイエンスがこれから的新技術シーズとして大変高いということの中に、生命現象を解明し、適切、慎重な配慮を加えながら、医療、食糧、化学などの分野に応用する、あるいは遺伝子操作技術を確立をしていく、さらにはまた、がんの特効薬として期待されるインターネット等も大切である、あるいは光

合成機能を解明していくとか、生物の感覚機構を解明していくとかというようなことも、これは通産のビジョンの中に言われているわけですね。私は、この基盤技術ということになると、こうやって非常に範囲の広いところをまず基盤技術としてとらえていきながら、そこで、行政の縦割りという厄介なものがあるわけですから当面はいろいろな障害はあるでしょう、その障害をなるべく少なくしていきながらこの法の運営をより効率を高くしていくための説明としては、いきなりここですぐに概念でくくつてしまつて通産と郵政だけの所管、しかも「国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与する」というようなことを二重にも三重にもくくらなくとも、もつと素直に、基盤技術というものはこれから大変大切なことだということでこれに網をかぶせていくということをしておつてもいいのではないかどうか。これからもつとめと技術というものが進んでまいりますと、通産省にかかわるあるいは工業技術院関係にかかわるということを超えた分野での試験研究というのが進みますよ。恐らくこれらは企業秘密の面が非常に強いですからね。だから必ずしもそのアンテナにかかっていかないと思いますけれども、例えば空業がファインセラミックなどで大変な方向に行く、そして貴金属まで、宝石までもつくっていくというような形に入っていくて、いるわけでしょう。特に、国民が今願っているのは、そういったバイオテクノロジー、生命工学といったようななどころに対する研究というものは大変な勢いで今進んでいるのじゃないでしょうか。ところが、この基盤技術というところからこれが外れていつてしまうということを考えてみますと、少し この法律に、出発の過程で最初から自己規制をしているのか、あるいはそれは走りながら、発足しながら考えていくということになつているのか、この点が今の御答弁ではまだよく理解ができない。

にかかるこの基盤技術といふものは一体どうい
うところ、それからその研究機関といふのはど
ういうものがあるのかもお答えいただきたい。
○福川政府委員 今基盤技術についての先生のお
考の方がございましたが、確かに技術開発は日進
月歩でございまして、これはいろいろな分野で
も、私どもの鉱工業の分野あるいは電気通信業以
外の分野でもいろいろ技術開発は進んでいくと思
います。私どもとしては從来、「八〇年代のビジョ
ン」からいきますと、先ほど申しましたように技
術立国、この延長線上で考えておるわけでござい
まして、そういう意味では、技術開発を今後進め
ていく上において、從来どちらかといえば基礎研
究あるいは応用研究は国といふことで一括的に
政策手段を考えてまいりましたけれども、これも
いろいろな最近の諸情勢を考えると、民間の活力
をそこに發揮させていく助成、環境条件の整備を
していくことから、今回このような政策
を考えたわけであります。

しからば農業関係あるいは医薬関係でそういう
ことはないか、こういうお話をございました。

先ほど申しましたように、もちろん農業も農業
試験場、あるいは医薬関係につきましても國の國
立衛生試験所等々でいろいろ検討がなされており
ます。これはむしろ國のベースでそのリスクを負
担する格好で今研究が進められておるわけであり
ます。今、鉱工業関係でも開発されました技術は
他方面でいろいろ利用されることになるわけであ
ります。例えば、工業関係でつくられた細胞
の融合技術、こういうものは製品段階におきます
医薬品にも使われることになろうと思います。し
たがいまして、そういう意味で、この条文の中で
も、このセンターが運用いたします際の事業計画
等につきまして関係行政機関の長と協議をすると
いう規定がございますが、それもそういった鉱工
業あるいは電気通信業で開発されました民間でや
ることがふさわしい技術が他省庁の分野に使われ
ていくという可能性がありますために関係行政機
関と協議を図つていこう、こういうことを考えた

次第でございます。したがいまして、私どもとし
てはこういった基盤技術、基礎的な部分について
はこの研究成果がほかの分野にも、と申しますの
は通産省、郵政省以外の分野にも使われていく可
能性があると思われますので、こういった関係行
政機関との連携を図るという措置を講じているわ
けであります。

したがいまして、基盤技術という面では、先ほ
どから大変くどいようで恐縮でございますが、私
どもとしては、鉱工業あるいは電気通信業の基盤
技術を民間で開発するということにつきまして
は、当面これで一つの政策の体系としてはなり得
るのではないかと考えております。しかし、今、
後藤先生御指摘のように、技術は日進月歩でござ
いまして、各省庁もそれぞれの分野の研究開発を
さらにいろいろ進めていかれると思ひますし、ま
た産業の態様も変わってまいりと思ひます。もち
ろんその問題につきましては、関係各省庁がいろいろ
な政策判断をし、あるいは産業界のニーズ等を踏
まえて考えていかれるということは将来において
あろうと思ひますが、当面におきましては私ども
は、今申し上げたようなことで、政策の体系とし
てはこれで十分な体系が得られるのではないか、し
かし将来は、今後とも十分検討すべき余地があ
うかと思います。

○奥山政府委員 郵政省所掌分野にかかる基盤
技術についてのお尋ねでございますが、福川局長
から御答弁がありましたように、基盤技術の一般
的な考え方については私ども同じような観点で
とらえております。

しからば電気通信業等にかかる基盤技術とは
何かという具体的な案件そのものにつきまして
は、センター発足後個々のプロジェクトをセンタ
ーが検討することになりますが、個別の
プロジェクトはさておきまして、基本的な考え方
といたしまして、電気通信技術あるいは放送技術
にかかる基盤技術とは何かということで一応私
どもが考えておるところを御説明申し上げたいと
思ひます。

御承知のとおり、電気通信にかかるこれまで
の基礎技術は電電公社等が中心になりまして開発
を進めてまいりましたけれども、公社の民営化に
伴いまして、これから先の二十一世紀を展望した
場合における電気通信の特に基礎技術の分野にお
ける進運のおくれということが大変懸念されるわ
けでございます。これまで既に光ファイバーの
実用技術のようないくつかのトップレベルにまである
技術もござりますけれども、これらはあくまで応
用技術、実用技術の分野でございまして、基本的
原理的な部分につきましては欧米に比べて現在時
点でもはるかにおくれが目立つところでございま
す。さらに二十一世紀の高度情報社会を考えまし
た場合には、コンピューターと電気通信回線とが
一体的、融合的に構成され、組み合わされまして
ネットワーク社会が実現することが予見されてお
りますので、そのような中における電気通信技術
の波及効果、影響度は非常に大きいだらうと思つ
ております。

例えは一、二例を挙げますと、光IC技術とい
うものがございます。先ほども申し上げましたよ
うに、光ファイバー技術そのものは既に欧米のト
ップレベルまで実用が進んでおりますけれども、
それらの原理的な特許等はいずれもアメリカある
いはヨーロッパ諸国が持っているものでございま
す。そうしたことを考えますと、これから先さら
に大容量の通信あるいは放送等の技術を考えまし
た場合には、トータル的なネットワークを構成す
る上での基盤技術が通信のあらゆる分野において
必要になつてまいります。例えば符号あるいは音
響を送りあるのは受け最初の段階から最後の段
階まで、つまり伝送から交換から発信から情報処
理、通信処理の面に及ぶトータル的なネットワー
クを通じての電気通信の基盤技術がこれから私ど
もが考える場合の基盤技術の基礎になるのではないか
と考えております。

○後藤委員 大臣、お帰りになりました、往復の
過程でさらにお考へいただいたと思うのです。今
大臣がいらっしゃらないところで、通産と郵政に

かかる、しかも国民経済、国民生活に相当程度
という二つの縛りがかかるつてきるわけですか
れども、各省庁それに試験研究機関も持つて
おりますし、またその所掌分野の産業の中でこれ
からの新しい技術といいますか、あるいは基盤技
術の中に加えられるべき分野に対する研究も進
んでいます。ただ、それぞれの企業
は企業秘密もありますから、うちもこういうもの
を研究して現在こういう状況にあるということが
わからぬだけでありまして、先ほど局長の答弁を
お聞きしましても、特許権の大体九〇%以上は通
産省の所管にかかる分野だということです。そ
れは現状はそうだと思うのですが、私はこれから
はそうはいかなくなつていくのではないかといふ
ような感じがいたします。

特に食品産業の分野であるとか薬品産業の分野
での研究開発が、この法律でいきますと、通産あ
るいは郵政の所管でないから国有財産の利用やセ
ンターの業務の対象の範囲外になるということに
なりますと、これは行政のバランスを欠くことに
なりはしないだらうか。みずから自己規制するな
り、みずから行政機構の縦割りの困難さの壁に頭
をぶつけてしまつていくことになると、せっかく
基盤技術といふような大きな分野をこれから進め
ていこうとするのに、最初から手足を縛つっていく
ことになる。局長の御答弁をお聞きいたしております
と、それぞの分野はそれぞの省が行政的
にいろいろな手当てをしてきているからといふよ
うな意味の御答弁もございましたけれども、せつ
かくこういう基盤技術研究円滑化の法律を出し
て、そのためのセンターをつくる、そして大いに
国的研究機関等も相互乗り入れしていこう、利用
させていこうじゃないかということを言つては
まつたように行政のバランスを欠くことになりは
しないだらうか。

特に、先ほども申し上げたのとれども、「八
〇年代ビジョン」の中では、がんの研究であると

かバイオテクノロジー、生命工学であるとかといふようなことがこれから非常に国民の大きなニーズとして取り組んでいかなければならぬというのを、厚生省の文書だとかではなくて通産のビジョンの中に書かれているわけです。この点を一体どうするのか。先ほど局長の答弁の中では、将来そういういろいろな問題が起きたときには考えていかなければならぬというような意味のことと言つておられましたけれども、最初にそれが落とされていった、それを対象外に最初に落とした理由。それから、将来といつても必ずこういつた問題が起つてくるだろう。そして、行政のバランスを考えていけば、当然そういつたところに対しても利用の道を開ざしてはならぬと考えているわけですが、大臣、いかがでしょうか。

○福川政府委員 今農業関係あるいは薬品関係、食品関係、これらについてもこういつた技術が使えるのではないか、特に通産省の「八〇年代のビジョン」でもそういうようなことが引用されており御指摘でございました。私どもとしても産業構造ビジョンを考えますときには、できるだけ広い視野で将来の産業の展望を試みるわけでございますが、その産業構造ビジョンにおきましても、私どもとしても例えば薬品そのものを通産省でどうこうしようということを考えたわけではございませんで、もちろんそういつた基盤となるよう幾つかの技術が薬品にも食品にも、あるいは医薬品にも使われていく可能性があるというふうに思つております。例えば工業関係での細胞融合技術でありますとか、あるいは遺伝子組み換え技術でありますとか、こういつたような技術が開発されれば、それは食品工業にもあるいは薬品工業にも農業関係にも使われていく可能性は十分あると思っておるわけであります。

それぞれの省庁はそういうたいわゆる生産そのもの、あるいは製品そのものについての御所管をなさつておるわけであります、そこに使われますような技術を眺めてみて、しかも民間にそのよ

うな基礎技術の基礎研究、応用研究をやらせると

かバイオテクノロジー、生命工学であるとかといふようなことがこれから非常に国民の大きなニーズとして取り組んでいかなければならぬというのを、厚生省の文書だとかではなくて通産のビジョンの中に書かれているわけです。この点を一体どうするのか。先ほど局長の答弁の中では、将来そういういろいろな問題が起きたときには考えていかなければならぬというような意味のことと言つておられましたけれども、最初にそれが落とされていった、それを対象外に最初に落とした理由。

いうことを考えますと、先ほど申しましたように大体通産省と郵政省のもので当面カバーできる、こういうふうに考えておるわけでございます。しかし、その応用編といたしましていろいろな分野、他省庁の分野が出てまいるわけであります。そこで、当面両省のものでカバーするということでおされております民間による基盤技術は大体十分ではないか、こういうふうに考えた次第でございます。

しかし将来の問題は、各省庁ともこれから二十一世紀を目指していろいろな技術開発の重要性といふことはお見えになられると思いますし、また工業関係の技術をそいつたものに使っていこうという分野も出てくると思います。果たして今後おやりになろうとする各省庁のものがいわゆる基盤技術と言われるものであるのか、あるいはむしろ開発段階に重点を置かれるのか、あるいは企業化、商業化という段階であるのか、これはもう少し技術の進歩を見ないと、どういう手段が一番ふさわしいかというのは今後の問題として判断せざるを得ないのではないか、かように考えておるわけでございまして、こういつたリスクマネーの供給等を中心いたしました手段と民間が分担をすべきもの、こういつたふうに組み合わせて考えますれば、今御提案申し上げているような定義で私どもとしては当面十分ではないだろうか、かのように考えておる次第でござります。

○村田国務大臣 今福川政府委員から詳細な答弁がございました。また、私が参議院の方のエネルギー特別委員会に出向いておりました間に後藤委員から非常に詳細な、また精緻をきわめた御質問があつたようござります。

実はこの法案をつくりますまでいろいろな過程がございまして、郵政省との間で、何と申しますか両者で相歩み寄つて両者の共管、そして委員会については商工委員会に提出といったようないろいろなことを決めたわけでございますが、その間ににおいて総務府長官であるとか官房長官であるとか、そういつた方々ともよく相談をして、現在

この基盤技術研究促進センターを業務ということでお考えれば通産省及び郵政省の所管技術に限定をしていくことが適当であろう、そういうことになつたわけでございます。民間活力を最大限に發揮させる、また我が国の基盤技術を行政部門、そして民間活力の重視ということでやつていくということでこの決定をいたしたわけでございまして、私どもは繩張り意識というのは全くないのです。明治以来続いた古い古い繩張り意識を解放していくことに新しい時代があるということを信念として持つておるわけでございまして、しかし、仕事を集中的に行うという意味でこういつた整理をさせていただいたということを御了解いただきたいと存じます。

○後藤委員 私が指摘をいたしましたのは、背景をいろいろ言ひ始めたら、お互いの政治家ですからわからぬわけではないのです。しかし、せっかく基盤技術というものの、なお概念の明確になつてない面がありますけれども、そこに積極的に取り組んでいかなければならぬ、そして技術立国としての道を歩んでいかなければならぬという場合に、行政のいろいろな壁というものを意識し過ぎていきますと、かえつて法案なりあるいはセンターの運用にも、非常に広い視野に立つて、そして柔軟な発想のもとにいろいろな垣根を越えてやつしていく運営というものが縛りがかかるつていらおかしいですが、あいの國の研究機関に、ぜひひとつ利用していきたい、あるいは出融資等についても、あるいはセンターの対象にもなつてやつていくとともにいい成果が得られるのではないかといふことがあつたとしても、たまたま通産なりそれに参加していかないといふことが、基盤技術開発の推進の上にとつてむしろマイナスにあります。あるいは郵政の所管対象企業あるいは分野ではないといふことのために、そこでちゅうちょする

大臣、最初からそうやつて門戸が閉まつて、あたのところはうちへは出入りができないのですよということをやるのは、私は法律としてはどうも欠陥の法律ではないかという気持ちがぬぐえないのです。ですから、こうやつて出されておりまして、まだ注文はたくさんあるわけですから、これから技術進歩がある。そして基盤技術といふものに、一つの枠組みの中に入つていくような分野、それはどの省あるいはどの分野であろうと、ぜひひとつこのセンターの対象になつて大いに利用していこうではないか、あるいは活力を引き出していくこではないかという方向を、少なくともこの法案審議の中では将来展望として考えていいたいということが必要になる段階にもう既にありますと私は思うのですね。科学万博も筑波でやられている。いろんな垣根を越えた技術というものになつっていくのではないか、素人目にもそういうふうに見てきたわけでありますけれども、重ねて、大臣いかがでしようか。

○村田国務大臣 後藤委員の御指摘の前提に、開かれた体制にしていかなければならない、そしてできるだけそういつた意味で、各省間で広く利用できるような考え方方が必要ではないか、この御指摘は私はよく理解できます。自由主義経済体制と行政の壁になるわけでございまして、そういう意味から言えば、先ほど申し上げましたように、繩張り意識とかそういうようなものは非常に見えてきたわけでありますけれども、重ねて、大臣いかがでしようか。

○後藤委員 後藤委員の御指摘の前提に、開かれた体制にしていかなければならない、そしてできるだけそういつた意味で、各省間で広く利用できるような考え方方が必要ではないか、この御指摘は私はよく理解できます。自由主義経済体制と行政の壁になるわけでございまして、そういう意味から言えば、先ほど申し上げましたように、繩張り意識とかそういうようなものは非常に見えてきたわけでありますけれども、重ねて、大臣いかがでしようか。

通産省も、通産行政全般についてそういう開かれた通産行政を行うことにつきましては、委員と全く同意見であります。ただし具体的に仕事を行つていくとなりますと、先ほど来福川政府委員からいろいろ申し述べましたように、やはり民間活力

もが対応しようとする、行政に十分役立てるといふことから言えば、現在としては通産、郵政両省に限ることが、かえつて能率的に仕事を進めていく上で適切であろう。今後いろいろな進展に応じまして各省との協力体制その他はもちろん非常に重要なことがありますから、しつかりと考えていただきたいと思います。

○後藤委員 余りにも大臣いろんな配慮を考え過ぎておりますので、前段の方の答弁は必ずしも私には了解ができないわけですけれども、いずれにいたしましても、そういった行政バランスを欠かなくないように、開かれたセンターになつていくようになりますように、國民經濟、國民生活に寄与をおられますように、

するような方法選定ができるようにも少し積極的に取り組んでいただきたいと思うわけです。
そこで大蔵省おいでになつておられるので、ちよつとお伺いしたいのですけれども、産投の中身について先ほど田原委員の御質問に対してもお答えがございまして、また配当収入予想等についても、一割配当の場合には三百十億ですか、それか

○秋山説明員　このたびの産業投資特別会計法の改正によりまして、新電電の株式が産業投資特別会計に帰属することになりますので、この株式の配当金收入があれば、将来ともこの特別会計の収入になるということござります。

○後藤委員　そうすると、これは法改正がない限りはずっと継続して毎年毎年、配当の率は別といたしまして、産投の資金に運用されていくということですね。

○秋山説明員 そのとおりでございます。
○後藤委員 この法律、どちらが先かは一応別といたしまして、通産にしてみれば、「八〇年代の通

「産ビジョン」からずっと長い間積み重ねてきて、いろいろな技術開発のための制度を確立してきました。しかし、さらに基盤技術という新しい言葉を編み出しまして、そこへ、どちらが先かよくわかりませんけれども、電電、専売の民営化、株式会社配当等々も、これはひとつぜひとも利用をさせてもらいたいという発想から、一応産投を経由するわけありますけれども、そこにこの法律案の策定の背景があつた。

そこで、いわゆる電電なりあるいは専売なりの配当というのものと、これは産投からくるわけですから、直接関係があるのかないのか私はよくわからぬと考えておけばいいのでしょうか。

政当局といふことを話し合ひをいたしましたが、政府全体といつたままで、私どもとしてのこのういふた新しい出融資の業務の原資として、産業投資特別会計からその資金が捻出されたという御判断、御結論に達したわけでありまして、私どもとしては、現下の財政事情等から考えれば、適切な方向であったと思つております。

産業投資特別会計はあるいは財政当局の方でござります。お答え申した方がよろしいかと思いますが、これは新電電あるいは新専売の配当金だけございませんで、そのほかにもいろいろな原資がござります。現に六十年度におきましては、在来の産業投資特別会計の原資の運用の中でのセンターの資金が賄われたというわけでございます。

今後、その新電電あるいは新専売、これの配当金は、国が保有する分については産業投資特別会計に入る、こういうことになるわけであります。それで、その中のどの割合がこのセンターに使われるか、あるいはほかの財源がこのセンターに使われるかということは、産業投資特別会計の運用の問題であろうと思つております。

私どもいたしましては、技術政策を進める上で、この民間の活力を發揮するための出資、融資の財源の確保という点につきましては、今後のこ

卷之三

1-ズに合わせまして財政当局とお話ををして、それが産業投資特別会計の運用の中でのどのような結論になつていくかということをございますが、私どももとしては技術政策を推進する上で支障のない形でこの財源の確保という点について財政当局と十分話し合いをしていきたいというのが私どもの考え方であります。

のそういう配当金が、それだけで産投が賄われてゐるわけじゃないですし、あるいはまた、そこで潤沢になる資金がストレートにこのセンターにそのまま入つてくるという性格のものではないことは十分に承知をいたしておりますけれども、しかし、では全くそのことが考慮の外にあるのかといふと、その辺は、法律では出てまいりませんけれども、どうぞよろしくお想ひください。

そこで、電電三法あるいは専売公社法の民間株式会社移行への法律の審議の過程で私どもも強く指摘いたしましたのは、特に電電の場合等は、国民の一人一人が、電話を架設していく場合に、電話債券というものを買い、高い架設料を払って今までの電電の会社をつくり上げてきているわけ

ですね。したがって、国民の共有財産だという気持ちちは、恐らく全国人民もあるいはそこで働いてこられた労働者も、そして、今日の高度な情報技術を確立してきた技術者も同じいだらうと思うのですね。それが政府持ち株配当の形で資産に入ってくる。そしてそれが、国民の共有財産として國民に還元してほしい、そのサービスを、というとを越えて基盤技術の開発の方向に使われていく。内心いろいろな複雑な気持ちを持つておる人々が非常に多いし、また私どもも、國民の共有財産を國民に返せといふ立場で、あの電電三法等についても政府に強く指摘をしてきているわけであります。

から直接ストレートにそれがセンターに出資の形で来ているというわけではないけれども、しかし、大きくこれから世話になつていかなければな

卷之三

らぬということになってしまいますと、この法律を読み、またこれまでの説明をお聞きをいたしておりますと、やはりその先端技術なり基盤技術なりということで想定をされている分野というものは、なかなか中小企業のところで、なじまないといいますか、利用しがたい、参加しがたいような方向に行ってしまうのではないか。中小企業に対して一体どういう配慮がなされようとしているの

か、この点大臣からひとつ。
○福川政府委員 御指摘のように、中小企業は日本経済における大変大きなウエートを占めるものでござりますし、日本の特に高度加工産業を支撑する上で、これからも大きな力を発揮するものであろうと思っております。

となるような技術というものについては対象として取り上げているわけでございまして、私どもとしても、いささかも大企業に偏重になるというこのないよう、中小企業の点についても十分その技術開発力が發揮できる方向で運用をしていくべきものということを考えております。また、中(ひまわり)行会と霞ヶ浦(あかねがうら)は、今回(ひまわり)金

○後藤委員 今の私の指摘の中で触れましたけれども、今度の場合は、通産、郵政の所管にかかわるこのセンターができ上がっていく、法律ができ上がっていくわけです。しかし、その資金的な、つまり財源の中におきましては、非常に大きくなり電電の今日まで築き上げてきた財産というものが使われていくわけです。井戸を掘った人のことを水を飲むときに忘れてはならぬという言葉があ

りますけれども、えてして法運用あるいはセンターワークの運営ということになりますと、一体どこでどういう支えのもとにこれができたんだ

ということを忘れがちで、ついつい目先のことだけにとらわれてしまう。そうなりますと、先ほども申しましたように、国民の共有の財産として築き上げてきたものを、いろいろな説明をつけてはおりますけれども一部特定の、将来はそれはもちろん国民経済、国民生活に寄与していくという説明は仮にあるにいたしますても、そういう方向だけに使われていくということになつてまいりますと、気持ちの点の整理がなかなかできないこともあります。だらうと思ひます。

○奥野（一）委員 最初にちょっとお断りをいたしましたが、昨日通産省の方に私の質問予定の項目をお出しをしてあります。質問の都合で順序が不同になることもありますので、その辺のこところはひとつ御承りいただきたいと思います。

最初に、この法律案は基盤技術研究円滑化法、こうなつてているわけですが、その中身といふのは、基盤技術研究促進センターを設立をして、そのセンターに基盤技術の研究促進に必要な業務を行わせる、こういうことになつているわけ

○林田国務大臣 今回 民間活力を活用して民間企業が極めて大きなウェートを持つ分野の技術開発を進めるために、今御指摘がありましたように産業投資特別会計の資金の利用を政府としては考えておるわけです。そして、来年度以降は産投会計に新電電・新専売の株式の配当金が入ることが予定をされております。これによつて産投会計の一層の充実が図られるものと評価をしておるわけであります。これらの資金は国民共有の資産であるということにかんがみまして、国民経済の健全な発展や国民生活の向上に資する技術開発に有効に活用されるよう、今 後藤委員が御指摘になりました諸点を考えまして十分配慮してまいる所存でございます。

○福川政府委員 私どもといいたしましては、昨年の夏以来、産業構造審議会そのほかの関係審議会におきまして、今後の技術開発政策のあり方の御審議をいただいてまいつたわけでございます。その御報告を踏まえまして、私どもとしては、この

そこで、最初にお尋ねをいたしたいのは、専売公社や電電公社が民営化になりまして株の配当が入つてくる、そういう見込みが立つからこの法律案というものが提案されたのか、あるいはまた、そういう電電や専売の株の配当などというものはなくともこの事業は必要だから当然提案をする、そういうものなのかどうか、その辺をまずお尋ねをしていきたいと思います。

○福川政府委員 私どもといいたしましては、昨年の夏以来、産業構造審議会そのほかの関係審議会におきまして、今後の技術開発政策のあり方の御審議をいただいてまいつたわけでございます。そ

○後藤委員 終わります。
○柏谷委員長 これにて後藤茂君の質疑は終りました。

○福川政府委員 私どももいたしましては、昨年の夏以来、産業構造審議会そのほかの関係審議会におきまして、今後の技術開発政策のあり方の御審議をいただいてまいつたわけでござります。その御報告を踏まえまして、私どもとしては、この基盤技術についての試験研究の円滑化を図つていく、民間の活力を發揮して基盤となる技術の開発を進めていくことが非常に重要であるということを産業構造審議会等で御答申をちようだい

をいたした次第でございまして、それに基づきまして、私どもいたしましても、こういったリスクマネーの供給を多様化していく道を開くといふ意味で、このようなセンターの財源の要求をいたしておつたわけであります。それで、予算折衝の過程におきまして最終的に財政当局とのお話し合いあるいは政府全体としての判断ということで、その財源を産業投資特別会計から捻出をしてよう、こういうことになつたわけでございます。

そして、そういった予算の政府原案の決定に基づくこの今回の法案の形成ということで、政府部内で関係の法制局あるいは関係省庁とずっと議論をしてまいつた次第でございます。そういう意味では、こういったセンターをつくってこういった技術開発を進めていくことという構想あるいは国の試験研究施設の廉価使用、こういった問題は審議会等の御答申もありまして、かねてから考えておつたわけでございます。成文化いたします過程では、先ほど申しましたような予算の決定の方向と、それから今申しましたような関係審議会の御答申ということを踏まえまして、成案を得て国会にお詫りをいたした、こういう次第でございま

したように、予算の折衝の過程でこういつたりスクマネーの供給をするという要求をいたしたわけでありまして、それについてこのような決定になつたわけで、政府の内部で決定をいたしたので、それに基づいて政府は提案をいたしたわけあります。

では、しかばば今お話しのよう電電が民営化する、専売が民営化する、こういうことがなかつたならば一体こんなセンターはできなかつたのかどうか、こういうことでございますが、その財源対策、まあこれはむしろ財政当局で御判断になることでございますが、いろいろ財源の問題がありますが、私どもとしては、こういつた特別認可法に基づくセンターによつてリスクマネーの供給をする、あるいは技術サービスをしていく、こういう組織は必要であるということを考えて要求をいたしたわけでございまして、財源のやり方が先ほど申したようなことに相なつたわけでありますが、もし新電電あるいは新専売の配当がなかつたら産投会計から金が出なかつたのか、こういうことでございますが、六十年度は、今申しましたようにまだ配当が計上される状況ではございませんわけで、産投会計の固有の財源で今回の予算は計上されてゐるつもります。

長期的な観点に立つて、それではそれがなければこのセンターが果たしてできなかつたかどうかということをございます、私どもとしては、予算の折衝の過程でこのような格好に決まつたのでそうしたわけでありまして、もしそれがなかつたら財政当局がどういうふうな御判断になつたのかといふのは私どもの方でお答えすべきことではございませんが、いずれにいたしましても、政府全体としてそのような方向になつたわけで、私どもとしてはいづれにしても、こういつたセンターあるいは今回の措置というようなことは政策としては重要なものであつた。したがつて、提案はいたしたいと考えておりますが、財政当局との話しさいで今申したような結果になつたものを今回反映させていただいたということでござります。

○奥野(一)委員 後でもまたちょっとお尋ねをしますけれども、大蔵省の方にはこのことについてはお尋ねをすることの予定ではなかつたのでありますけれども、今のお答えの中では、いや、とにかく財政措置の方は通産ではわからぬよ、それは財政当局が決めることなんだから、こういうことなのでありますが、財政当局としては、この要求があつたときにあるからはじめ、初めから電力なり専賣の配当といふものをそちの方に回して、それから生み出すというふうにお考えになつておつたわけですか。

○秋山説明員 最初からそういうことを考えていたわけではございませんが、予算編成の過程でこういう結果になつたわけでございます。ただ技術開発等を含めまして、産業投資特別会計は産業の開発や貿易の振興という目的でございますが、先ほどから御説明がありましたように、民間活力を活用して基礎的な技術開発をしていくというのが一つの大きな当面の課題であるということからいたしまして、これを産業投資特別会計から、産業投資特別会計といふのは投融資でございますから、これは全体として民間活力の活用かつ経済性あるいは採算性ありということでやつている特別会計でございまして、そういった技術開発等に対する需要あるいは大きな課題を解決するためにこの産投会計を活用しよう。そこで、新電電の株式の政府の保有が義務づけられているものにつきましては、産投会計に帰属させて、その収入を技術開発等に充当していくこう、産投会計で今後技術開発等を拡充していくこう、こういう背景があつて株式を産投会計に帰属させた、こういう経緯でござります。

○奥野(一)委員 予算編成の過程でこういう措置が決まつたんだということですか。これはいつごろですか。

○秋山説明員 御承知のように、新電電の株式の処理につきまして大変大きな議論がございました。いろいろな議論があつて、予算編成の過程で我々といたしましても関係省庁と協議を進めてきたことは事実でございますが、こういう形で決まります。

りましたのは予算編成の最終段階でございます。
○奥野(一)委員 最終段階というと、あれは年の暮れのころでしたか、二十八日ごろでしたかと思つてゐるのですが、そのころで間違いありませんか。
○日高説明員 新電電の株式の処理につきまして、最終的に政府・与党の中での結論が出来ましたのは十二月二十一日でございます。
○奥野(一)委員 そうですね。私も十二月二十一日だというふうに記憶しておるわけです。これはまた後で触れます。
次に、電電株の売却問題についても国会における審議の状況、それから国会の中で中曾根総理大臣及び関係大臣のいろいろな答弁があつたわけでありまして、また附帯決議もついておつたわけでもありますけれども、そのことについてどういうような理解をしておられるかということを、これは大蔵省、郵政省両方から聞きたいわけであります。最初に大蔵省の方からお答えをいただきたいと思うのです。
○日高説明員 電電株式の売却収入の使い道の問題につきましては、国会においても種々議論がなされましたことは先生御指摘のとおりでございます。私どもとしては、政府部内でいろいろ調整したわけでございますが、昨年七月の衆議院の通信委員会におきまして大蔵大臣から政府統一見解を表明いたしました。その統一見解に基づきまして予算編成過程で検討した結果、今議論が出ておりましたように、国民共有の資産である株式の売却収入につきましては、国民共有の負債である国債の償還財源に充てるのが適当であるという判断に達しまして、売却可能な分、すなわち三分の二につきましては国債整理基金特別会計に帰属させる、それから政府が保有を義務づけられております三分の一の株式については産業投資特別会計に帰属させるという結論に達したわけでございます。で、牛般の予算委員会の第二分科会におきまして同じような御質問が先生から大蔵大臣にもなされました。そのときに大蔵大臣も答弁いたしましたよ

○奥野（一）委員 ちよつと今前段の方で私、聞き漏らしたのだと思うのですが、政府統一見解ができたのは七月というふうに聞こえたのですが、株の問題について今言われたような国債の償還に充てるとか、あるいは産投会計に入れるということは、その七月の段階での政府統一見解で決まったということですか。

○日高説明員 七月の政府統一見解と申しますのは、簡単でございますのでここで該当部分だけ読み上げますと、「株式売却収入の使途については、種々議論があることは承知しているが、いずれにしても国民共有の資産であることに鑑み、国益にかなうよう、今後、予算編成の過程を通じ、政府部内において慎重に検討してまいりたい。」というのが政府統一見解でございます。したがいまして、七月段階での統一見解におきましては、この使い道については予算編成の過程で政府部内で結論を出すということになつておつたわけでございまして、この統一見解に基づいて予算編成の過程で調整した結果、先ほど申し上げましたように十二月二十一日の段階で結論が出たということになります。

○奥野（一）委員 今言われましたように、私も過日の予算委員会の分科会で大蔵大臣の見解をお尋ねしたわけであります。時間が少ないと、うことで十分大蔵省の考え方を聞くことができなかつたわけでありまして、改めてもう一遍聞いてまいりたいと思っております。

電電株の売却の問題につきましては、御承知のとおり当時の奥田郵政大臣あるいは中曾根総理大臣、そういう方々が国会の中いろいろ答弁をされてきておるわけであります。その答弁は、国の赤字解消のためにだけ民営にするというふうに思われては困る、こういう答えをされたり、また中曾根総理大臣も、国会審議の経過を踏まえて全

部国庫が召し上げるというのはいかかなものか。こういうようなことも答えてもらっているわけあります。あるいはまた、売却益等の用途については、その資産形成の経緯や国会審議を十分尊重して結論を出す、こういうふうにお答えになつてきているわけです。

それから、現に今の郵政大臣、左藤大臣であります、当時通信委員として通信委員会の中でも質問をされているわけあります。「電電公社の資産の今の九割以上が通信の利用者が長い間にわたくて出したものと私は考えるし、それから形成されているものと思います」こう述べられているわけですし、さらに「六十年の段階において予算で措置するということであろうと思いますけれども、基本的には国的一般会計の赤字補てんのためには今度の民営化をするんじゃないんだということだけは物の考え方として考えておいていただきなければならぬなんじやないか。そして、この資産形成の経緯といふようなものも考えた上で、ひとつ電気通信の利用者というものの立場に立つた処分というか、そういう方向で検討していただきたいということを私は要望いたしておきたいと思いまます。」こう言つているわけですね。これは今の郵政大臣でござります。そういう審議経過に基づいて、与野党一致で附帯決議というものが付されてゐるわけであります。

そういう点から考えますと、政府の今回とった措置、すなわち政府保有以外の株は全部売つてしまつて国家財政の赤字の穴埋めに使う、あるいは政府の保有株は産投会計の方へ全部回してしまふ、こういうやり方とというのは、今私が申し述べてまいりました国会審議の経過というものを全く無視したことにつながつてゐるのではないか、どうしてもそう思われてならないわけでありますけれども、もう一遍その辺の経過について、大蔵省としてははどういう考え方を持っているのかを確かめておきたいと思っているわけです。

○日高説明員 今先生が御指摘になりましたように、この電電三法の国会審議の過程におきまして

は、種々の議論があつたことは事実でござります。確かに、郵政大臣からは、その一部について技術開発等の財源として使うべきであるという議論が出たこと、御指摘があつたことも事実でござりますし、他方、財政当局といいたしましては、こういう国民共有的財産であるから特定の目的に使用すべきではないという、いざれにしても、この使い道については予算編成の過程において結論を出したいという答弁をしたことも事実でございました。

そういういろいろな国会での御議論を踏まえて最終的に政府部内で調整いたしました結果、売却益につきましては、やはり国民共有的資産を売却して得た大事ないわば国としての財源でござりますから、それを国民共有的負債である公債の償還に充てるのが一番望ましいのではないかということで結論を得たわけでございますので、私どもとしては、今回、先ほど申し上げたこの電電株式の処理に関する結論は、いわば大蔵大臣も答弁いたしましたように、今までの国会での御議論を十分踏まえたものであろうというふうに考えておるわけでございます。

○奥野(一)委員 私は衆参の通信委員会における議事録も克明に実は読ましていただいておりまます。そういう点から考えてみて、予算編成の過程の中では決めるということになつておりますが、その前提として、やはり国会審議の経過といふものについては十分尊重する、これが原則になつてゐると思っておるのであります。衆議院の通信委員会の中で、社会党の武部委員の質問に対しまして、奥田郵政大臣の答えでこういうのがあります。「なお大蔵大臣も各委員会の席上でたびたび表明しておりますことでござりますけれども、できれば財政再建の一部の足しにしたい」という期待表明もあつたことも事実でございます。」こういう答弁をしているわけですね。それは大蔵省の方からは、できれば赤字財政のために使わせてほしいという期待表明だ、当時の郵政大臣

はそういうことを言つておられるわけなんですよ。

ですから、どこでどう変わつたのかということがあります。なるとあれなんですが、これは予算分科会で議論しているのと大蔵省との議論というものは時としてやや対立することがある、これは財政を持つていう立場からどうしてもそなりがちなん

だ、あるいはまた、電電の資産が国民の共有財産だというならば、国の借金も国民共有的借金だからここに入れて間違ひではないんではないか、こういう意味のことを大蔵大臣も言つておられるわけであります。これは私は全く違うというふうに思うのですね。

この前の予算分科会の中でも申し上げてまいりましたが、電電公社の資産の形成というのは、先ほど後藤委員の方からも指摘がございましたように、発足当時というのは、電話を申し込んでなかなかつかない、あるいは全国の即時網というものを早くつくらなければならぬということでありました。その後委員の方からも指摘がございましたように、発足当時といふのは、電話を申し込んでなかなかつかない、あるいは全国の即時網といふのを早くつくらなければならぬということでありました。そこで一生懸命やつてきたといふことが今までの資産形成の大きな力になつてゐる、こう思ふのです。

そういう面などから衆参の通信委員会の中では、株の売却益の用途については単に赤字財政といたすことだけには使つてはならない、やはり利用者、国民に還元をする、あるいはまた、電電公社自体で五兆六千億からの借金を抱えているわけですから、そういう借金の返済にも充てたらどうだ、あるいはこれまで電電公社の技術が発展をしてきたといふことは、技術開発に相当力を入れて大蔵省の方では、いや、これは特定財源といふことになるといふのはまずい、こういうことで大臣拒否をされてきたんですね、そういう社会党の方々の要求といふことについては、特定財源といふことでそういうふうに回してはならない

というのであれば、じゃ国債の償還のために充てることとは特定財源にならないのか、ならないことなどあれば、その理由もまたひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○日高説明員 まず一点、電電公社の資産の形成の経緯にかんがみという附帯決議がございますことは事実でございますが、その資産形成の経緯につきましては、実は確かに先生のおつしやられた

ような御意見が出たことも事実でございますが、それに対して私どもの考え方としては、その通信委員会でも議論申し上げましたように、公社の資産が現在のような形で形成された背景には、公衆電気通信法という法体系によってその独占権が与えられている。あるいは、今の大蔵省に対する出資は国だけが行うことができるというような規定もございまして、いわばそういう国の分身としての機能から生まれてきたものであるという考え方を、私ども表明したことでもございます。そういう意味におきまして、正直申し上げれば、その資産形成の経緯といふ考え方についても、これもまた種々議論があつたといふ点については御理解をいただければと思うわけでございます。

(委員長退席、田原委員長代理着席)

なお、使い道について最終的に予算の段階でこいつふうに決めたわけでございますが、その段階で会社法の審議の際に、株式の処理をどこに帰属させるかということで種々議論があつたわけですが、ございますが、最終的に政府部内で調整したところ、今までのよな経緯、つまり先ほど申し上げたよな資産形成の経緯等も含めて、電電公社が全額現物出資をして得た株についてはすべて無償で政府に譲渡されるのが望ましいという判断に立つてこの会社法というものができ上がつたわけでございます。

その場合に、政府は、これも通信委員会において御答弁いたしましたけれども、通常であればこれは一般会計になりますといふことも御答弁したことがあります。それでは、最終的にその一般会計に入りました株をどう処理するかといふ

点で政府部内で調整して、先ほどのよな結論になつたわけでございますので、それに従つて、三分の二是国債整理基金特別会計、三分の一については

なつたわけでございます。それで、そこには、この二回の法案を提出している、そういう次第になつておるわけでございます。

○奥野(一)委員 電電改革の法律案は既に通過をしてしまつておるわけでありまして、そのことにつけましては今私どもとやかく言つたって、これはどうにもならないということになります。

それからまた、電電株の処理の問題については、今度の国会におきましても、国債整理基金だとかあるいは産投会計だとかということは私どもの方の委員会に所属しておりますんで、恐らくそちらの方で慎重な審議がまた行われると思いますけれども、今まで申し上げてきましたような国会の審議の状況といふものを考えてみると、これは悪い言葉になるかも知れませんが、財政を握つておられる大蔵省の力がまさつて、郵政などを抑えつけてしまつたんだ、私はそういう認識が非常に強いわけですね。そういうふうに感じてならないわけです。

そこで、ちょっと郵政省の方にもお尋ねをしてまいりたいのですが、郵政省の方も遠慮なく私は言つてもらいたいと思うのですね。今はそれは政府で正式に決まつてしまつて、こういう形になつておりますからあればですが、この経過については、当時はやはり郵政省としては随分やり合つたのではないか、私はそういうふうに思つています。それは先ほどから申し上げておりますように、衆参の通信委員会の中でも、ほとんど郵政当局の答弁といふのは、株の売却益の用途については単に赤字補てんといふことだけであります。それは先ほどから申し上げておられますように、衆参の通信委員会の中でも、ほんと郵政当局の答弁といふのは、株の売却益の途に付けては单に赤字補てんといふことだけであります。それは先ほどから申し上げておられますように、衆参の通信委員会の中でも、ほんと郵政当局の答弁といふのは、株の売却益の途に付けては单に赤字補てんといふことだけです。しかし、昨年の暮れ、参議院の方でこの電電改革の三法案が一部修正そして附帯決議をつけて衆議院の方に回つてまいりました。衆議院の段階で

最終的に決定したのが十二月二十日だというふうに記憶しております。先ほど言われておりますように、この株の取り扱いが決まつたのは十二月の二十一日、もう次の日なんですね。十二月の二十日には衆議院の本会議におきまして、参議院から回付されきました修正案あるいはまた附帯決議を付したそれがそのまま通つていつているわけなんですよ。そして二十一日にころと変わつてしまつてゐる。これは私は、国会の審議の状況などからいつて非常におかしいというふうに思つているのです。

いたしまして、政府に無償譲渡される株式の一部の現物出資を引き当てにいたしまして電気通信振興機構というものを創設して、この機関を経由することによって電気通信の基礎技術の研究開発体制を推進していくこうという構想を持ったわけでございます。

十二月の二十日には、「電電公社株式の処理と技術開発関連要求の扱いについて」ということで、自由民主党の首脳部の方と関係の大臣の中でもう覚書が交わされているのですね。こんなものが一日ででき上がるはずがないと思うのですよ。そうすれば、恐らく、国会ではいろいろな答弁はしているけれども、もう事前に国会答弁とは裏腹な行為がその陰で行われてきたのではないかと思うのです。この辺の経過について郵政省の方から、私、聞きたいと思う。

○奥山政府委員 まず、電電公社を民営化するその目的が、日本の国の赤字を埋めることにあつたのではないということは少なくとも申し上げられます。つまり、電電改革三法の趣旨にもありますように、高度、多様な電気通信サービスをより低遙信委員会において附帯決議がなされまして、売却益等の使途については、利用者、 국민にとって有益であり、国民各層の納得を得られる適切な方途を確立することとすることが述べられておりましたし、また郵政大臣も、公社の資産の形成過程からいって電気通信における将来の技術開発に資するようなものにこの資金を投入していくといこうと/or>ことを述べたことも事実でございます。また総理も、参議院の遙信委員会におきまして、電電の株式の処分並びにその収入の使途については国会における審議の経過等を踏まえ政府内において詰めさせていくことにしたいという御答弁があつたところでございます。そのような経過を踏まえまして、十一月の二十日に電電改革三法が可決成立いたしております。

（東山政府委員）まず電電公社を民営化するその目的が、日本の国の赤字を埋めることにあつたのではないということは少なくとも申し上げられます。つまり、電電改革三法の趣旨にもありますように、高度、多様な電気通信サービスをより低廉にあまねく国民に普及するために電電公社を民営にするというがその法の目的でございまして、そのため電電公社の民営を図るという措置がとられたわけでございます。その過程におきまして、先ほど来御議論が出ておりますように、電株式会社の株式の処理というものが国会においてもたびたび議論になりましたし、また、多角的に議論から多様な御議論があつたことも事実でございます。

郵政省といたしましては、予算の編成過程におきまして概算要求を提出する中で、電電公社の民営化に伴う株式の処理といたしまして、六十年度予算の一つの目玉といいましょうか最重点の施策といたしております。

先ほど申し上げましたように、電電改革三法の審議と並行いたしまして予算の編成が行われまして、財務当局と鋭意折衝してきたわけでございまが、先ほど大蔵省から御答弁がありましたように、現下の国家財政の状況並びに電電改革三法の趣旨、さらには電電公社の資産の形成されてまいりました経緯等を総合的に勘案いたしまして、十二月二十一日に政府・与党連絡会議、つまり政府もそれに参画する形で電電株式の処理についての最終的な意思決定がなされ、さらに予算といたしましては十二月末の段階で政府原案にそれが纏め込まれたというのが経緯でございます。

その結果、私どもが当初考えました電気通信振

興機構という構想は実現いたしませんでしたが、それでも、少なくとも会社法によつて政府の保有が義務づけられております株式、つまり三分の一でございますが、三分の一の産投会計への帰属と、その配当金の収入をもつて基盤技術研究促進センターの原資に当てられるという措置が講じられましたので、今後は、私どもが当初目指しましたようなことを急頭に置きながら、かつまた、現下の厳しい財政事情等も十分踏まえまして、民間活力を最大限に發揮させる見地において電気通信の基盤技術の研究促進に資してまいりたいということをございます。今回の措置は、私どもが最初構想いたしましたものは若干変更になつたことは事実でござりますけれども、今後の電気通信における研究開発、技術開発というものを考えました場合には、一つの有効な解決策であり、また、意義のある方策であるというふうにとらえております。

○奥野(一)委員 そうすると、郵政の方はもう二月二十日以前にこういうような方針にするといふうに決めておつたと受け取れるのですね。これは事実上はそうではないかと思うのですよ。先ほど申し上げましたように、十二月二十日に衆議院の本会議を最終的に通つた、その翌日にもう既に政府・与党連絡会議の中で今のような扱いといふものが決まつたわけでありまして、そんなに早く決まるはずがない。先ほど言つたように、私は郵政省が衆参の通信委員会で答えられてきたことが本音であったというふうに実は理解をしておつたのですよ。だから、そんなに早く決まるはない。これは、売却益の使途なんかについても、慎重に扱うということになつておつたし、しかも、そのことについては衆参の通信委員会にだつて一言も報告していないんじゃないですか。それは衆参の通信委員会の審議の経過からすれば、悪い言葉で言えば、これはまだされてきたということにだつてなるのですよ。

国会の中では、そんなことはしません、慎重に扱つていきます、資産形成の経過を十分尊重しながら対処をしていきます、こういうふうな答弁を

すと繰り返しておきたい。そして十二月二十日、途端に百八十度くらいの方向転換になってしまった。だから、私が先ほどお聞きしたのは、郵政は初めからそういうことを考えて進めてきたのか、そうでないでしようということを実は聞いているわけなんですね。今、経緯やなにかについてはるる説明がございました。もし本当に資産形成の経過などを尊重しながら十分対応するというのであれば、これは電電公社の方からは五兆六千億の借金返済の方に幾らかでも回してほしいという要望が出ておつたはずです。それから、郵政の方は先ほど言われた通信機構の関係、大蔵省の方は国債の方の償還に充てる、この三つともえくらいいになつてやられてきたはずだと思う。それが、国会を通つてからたつた一日でそんなに急激に変わるのはおかしいということから私はお尋ねをしているわけなんですよ。もう一遍ちょっとその辺のところを説明してもらいたい。

二月二十日の電電改革三法が可決成立されるまでの間、郵政大臣が国会で御答弁申し上げたことは、そのまま郵政大臣も予算編成過程で最後まで御自分の方針を貫こうということで努力をされたのでございます。しかしながら、他方におきまして、予算の政府原案を決定する時日が刻々と迫つてまいりましたこともありまして、恐らく十二月二十一日というような非常に差し迫った時期に、また、逆に考えますと、電電改革三法が通過したその翌日という時期になつたのだろうと思われますけれども、その段階で関係省庁並びに党も参考した形で先ほど申し上げましたような決定を見たわけでございます。あくまでも郵政省といたしましては、国会で政府委員並びに郵政大臣が答弁されましたがことを貫徹する見地から努力をしたことには事実でございますけれども、国全体、政府全体の立場からこののような結果になつたということをございます。

年末でございましたので、年明けの通常国会再開後大臣の所信表明の中でこのことは表明させてい

の立場から最終的に今回の措置になつたということを御理解賜りたいと思います。

○奥野（一）委員 私はその政府・与党連絡会議なんかに出てるわけじゃありませんから、その様子は全然つかないのですけれど、七五〇二から

解をしてくれと言われても、そう簡単に理解ができないのです。時間の関係もありますので、この辺は、さう多くはございません。

子は全然おからずので、うるわとも申し上げておりますように、国会の答弁の中では、もう何回も申し上げているように、資本形成

問題たりすとよやでいるといふといふにまじります
せんからあれですが、大体常識的に考えてみて、
一生懸命衆参の通信委員会の中で議論をしてきま

の経過というものを尊重しながら対応する、こう言つて、そうすれば一番先に出てこなければならぬのは、電電公社だって緩くないわけでしょ

て、大蔵省は先ほど言いましたように期待表明といふことで、当時の奥田郵政大臣が言つてゐるよ
うに、大蔵省からは、これは赤字国債の処理の方

う、五兆六千億の借金を抱えているんだ。もうかつていて、もうかつていてるといつても、それだけの借金を抱えているわけだ。これはこの前、予算

にも何とか使わしてもらいたいものだ、国民共有の財産であれば、国民共有の赤字なんだからとうとうな意未のことの大蔵省は言つてきていました

分科会の中でも私、申し上げましたけれども、黙つてほうつておいたら十兆ぐらいになつてしまふですよ、今の電力公社の負債というのは。そうす

すよ。しかし、郵政省の場合にはほとんどそういう答弁というのはされていないわけですよ。だから裏切られたのではないか、そういう印象さえ持

れば、当然郵政省とすれば郵政省の立場があるから、通信機構の振興ということことで声を大にすると
いうことは当然だと思うし、と同時に、その次に

つわけなんですよね。
こういう点についてはこれから国会審議の上
ございましても影響する場合もあると思うのですよ。

は公社の負債整理ということについて、資産形成の経過から考えたら主張すべきものであつたろうと思うのですね。だから私は、こういう大きな問

題が、十二月二十日に国会を法律案が通るまでは黙つておいて、そして次の日になつたら変わつてしまふといふのはどうもおかしいのではないかと

つと変わってしまうんだなということになつたら、私どもの方も質問するのに皆さん方の腹の中を考えながら質問しなければならないということ

いうことを言つてゐるのですよ。郵政省はその辺はどういう努力をしたのですか。

になつたら、これは思うようなことになりませんし、やはりそういうふうに思わせるということ自体よくないことだと思うのであります。

先ほど来申し上げておりますように、予算の編成の概算要求の過程で、国会での御議論も踏まえ、また、郵政省が概算要求で出しております電気通信長距離料金の段立に向けて都道府県にしては最

これは郵政省だけ責めているのではなくございませんよ、私は大蔵省だって非常に問題があると思うのです。財政を持っているから何か大蔵省が一番力強い立場で反対思つておられる、これが

貴重な御意見を承り、誠に感謝いたしました。郵政大臣も御自分で述べられました方策、さらには国会における御議論等も踏まえて、電電公

力が強いんだなんて偽に思っておいたら、これには大きな間違いだと思っておりますので、そういう面は今後十分御留意を願いたいと思うわけであります。

社の資産の形成過程を十分念頭に置いて財政当局、つまり大蔵大臣とも話をされたと伺っております。しかしながら、政府全体としての大所高所

時間の関係がありますから、それでは先の方に進ませていただきますが、次に、産投会計の関係について大蔵省の方にちょっとお尋ねをしたいの

されども、私も産投会計の方については余りよくわからないのですが、今度、電電会社それからたばこ産業会社の株の政府保有分が入りますね。先ほどもちよつと質疑があつたわけでありますけれども、株の配当、大体八%くらいにでもなれるのですか。何かそういうふうな動きのようございまます。これは結果を見なければわからないと、いうことになりますが、仮に、先ほどから言われておりますように、電電の方が二千六百億、たばこの方が五百億で三千百億、八%にすると二百五十分億か二百六十億、そのくらいの金が今度は入ってくる、そういう見通しが一応あるわけであります。

その中で、今度は産投会計の方からセンターの方へ金が回つてくるのだろうと思うのでありますけれども、もちろん今年度は株を売るわけではありませんから六十年度は入つてこないんだが、六十年度の基本財産を見ますといと六十億が産投から入つてくる、こういうことになつてゐるわけです。これは基本財産というふうに説明資料の中では載つてゐるわけです。これはセンターの方ですよ。センターの方は基本財産が百二十億。そのうちの六十億が産投会計の方から来て、三十億、三十億は開銀とか民間から来る、こうなつてゐるわけなんですね。

これは、産投会計の方からは当面、六十一年度には六十億来るということはわかるわけですが、その次はどうなつていくのですか。株の配当全額がこつちに来るのでないのぢやないか、こう思うのですけれども、六十一年度以降のセンターの事業費がどういうふうに動いていくのか、私よくわからぬのです。その辺は後でまた通産の方からもう説明してもらいたいと思うのです。

産投会計の方ではセンターの方に出してなお残りがあるのではないかという気がするのですが、この残りについてはどういうふうにされるのか。産投会計の資金として残しておくのか。それと関連をして、産投会計の今度の改正法の中に、四条に、一般会計へ繰り入れるという項目が出ていて

わけです。一般会計への繰入規定を設けるということになつてゐるのですが、これは、まさかといふ言葉はあれなんですが、今申し上げましたように電電なり専売の配当益が産投会計に入る、センターの方に何がしか出す、幾らか余る、余ったものを一般会計へ返すということではないのでしょうかね。その辺のところがこれを見ただけではちょっとわからないものですから、御説明いただきたいと思うのです。

○寺村説明員 産投特別会計の概要をちょっと御説明させていただきますと、いろいろな資金、例えば余剰農作物資金でありますとかガリオア、エロアの資金というものは産業投資特別会計に入ります。あるいは一般会計からの繰り入れもございまして、そういうものの資金が今一兆七千億ござります。その分の配当收入が現在、先ほど御説明申し上げましたけれども、例えば日本輸出入銀行の納付金でございますとか、あるいは日本開発銀行の納付金あるいは、例えば電発に対しまして貸し付けをやつておりますから、その運用の利子收入が入つてきたり、日本航空の株式を保有しておりますからそれの配当金が入つてきたり、そういうことで産業投資特別会計の歳入が成り立つております。

したがいまして、六十年度は日本たばこ産業株式会社の配当収入もございませんし、それから新電電の配当収入もございませんが、そういう技術開発とか基盤技術センターに出資をするということが本来産業投資特別会計に期待されている役割でございますので、要求がございましたので、先ほどお話しございましたけれども、八十億の出資と二十億の貸し付けを予算編成の過程で一応検討いたしまして今御審議をお願いしている、こういうことになつてゐるわけでございます。

そこで、六十一年度がどうなるかということは、これはまた来年度の要求を各省から出していただきますて、基盤センターでござりますと当然通産、郵政御協議なさつて来年度要求が出てくる、その中で私どもが対応していく問題になると

思います

先ほども御説明いたしましたけれども、本年度は産業投資特別会計の歳出規模、特に貸付金と出資金合計で三百十四億の歳出を決めておりますけれども、その中には、例えば情報処理振興事業協会とか、それから日本科学技術情報センターでございますとか、こういったいわゆるセンター以外の技術協力、基盤技術の開発のための予算、あるいは商工組合中央金庫に対する出資金百億とか、いわゆる中小企業対策の出資金とか、そういったものの出資も今までどおり、本来の産業投資特別会計に期待されている役割を果たすために行つてゐるという状況でございまして、六十一年度は六十一年度で、要求が出てまいりました段階で全体の歳入規模を見ながらその配分を予算編成の中で検討いたしまして、国会の御審議をお願いする、こういう段取りにならうかと思つております。以上でございます。

○奥野（一）委員 そうすると、たゞこ産業の株なり、あるいは新電電の株なりの配当がどのくらいつくかということはまだ予測はつきませんがどちらも成長産業だということで、あるいはどんなもわかるかもわかりませんね。そうすると、五%配当だとか八%なんということじやなくて、二割まではいかないかもしれないが、一五%くらいの株の配当があるかもわからない。六十一年度以降は総体の資金需要というのを見なければ判断できないということになりますが、結果的に見て産投会計の方で余裕金が出てきたら一般会計の方へ繰り入れるということになれば、それは込みでなってしまうでしょうけれども、形は変わつても政府保有株の分が産投会計の方に移つたということになるけれども、最終的にはその中からまた一般会計の方へ配当益が流れ込むということもありますね。

○秋山説明員 ただいま先生御指摘のとおり、産投会計に帰属した株式の配当収入金が一体どこに使われるのか、どこに使つちゃいけないのか、そういう特定化された形にはもちろんなつていないのでございます。

したがいまして、六十一年度以降、例えは六十一年度で言えば、先ほども御説明がありましたように、配当金收入がない状況のもとで基盤技術センター等に対する出融資が今回行われてゐるわけでござりますけれども、六十一年度以降、これはそのときになつてみませんとわかりませんが、産投会計から出融資を行うのにふさわしい技術開発のニーズがどの程度あるのかということにももちろんよるわけでございますけれども、産投会計に帰属した電電株式の配当収入、この配当収入は考え方としてはこの会計における技術開発の促進等に活用するというのが基本ではないかと考えております。

裕ができたら一般会計の方に繰り入れをする、財政もなかなか大変な時代ですからと、こういうお答えがあつたわけです。ですから電電株なりあるいは専売株の配当が仮に多くなつたりして産投会計の方に余裕ができた場合には、形は変わつてもその配当益が一般会計の方に流れ込むということにもなるのでしょう、こうしたことなんですが、それは端的にどうなんですか。

○秋山説明員 昨年の十二月二十一日に政府・与党で意思決定をした中に、政府保有が義務づけられている株式は産投会計に帰属させ、その配当金を収入を技術開発等に活用するという基本的な考え方方が出ております。したがいまして、そういう考え方方にのつとつてこの産投会計の予算編成あるいは運用というものを考えていくことになるうかと思います。

いろいろ国会での御審議もございましたし、電電株式の処理をめぐるこれまでのいろいろな経緯といふものもございました。そういうことを十分踏まえて、産投会計の予算編成については適切に行つてまいりたい、こういうふうに考えております。

○奥野（一）委員 何か、私の質問にびんと答えていただかなかつたような気がするのですが、そうすると、改正の四条の一般会計繰入規定を設ける、こうなつてゐるわけありますけれども、「予算の定めるところにより、繰り入れるものとし、こうなつてゐるのであるが、これはそうすると、NTTの株の配当とか、たゞこ事業の株の配当についてはそれでは全額今度は技術開発のために使われる、こう理解していいのですか。

○秋山説明員 御承知のように産投会計から一般会計への繰り入れは、五十六年度に財確法で、特別な法律に基づきまして輸銀の法定準備金の種立率といふものを本則の千分の七から千分の五に引き下げて、そして増額される産投会計への納付金を財源といたしまして、産投会計から一般会計に繰り入れるというこの特別な法律で、産投会計から一般会計に繰り入れる規定がございまして、それじ

基づいて五十六年度以降投会計から一般会計に繰り入れがあつたわけでございます。

今回、先ほども御説明をいたしましたように、別途輸銀法あるいは開銀法の改正、これは本則の改正でございますが、改正案の中におきまして、国の財政状況も勘案し、輸開銀の財務基盤を損なわない範囲内で積立率を引き下げるということにしておりまして、財確法では千分の五という臨時特例の積立率でございましたが、これをさらに千分の三、つまり本則の千分の七から今回の改正案で千分の三に下げる、こういうことで輸開銀からの産投会計への国庫納付金は相当の増額が見込まれる、そういうしたこと等を背景といたしまして、今回産投会計から一般会計に繰入規定を創設した、こういうことが背景でございます。

○奥野（一）委員 いや、そのことについては今お答えを聞いてわかつたんです。

それで確認をしたのは、専売とかNTTの株の配当益については、そうすると全額技術開発の方に使われるということになるのですね。それをひとつ確かめたわけですが、それはそのとおりでいいんですか。

○秋山説明員 産投会計の予算編成はまたその年度年度ごとにやることになるわけでございますが、産投会計からの出融資を行うのにふさわしい技術開発のニーズがどの程度にあるかということはこれから議論の対象にならうかと思いますが、先ほども申し上げましたように昨年の十二月二十一日の政府・与党連絡会議で決まりました基本的考え方、つまり産投会計に帰属いたしますその三分の一の株式の配当金收入はこの特会において技術開発等に活用する、こういう考え方で今後運営をしてまいりたいということでございます。

○奥野（二）委員 それはわかりました。

それでは今度は、センターの方の予算というのを、センターができるからでないと予算はつくらないわけありますけれども、一応概要の方を見

基づいて五十六年度以降産投会計から一般会計に繰り入れがあつたわけでございます。

今回、先ほども御説明をいたしましたように、別途輸銀法あるいは開銀法の改正、これは本則の改正でございますが、改正案の中におきまして、国の財政状況も勘案し、輸開銀の財務基盤を損なわない範囲内で積立率を引き下げるということにしておりまして、財確法では千分の五という臨時特例の積立率でございましたが、これをさらに千分の三、つまり本則の千分の七から今回の改正案で千分の三に下げる、こういうことで輸開銀からの産投会計への国庫納付金は相当の増額が見込まれる、そういうしたこと等を背景といたしまして、今回産投会計から一般会計に繰入規定を創設した、こういうことが背景でございます。

○奥野（一）委員 いや、そのことについては今お答えを聞いてわかつたんです。

それで確認をしたのは、専売とかNTTの株の配当益については、そうすると全額技術開発の方に使われるということになるのですね。それをひとつ確かめたわけですが、それはそのとおりでいいんですか。

○秋山説明員 産投会計の予算編成はまたその年度年度ごとにやることになるわけでございますが、産投会計からの出融資を行うのにふさわしい技術開発のニーズがどの程度にあるかということはこれから議論の対象になるうかと思いますが、先ほども申し上げましたように昨年の十二月二十一日の政府・与党連絡会議で決まりました基本的考え方、つまり産投会計に帰属いたしますその三分の一の株式の配当金収入はこの特会において技術開発等に活用する、こういう考え方で今後運営をしてまいりたいということでございます。

[田原委員長代理退席、浦野委員長代理着席]

ますと、六十年度の事業資金は四十億円となつてゐるわけですね。それは六十一年度や六十二年度のことについてはわからぬよと言わればそれまでだ、こう思うのです。しかしこういうものをつくろうとする限りにおいては、ある一定の構想があると思うのです。大体の大まかな事業資金の規模とか何かいうことはわかるのじやないかと思うのですが、それではこの四十億円は当面どういうふうに使つていくのか、あるいは来年度以降どのくらいの資金が必要となるのか、わかる範囲内でちよつと教えていただけませんか。

○福川政府委員 このセンターは、法律がもし成立いたしますれば、その後設立準備に入らせていただくことを考えております。設立の時期としてはおおむね十月に設立、発足をいたしたい、かように考えております。

先ほどから大蔵省からも御答弁ございましたよう、事業資金、出資及び融資の事業につきましてはそれを産投会計から出資二十億、貸し付けが二十億ということをございますが、これはしたがいまして半年の予算ということでございまして、合計四十億、こういうことに相なつておるわけであります。

で、六十一年度に入つて、しからばいかがなものになるか、こういうことでござります。半年予算でございますから、もし単純に一年に引き延ばせばその倍ということになりますけれども、今後このセンターも、先ほどからいろいろ御質問がござりますように、例えば新素材に役立つようなもの、あるいはバイオテクノロジーに役立つようなもの、あるいはマイクロエレクトロニクスに役立つようなもの、それから例えば新しい通信手段にかかるるもの等々のいろいろなニーズが出てくると思うわけでございます。

私どももいたしましては、今から、六十一年度以降どのような事業規模になるかということをここで明確に申し上げられるわけではございませんけれども、今後このテーマの選定ということにつきましては、私どもとしてはできるだけその重要な

度と熟度を見てこれを選定をしてまいりたいと愚
つておりますが、今後そういう技術開発、私ど
もとしてはかなりニーズは出てくるのではないか
か、かのように考えておりますが、金額が幾らにな
るかという点につきましては、もちろんセンター
の自主性を考えてやつてまいりますので、今ちよ
う努力をいたしたいと思つております。
○奥野一二委員 センターの自主性というものを
尊重するということについては大変いいことだと
思うのですが、審議をする我々にしてみますと
センターそのものというものは将来一体どんなふう
になつていくのかというものをつかめないわけで
すね。つかむというのは、大体予算規模などとかど
んなテーマを扱つっていくのかということが、ああ
将来センターというのはこんなふうになつていく
んだというふうに我々理解がつくわけですよ。し
かし、それはでき上がってみなければわからな
い。これはセンターの方だつて困るのじやないで
すか。例えば、資金がどのぐらい回つてくるのか
仮にわからないなんということになつたら、やり
たいと思つたつてそれはできないということにも
なりかねない。だから、本来であれば実際にセン
ターが設立をされてからどんなことをやるかとい
うことはセンター自身がお決めになるのですけれ
ども、つくる方の生みの親の皆さんの方方が、い
やこの子はこういうふうに育てたいんだというよ
うな構想とかなんとかいうものが何もなくて、
ただセンターが必要だからつくります、あとは全
部お任せくださいでは少しひどいんじやないかと
いう感じがするのですね。

これは今わからないということならしようがな
いと思うのですが、ちょっとこれに関連しまし
て、先ほど後藤委員の方からも指摘がございまし
た。これは後で質問しようと思つておりました郵
政との共管体制ということとも関連をしてくるわ
けでありますから、これも一緒に質問しておきた

いと思うのであります。先ほどからの後藤委員とのやりとりを聞いておりまして、なぜ郵政と通産だけの所管のものにしたのだ、こういうことについて大臣やあるいは政府委員の皆さん方の方からもそれぞれ御答弁はございました。私聞いておりまして、なぜ郵政と通産の所管だけに絞られてきたのか。これはやはり電電株の売却益の使途をめぐつての争いと言つては語弊がありますけれども、そういうやりとりの中から生まれてきたのがどうと私は思つているのですよ。だから、郵政と通産の所管だけに絞られてしまった。

これはきのうの情報処理促進の法律審議の際にも私も申し上げましたけれども、本来であれば例えば情報処理なんていふものについてだつて関連法を各省のものはたくさんあるじゃないか、そういうものをどうして一つにまとめたのをつくらないんだということを実はきのうだって主張したのですよ。これだって同じのですね。もし本当に盤技術といふものの促進が必要であれば、先ほど後藤委員が指摘したように、それじゃ厚生省などか農水省どとか、そういうものも含めたのをつくつて、初めて国一つの施策になるのじゃないですか。

こういうのが例えれば、いや通産は郵政との関係があつて、本来通産だけでつくりたかったのかもわからない。郵政は郵政だけでつくりたかったわけでしよう、電気通信振興機構というような形の中で。それがどうもうまくいかなくて両方が合体した。今度は農水は農水でつくるのだ、厚生は厚生でつくるのだということになれば、国の一貫化した基盤技術の整備ということになつていかないのではないか、そういう可能性というがあるんですね。むしろ行政が複雑になつていく。これはお互いにそういう研究の中でもまた生かせるものだつて出てくることもありまするわけでしょう。そういうものが全然その扱いが違うということになれば、これはやはり問題があると思うのですね。その点が一つあります。そういう中で郵政と通産との共管ということになつていいわけです。

お話を聞きますというと、いや郵政とは大変仲よくやつておられますし、決まるまでは随分ごたごたしたけれども、決まった以上は仲よくやつて、うまくやつていくんだ。こういうことを前に聞いておるわけですが、やはり心配されるのはその点なんですね。ですから、この郵政との共管の関係について、両省の間でこの扱いというものを円滑にしていくためにどういう話し合いといふものをされてきているか。あるいはこれからこの法案の中でも、これは郵政、これは通産ということがいろいろたくさん条文の中にもあるわけでありますけれども、それを今一つお聞きする時間もないようですから、総括的にそういう共管の事項についての扱い方をうまくやつしていくことについての考え方をひとつまたお聞きをしたい、それが二つ目でございます。

それからもう一つは、その資金の関係や何かについてもどうなるのかわからぬ、というようなお答えでもあつたわけありますが、そう簡単にいかないんじやないか。これはもちろんやり方に もよるかもしれません。ただ、「あつせんする」とか、このセンターの業務の内容を見ますと、一つは、「民間において行われる基礎技術に関する試験研究に必要な資金の出資及び貸付け」、これは大した手間暇かかるないと思いますね。それから「政府以外の者に対し、」「國の試験研究機関と共同して行うことについてあつせん」ですから、これも大した手間暇かかるない。「政府以外の者の委託を受け、基礎技術に関する試験研究を行うこと。」これはセンターの中では手間暇のかかるということになると思うのですよ。ですから、これが一番重要なことになつていかなければならぬと私は思うのですね。そうすると、この資金計画もわからないということになつた場合に、どれほどの研究というものが一体できるのかという心配が一つあるわけです。

いるわけですが、人員だけでも五十九年度は三千七十二人研究要員というものを配置しているわけですね。金額では千二百六十六億円というものをつぎ込んでやっているわけですよ。それくらいやつてやつと外国と競争できるという今の技術に到達をしているわけですね。だから、そういう面から見て果たして大丈夫なのか、こういう心配もあるわけですが、その辺も含めてひとつお答えをいただきたいと思います。

○福川政府委員 幾つか御指摘がございました。資金の需要の点につきましては工業技術院の方から後ほど答えさせていただきますが、まず第一に他省との関係、この基盤技術の定義に絡みまして他省との関係についてのお尋ねでございます。

私どももいたしましては、いわゆる鉱工業の技術あるいは電気通信の技術、これがその基盤的なもので、民間で活力を發揮させていく上においては私は私どもとしては現段階においては十分そこで効果を発揮し得る範囲ではないかというふうに思つておるわけでござります。今郵政省の方によらいろいろ予算折衝の経緯等のお話がございましたが、私どもとしては、こういった産業経済、国民経済あるいは国民生活の基盤になるような技術ということになつてしまりますと、特に私どもの所管しております鉱工業の技術あるいは電気通信という関係が、今後の情報化の展開ということから見ますと基盤となる技術であろうというふうに思うわけであります。その技術の成果は、企業化あるいは商品化の段階で他省も十分御利用、御活用になり得る可能性というものはあるものといふふうに思つておりますゆえに、法律上関係行政機関の長と協議をするという条文からもお察しいただけますように、他省庁との連携ということは十分考えてまいりたいと思つておるわけでありま

す。

それから二番目に、通産省と郵政省と共管、こ

ういうことになつておるのに、どのような話し合

いをされたか、こういうことでございます。

る基盤技術の開発が必要である、こういうことでその方向が出まして、郵政省とも、その後法律をつくります過程でいろいろと御相談をさせていただきました。条文をつくりセンターの組織をつくります過程で、大蔵省とともに、郵政省と十分協議をさせていただいておるわけでございまして、今回のこの法律案をつくります過程では、まず郵政省とお話をし、大蔵省ともお話をし、それから関係省庁と調整に入つたということでございまして、まず第一段階で言えども、私どもとしては、郵政省と十分お話し合いの上で合意に達した、その上で各省庁ともお話をしていくた経緯があるわけでございます。

もちろんこのセンターは、先ほど先生からも御指摘ございますように、できる限りこのセンターの自主性を尊重しようということで運用を考え、条文にもそのような趣旨を盛り込んでおるわけでございまして、両省庁が縛り張り争いというようなことは、私どもとしては、いささかもないようにならなければならぬと思っております。十分努力しなければならないと思つております。その辺の考えは郵政省も同様ではなかろうかと私も思つておる次第でございます。

また、この資金に関する点でございますが、この出融資というのが、今回、この資金の助成という中で、私どもとしては重要な業務であるというふうに考えております。これはもちろん、民間の活力を發揮させる、こういうことでございますから、そのリスクマネーを供給をするということによつて、民間の研究活動を從来の開発中心から応用に、あるいはまた、できればさらにさかのぼつて目的基礎研究あるいは基礎研究へ引つ張つて、こうということを考えておるわけでございますので、この出資あるいは融資という機能が非常に重要なものであるというふうに考えておるわけであります。

あと、関連の業務につきまして手間がかかる、かからないという趣旨のお尋ねもございましたけれども、この出資、融資という事業は、私どもとしても、その選択いたしますプロジェクトの重要な

度の選定等においては十分慎重を期してやらなければならぬ、かように考えております。

また、産官の連携等につきましては、あつせんの業務あるいは民間の委託を受けてやります試験というのもございますが、これはもちろん民間からの委託を受けてやるわけでございまして、これは私どもとしては、むしろ民間の施設、人を使いながら、それぞれ国の研究機関あるいは民間のボテンシャルティをここで十分持ち寄つて発揮をさせていこう、こういうことを考えているわけでございまして、これも今後の民間のニーズによっては重要な仕事になるうかと思つております。

プロジェクトがどの程度になるかという、資金に関します見通しにつきましては、工業技術院の方からお答えをさせていただきます。

○荒尾政府委員 六十一年度以降の資金需要といいますか、資金計画がどのようになるかという点でございまして、通常ございますと、このセンターにおきまして原案をつくりまして、その要求と申しますか、それを通産省及び郵政省でよく内容を吟味した上で大蔵省に要求する、こういうことにならうかと思います。ただ、六十一年度につきましては、十月発足を予定いたしておりますので、通常の予算要求の期限等から考えますと、センターがまだ発足をしていないわけでございます。

そこで、六十一年度分につきましては、代行と言ふとちょっと語弊がござりますけれども、通産省及び郵政省におきまして、おおむねどのくらいになるだろうかという予測をいたしまして要求をしておくということになるのではないかと思つております。しかしながら、通常、予算要求の期限が御承知のとおり八月末でございまして、現在の状況におきましては、どのくらいになるかというプロジェクトの積み上げ等をしていないというのが実情でございます。

それからもう一つ、三号業務の関係でございますが、これも非常に重要な業務と考えておりますが、これにつきましては、その条文の中にも書い

てござりますとおり、政府以外の者の委託を受け
てこの事業を実施するということで、民間からの
委託ということになるわけでございます。したが
いまして、その予算要求の中には含まれないもの
でございます。

○奥野(一)委員 この問題はもうちょっと保留し
ておきまして、郵政の方からおいでになつていただ
いておりますので、大変申しわけありませんか
ら、郵政の方に一点だけ聞いて、お帰りをいただ
きたいと思うわけであります。

先ほどもちょっとと同じような質疑があつたよう
に記憶しているのですが、電気通信技術あるいは
放送技術の中で、このセンターで扱わなければな
らないような、いわゆるおくれているということと
になると思うのですが、そういうようなものはどう
なんなものがあるのか、できたら具体的にひとつお
知らせをいただきたいと思うのです。

○奥山政府委員 個別のプロジェクトは別といた
しまして、基本的な考え方として一般論で御説明
をさせていただきたいと思います。

先ほどもちょっと述べましたけれども、これか
らの高度情報社会における電気通信の発達を展望
いたしました場合には、やはり光技術というもの
が一応基本にならうかと思います。その場合、現
在既に光ファイバーの技術というものが開発され
ておりますし、電電公社が開発いたしました光フ
ァイバー技術、VADというのがありますけれど
も、これなどは、アメリカのATTが開発いたし
ておりますMCDという方式と比べて何ら遜色
ございません。例えばキロメータ一当たりの損失
でとりましても、○・五ないし○・八デシベルと
いう非常に低いものでございますので、世界に冠
たるものでございます。しかしながら、これの原
理特許というものは依然としてコニンクリ社が持
つているというようなことが実情でございまし
て、応用面、実用面におきましては世界のトップ
レベルにあると言つてもいいわけでございますけ
れども、基礎的な技術あるいは基礎的な技術面に

おきましては、光の面におきましても諸外国には確かに水をあけられているのが実情でござります。

電気通信回線とコンピューターが接合、融合された社会を考えますと、光というものが最初から最後まで、つまり、発信から伝送、交換、コンピューターにおける処理等を含めて、トータル的に

光で一貫して行われるような社会になるはずでございます。このようなものは、素材技術あるいは電子技術あるいは処理技術、伝送交換技術全般がわたりますので、その意味におきましては、波及性といい影響度といい非常に大きなものがある、つまり基盤技術に相当するのではないかと思いま

す。また、現在、放送衛星並びに通信衛星が打ち上げられ、また、近く六十三年、六十四年にさらにCS3、BS3というものが打ち上げられる予定になつておりますが、これらも、例えば六十三年に打ち上げられる予定の通信衛星ではもう八、九割が国産技術になります。そういう応用面においては衛星放送技術も世界のトップレベルにあると言つていいわけですけれども、二十一世紀における衛星通信あるいは放送衛星といったようなものを考えました場合には、現在の放送衛星技術あるいは通信衛星技術とは不連続の技術発展になることが予見されております。つまり、宇宙のペースを拠点といたしまして、そこにおいて衛星を組み立てるような技術が開発される予定でございますので、これらはアメリカが最先端ではございませんけれども、宇宙における衛星通信の組み立てから始まって、その発出、それから、実際の通信のシステムとしての構築に至るまでの非常に幅広い、また日本の産業開発並びに衛星技術に資する分野も非常に広いわけでござりますので、このような宇宙衛星における技術開発といったようなものも、これから通信分野における基盤技術の最も一つになるのではないかというふうに考えております。

○奥野(一)委員 私の認識が間違つていれば別で

すけれども、例えば通信衛星などあるいは衛星なり放送衛星なりというものをそんなに使う関係が、これから出てくるかもわかりません、日経連ですか、第二電電の形で通信衛星を打ち上げて何とかといふのはありますけれども、国内の企業の中でも、今言われたようなことを直ちに必要とする企業といふものがそんなにたくさんあるのだろうか。一般的に基盤技術といふのを利用しなければならない程度のことであつたら、今の例えば電電の技術だとNHKの技術なんかでもつてやつていいけるのではないかなという気がするのですね。

私は技術の方はそんなに詳しくはございませんから、いやいやこういう点がたくさんおくれているのだということであれば別でありますけれども。それで私は、例えばこういう面ということではなくて、本當は具体的に指摘をしてもらいたかったのです。が、時間がなくなつてきたものですからその点についてはいいのですが、疑問としては残つてゐるんですよ。私は電電公社の方にもいろいろ聞いてみましたけれども、さあそれは、基盤的なものはほとんど電電で貰えるのではないかですかといふことを言つておりましたのでちょっとと疑問に思つたのですが、その点はよろしゅうございます。

わざわざお忙しい時間、おいでいただきたいであります。郵政の方は終わりますので

すが、民間から委託を受けて行う試験研究というものが仮にどんどん出てくるといったことになつた場合に、独自のそういう施設というものを持たなくて、国立の方々のところを借りて歩くというのですか、そういうふうな形でやつていいけるのかどうかということなんですが、その点をお尋ねしてもそうだと思うのです。そして、例えば通信衛星なり放送衛星なりというものをそんなに使う関係が、これから出てくるかもわかりません、日経連ですか、第二電電の形で通信衛星を打ち上げて何とかといふのはありますけれども、国内の企業の中でも、今言われたようなことを直ちに必要とする企業といふものがそんなにたくさんあるのだろうか。一般的に基盤技術といふのを利用しなければならない程度のことであつたら、今の例えば電電の技術だとNHKの技術なんかでもつてやつていいけるのではないかなという気がするのですね。

それから、日本の基礎研究というものがどうし

ておくれてきましたのか。これは研究費との関係もあ

ると思うのですが、政府の基礎研究開発費とい

うものは、いただいた資料などによりましてほん

のわずかだ、こういう状態になつてゐるんです

ね。これは後の方にも関係してまいりますが、國

の研究者、私の聞いている範囲内では日本の優秀

な研究者といふのはどうも海外へ流出をしてい

つてゐるのではないか。頭脳の海外流出なんとい

うことが何か言われておつたような氣もするわけ

でありますけれども、そういう面について何か把

握しておられる点があるかとということですね。

それから、これからこの基盤技術の開発とい

うのをどんどん促進していくことになれ

ば、研究者の待遇改善ということも非常に必要に

なつてくるのではないか。これは先ほど同僚議員

の方からも指摘がございましたが、研究する環境

というものをよくしてやらなければならぬだろ

う、そういうものが一体になつて進められていか

ないとなかなかうまくいいくにいかないのでな

いか、こういう氣がするわけでありまして、その

面も含めてお知らせをいただきたいと思います。

○荒尾政府委員 第一番目の三号業務につきまし

て、セントラルみずからが試験設備等を持つかどう

かという点でございますが、私どもこの三号業務

につきましてはプロジェクトベースと申します

か、そのときそのときのニーズに応じまして弾力

的に研究を実施していくということを考えておる

わけでございます。したがいまして、固定的な非

常に大きな設備を持つたり、あるいは人を固定し

て投入するという形ではなかなか需要に応じ得な

いのではないかと思つております。したがいまし

ました次世代の委託費等は含まれていないわけで

きました

すが、民間から委託を受けて行う試験研究とい

うのを出しております。これによりますと、昭

和五十八年度におきまして、政府全体の使用研

究費の三三・七%、四千百五十四億円であるとい

うのを出しております。この政府関係の基

礎研究費と申しますのは、国公立の研究機関ある

いは国公立大学、特殊法人の研究機関の合計でございまして、このほかに、例えば午前中出でおり

ざいます。したがいまして、これらの研究機関自身が基礎研究のために使いました費用は今申しましたような数字になるわけですが、基礎的な部分について政府支出ということを考えますと、若干これを上回るのではないかというふうに考えております。

それから、研究者についての待遇の改善ということでござります。この関係で国内から頭脳流出といいますか、海外への頭脳流出がどのくらいあるかという点につきましては、いろいろ調べてみたのでございますけれども、どれくらいの人が頭脳流出しておるかという数字等はちょっと明確に把握をできなかつた次第でござります。しかし現実に、確かに海外へ日本人の優秀な方々が研究に出ておられるということは事実でございますが、これは必ずしも頭脳流出とだけは言えないのではないか、海外での国際的な共同研究といいますか、そういう面で裨益している面もあるうかと思ひます。しかし、我が国の研究環境が十分改善されていないという面は御指摘のとおりではないかと思います。財政状況等非常に厳しい状況でござりますので、潤沢な研究費とかあるいは研究環境の整備がなかなか困難な面もございますが、そういう厳しい状況の中で、できるだけこういった面について今後とも配慮をいたしていきたいと考える次第でございます。

○奥野(一)委員 評議員会の役割の関係についても少しお聞きをしたかったのであります。もう時間がございませんので、最後に一つ、貿易研修センターの今後の運営についてお尋ねをしておきたいのです。

○福岡委員 私、基盤技術研究円滑化法案の質疑を行ふに当たつて、いろいろ関係者にお尋ねいたしましたのですが、まず最初にお尋ねした方、これは産業政策について関心を持つておられるお役所の幹部にお聞きしたところ、そもそも現在このよな法案を提出する必要性があるだろうか、現行の諸制度で十分賄えるのではないか、欧米諸国にこのよな内容の法律はあるのだろうかといふような非常に消極的な御意見があつたわけでござります。

そこで、民間の方に聞いてみようと思いま

して、私、ある中小企業の経営者の方にこの法案の

内容についての御意見をお聞きしました。やはり恐らく新しくできるセンターの方には相当な力は入れられると思うのですね。そういうことに

よつて、今までせつかく貿易研修センターの方が一生懸命やつてこられて、国際協調だとか、ある

いは世界経済の発展に寄与するとか、そういうこ

とをやつてこられた方がだめになつてしまつて、

そちらの方については今後どういうふうな扱いを

されいくのか、最後にお尋ねをして終わりたい

と思います。

○鈴木(直)政府委員 先生御指摘のとおり、我が

國の国際経済化が進展するのに対応いたしまし

て、貿易人、特に国際貿易人の育成の必要性はま

すます高まつて来ていると思います。

今回提案しております法律に基づきまして、

貿易研修センターが特別認可法人から民間法人へ

移行するという道を開くわけでございますけれども、それ以後につきましても、ますますその役割

は高まる存じます。民間の方々の知恵をいただ

き、その創意工夫を生かしながら民間法人化して

自立をしていく、ますます役割を果たしていく、

こういう方向で私もどとしても指導助言は続けて

いたしました。

○奥野(一)委員 時間ですので終わります。

○浦野委員長代理 以上で奥野一雄君の質疑は終

了いたしました。

本法案に定められております試験研究円滑化のための規制緩和的措置や基盤技術研究促進センターの業務は、このような認識のもとに、規模の大

小を問わず広く民間における試験研究を促進する

ためのものでございます。

なお、国有の試験研究施設の減額使用、また、

セントーを通じた出融資事業等につきましては、

みずから技術開発を実施しようとする中小企業に

とつて十分利用可能な制度と当省としては理解を

しておるわけでございます。

一方、中小企業が全体として活力ある成長を遂

げていくためには、中小企業が技術革新の進展に

即応つつ技術開発を推進していくことが重要で

あると考えております。このため、通産省といた

しましては、中小企業の技術開発力の抜本的な底

上げを図るための中小企業技術基盤強化税制を創

設するとともに、従来の技術向上対策にいわば上

乗せる形で、最近の技術革新の進展に即応した

技術で著しい新規性を有するものの開発を行う中

小企業に対し特別の対策を講ずることとし、その

根柢となるべき中小企業技術開発促進臨時措置法

案を本法案に加えて国会に提出しているところで

ございます。

○福岡委員 この法案は、私考えてみるに、民間

企業の技術開発を促進するためその基盤を整備し

ようという目的を持つておる、その実施の仕方い

うかんによつては競争政策上の問題も生じてくるの

ではないかと思うわけでございます。

次に公正取引委員会にお伺いいたしますが、先

般公正取引委員会は、民間企業の研究開発につい

て実態調査を行われたとのことでございますが、

その調査の趣旨、目的、概要について御説明をお

第一類第九号 商工委員会議録第七号 昭和六十年三月二十七日

願いしたいと思います。

○厚谷政府委員 お答えいたします。

近年、企業活動におきまして研究開発活動というのは非常に重要な位置を占めておりまして、国内におきましては企業の研究開発戦略が市場構造に大きな影響を与えるようになってきております。

また、これを海外について見ましても、アメリカ、ECでは民間の研究開発を推進するため共同研究開発に対する考え方、取り扱い、それを明確にするという動きが出てきております。

先生御案内のことと存じますが、公正取引委員会としましても、今後の重要な課題は技術の問題である、このように考えておるわけでございます。

そこで私どもとしましては、研究開発の実態と問題点、課題というものをこの競争政策の観点から整理しておく必要があるのではないかといふことで調査したわけでございます。

調査は昨年一月に実施いたしまして、業種は、電機、通信、自動車、その部品、化学及びその他素材工業ということで、対象としましては原則として上場企業を対象としましてアンケート調査によって行つたところでございまして、回答をいたしました企業は二百四十二社に上っております。

以上でございます。

○福岡委員 次にお伺いしたいのは、民間企業の研究開発活動には、みずから研究開発を行う場合と、他の企業が開発した技術の供与を受ける場合とがあると私は思うのでございますが、公正取引委員会は、この調査で民間企業がみずから研究開発活動を行つてあるもの実態についてどのように把握しておられるのか、御説明をお願いしたいと思います。

○厚谷政府委員 研究開発活動をみずから行つている企業の実態につきましては私ども調査して、ごくかいつまん結論だけお答え申し上げますと、何分にも対象が原則として上場企業でございましたので、ほとんどの企業がみずから研究開発活動を行つておるわけでございます。

それじゃ一社当たりどのくらいの金額かということ、昭和五十七年度で約六十億円でございます。

これをほかの調査と比較してみますと、総務省統計局の科学技術研究調査報告というのがございまして、それによりますと一社当たりの研究開発費が二億九千百万円でございましたから、私どもが調査いたしました対象企業はその約二十一倍といふことでございます。最近も非常に増加しておるということが言えると思います。これは、上場企業でございますので、研究開発活動が大規模になります。そこで私どもとしましては、研究開発の実態と問題点、課題といふうに評価できるのじやないかと思つております。

○福岡委員 では、一方の、他企業から技術の供与を受けるいわゆる技術取引の実態について、御調査されておればその実態を御説明願います。

○福岡委員 では、一方の、他企業から技術の供与を受けておりまして、それも調査の対象にございました。それでその実態を御説明願います。それを見ていただいたわけでございます。それを件数で見てまいりますと、昭和五十七年度に契約を締結した企業は回答企業数の六七・九%でございまして、一社平均で九・九件技術取引契約を結んでおるというところでございます。

その内容について見ますと、契約締結件数が毎年約九%ぐらいうる增加してございまし、特に資本金が百億円以下の企業の増加率が目立つておると、いうことが言えます。二番目に、契約の相手企業が同種の企業、同業種の企業、これが三分の二を占めています。国内企業が相手の場合には、同じ業種の企業と異業種の企業というものは半々になつておるということでございます。それから、企業の系列あるいは下請企業を相手としているものが多いかと、これは割合に少ないというふうに思いますが、三番目に、契約の対象としましては、技術を見てまいりますと、特許が過半を占めておりますが、そのほかに、ノーハウ、技術指導といふいろいろなものが多くなつております。それで、海外企業を相手といったときにはノーハウ、技術指導などござります。三番目に、契約の対象としましては、特許よりも高い割合になつておるというこ

とでございます。契約条項について見ますと、若干でございますが、対象技術の改良、応用開発というようなものについて制限条項といいますか、これをおほかの調査と比較してみますと、総務省統計局の科学技術研究調査報告というのがございまして、それによりますと一社当たりの研究開発費が二億九千百万円でございましたから、私どもが調査いたしました対象企業はその約二十一倍といふことでございます。最近も非常に増加しておるということが言えると思います。これは、上場企業でございますので、研究開発活動が大規模になります。そこで私どもとしましては、研究開発の実態と問題点、課題といふうに評価できるのじやないかと思つております。

○福岡委員 では、一方の、他企業から技術の供与を受けるいわゆる技術取引の実態について、御調査されておればその実態を御説明願います。

○福岡委員 では、一方の、他企業から技術の供与を受けておりまして、それも調査の対象にございました。それでその実態を御説明願います。それを見ていただいたわけでございます。それを件数で見てまいりますと、昭和五十七年度に契約を締結した企業は回答企業数の六七・九%でございまして、一社平均で九・九件技術取引契約を結んでおるというところでございます。

その内容について見ますと、契約締結件数が毎年約九%ぐらいうる増加してございまし、特に資本金が百億円以下の企業の増加率が目立つておると、いうことが言えます。二番目に、契約の相手企業が同種の企業、同業種の企業、これが三分の二を占めています。国内企業が相手の場合には、同じ業種の企業と異業種の企業というものは半々になつておるというふうに思いますが、三番目に、契約の対象としましては、技術を見てまいりますと、特許が過半を占めておりますが、そのほかに、ノーハウ、技術指導といふいろいろなものが多くなつております。それで、海外企業を相手といったときにはノーハウ、技術指導などござります。三番目に、契約の対象としましては、特許よりも高い割合になつておるというこ

とでございます。契約条項について見ますと、若干でございますが、対象技術の改良、応用開発といふようなものについて制限条項といいますか、これをおほかの調査と比較してみますと、総務省統計局の科学技術研究調査報告というのがございまして、それによりますと一社当たりの研究開発費が二億九千百万円でございましたから、私どもが調査いたしました対象企業はその約二十一倍といふことでございます。最近も非常に増加しておるということが言えると思います。これは、上場企業でございますので、研究開発活動が大規模になります。そこで私どもとしましては、研究開発の実態と問題点、課題といふうに評価できるのじやないかと思つております。

○福岡委員 では、一方の、他企業から技術の供与を受けるいわゆる技術取引の実態について、御調査されておればその実態を御説明願います。

○福岡委員 では、一方の、他企業から技術の供与を受けておりまして、それも調査の対象にございました。それでその実態を御説明願います。それを見ていただいたわけでございます。それを件数で見てまいりますと、昭和五十七年度に契約を締結した企業は回答企業数の六七・九%でございまして、一社平均で九・九件技術取引契約を結んでおるというところでございます。

その内容について見ますと、契約締結件数が毎年約九%ぐらいうる増加してございまし、特に資本金が百億円以下の企業の増加率が目立つておると、いうことが言えます。二番目に、契約の相手企業が同種の企業、同業種の企業、これが三分の二を占めています。国内企業が相手の場合には、同じ業種の企業と異業種の企業というものは半々になつておるというふうに思いますが、三番目に、契約の対象としましては、技術を見てまいりますと、特許が過半を占めておりますが、そのほかに、ノーハウ、技術指導といふいろいろなものが多くなつております。それで、海外企業を相手といったときにはノーハウ、技術指導などござります。三番目に、契約の対象としましては、特許よりも高い割合になつておるというこ

でいくつもありでござりますか、ひとつ御所見を御披露願いたいと思うわけです。

開発活動や技術取引に対して、今後一層活発化するという状況を踏まえまして、競争政策上の問題

上がらないということであると私ども考えております。

格差の拡大とかエネルギー資源の制約など非常に厳しいものがあるわけでございますが、私、本件

○厚谷政府委員 今もお答え申しましたようなことで、競争と研究開発活動というものについて、まず私どもは回答企業がどのように考えておるか

そういうことで見てみますと、その大半分に市場における競争が激しいことがかえつて研究開発活動を活発化するというふうに答えてござります。それから、多くの企業は新規分野の開拓をねらった研究開発につきましては非常に積極的であります。そういうふうに答えてございます。事実もそうでござります。

○福岡委員 次に、通産省及び郵政省の方にお尋ねいたしたいと思うのですが、本年の三月十一日付の日本経済新聞の記事に科学技術庁が本年一月にまとめた日米の科学水準、研究開発力を比較した報告書の解説が出ております。これによりますと、我が国が米国より科学技術的基本的な考え方でございます。

○奥山政府委員　電気通信分野についても先ほど
のお答えと同じようなことになると思いますが、
確かにファクシミリ等若干の部分につきましては
日本の方が優位に立っているものもございます
が、おおむね欧米に比べて低位にあるというのが
事実でございます。

○奥山政府委員 電気通信分野についても先ほど
のお答えと同じようなことになると思いますが、
確かにファクシミリ等若干の部分につきましては
日本の方が優位に立っているものもございます
が、おおむね歐米に比べて低位にあるというのが
事実でございます。
そこで、電気通信というものの技術を突き詰め
ていきますと、符号や音響を送ったり、伝えたり、
それを処理したりということでございますので、
人間の知覚機能あるいは頭脳の機能と非常に似て
くるわけでございまして、電気通信技術といふう
のを最終的に左右するのは、人間の脳機能の解明
にかかるであろう、あるいは言語機能並びに音声
認識機能にかかるであろうと言われております。

企業がこのような状況を克服し、今後とも発展していくためには技術の重要性を十分に認識し、専門的技術開発に取り組まなければいかぬと私は思ふ。剣に技術開発がこのままではいけないと私は思ふ。うわけでございますが、その点について、「この『産業技術開発政策のあり方について』」と題する報告書の三十三ページの提言は評価できるものであると私は思うわけでございます。そこには、「中小企業が今後とも技術開発の分野において期待される役割を果たしつつ健全な発展を遂げていくためには技術基盤が弱く、かつ、資金調達力にも乏しい中小企業に対しても特段の措置を講じ、その技術力の向上を図ることが必要である」と書いてあるわけでござります。ところで、このたびの研究田滑化法案はこの提言の趣旨がどの程度生かされてゐるのか、通産省の御意見をお伺いしたいと思ふます。

する、そのことによつて新しい技術を開発して新分野への進出を図るというようなことを見ましても、競争促進の側面というものはやはり強いのではないかというのが私たちの基本的な観点でござります。

○等々力政府委員 ただいま御指摘ございましたように、基礎研究の分野あるいは応用研究の分野で米国が世界で断然一番であるという御意見のとおりの実情だと思います。非常に大きな開きがございます。それじゃどうやってそういう分野にお

ところが、これらの基本的な基礎的な部分につきましては、彼我の間に相当のギャップがございますので、いつごろまでにキャッチアップできるかということを現時点で明確に申し上げることは困難であろうと思つております。

しかしながら、今回の基盤技術研究促進センターライ等を通じまして、民間の活力をさらに促進しながら、電気通信分野におきましても基盤技術がさらに推進されていくことによりまして、少なくとも日本国民生活あるいは国民経済に必要な部分につきましては、電気通信の部門における技術が二十一世紀のある時点においては欧米先進諸国にまで追いつけるのではないかということを期待しておるところでございます。

○福岡委員 現在我が国の中小企業を取り巻く環境は、消費者ニーズの多様化とか大企業との技術競争などで、いつごろまでにキャッチアップできるかということを現時点で明確に申し上げることは困難であろうと思つております。

七日付の両審議会の報告によりますと、まさに中小企業がこれから多様化するニーズに対応していくために、あるいはまた日本経済を支えている中小企業が持続的な発展を遂げていくためにも、この技術開発力の充実強化が非常に重要であるということを指摘しているわけでございます。そのためにこの報告の中では「新たな産業技術開発政策」を実施するに当たっては、このよう既存の政策と有機的連携をとりつつ、それぞれの政策が相まって最大の効果を発揮するよう、十分な配慮を行なうことが必要である」ということでござります。従来から、私ども通産省におきましては技術開発政策はいろいろと重点を置いて財政、税制等に関して努力をしてまいつたわけであります。

今回のこの法案についてでございますが、今回はこの基礎技術というものを民間の活力を發揮して

しかししながら、先生また御質問の中で御懸念がありましたような研究開発の持つ競争制限的な影響と申しますか、あるいは技術取引に際しまして、特許法によつて保護されておるその権利の行使を逸脱するようなこと、それによりまして取引の相手方の事業活動を不當に制限するということになりますれば、これは独占禁止法上の問題が生じてくるのではないかということござります。したがいまして、公正取引委員会としましては、独占禁止法に違反する行為に対しても厳正に対処していくかなければいけない。それと同時に、研究

二以上は民間会社の研究者でございます。
そういうことから申しましても、民間の方で今後基礎研究あるいは応用研究をかなり推進していかなければいけない。そうしなければ、日本全体の基礎研究分野あるいは応用研究分野のレベルがける方を日本がこれからつけていかなければならぬかといふ点でござりますけれども、これは研究費ばかりではなくて研究を行う人の能力あるいは人數、そういうようなものも全部影響してまいります。我が国では今研究者の数が三十七万くらいおるそうでございますが、その大部分、三分の二以上は民間会社の研究者でございます。

しかしながら、今回の基礎技術研究促進センター等を通じまして、民間の活力をさらに促進しながら、電気通信分野におきましても基礎技術がさらに推進されていくことによりまして、少なくとも日本国民生活あるいは国民経済に必要な部分につきましては、電気通信の部門における技術分が二十一世紀のある時点においては、欧米先進諸国にまで追いつけるのではないかということを期待しておりますところでございます。

○福岡委員 現在我が国の中小企業を取り巻く環境は、消費者ニーズの多様化とか大企業との技術競争

めにこの報告の中では「新たな産業技術開発政策」を実施するに当たっては、このよう既存の政策と有機的連携をとりつつ、それぞれの政策が相まって最大の効果を發揮するよう、十分な配慮を行なうことが必要である。」ということです。

従来から、私ども通産省におきましては技術開発政策はいろいろと重点を置いて財政、税制等に関して努力をしてまいりました。

今回のこの法案についてでございますが、今回はこの基礎技術というものを民間の活力を發揮して、

ながら進めていこうということでございまして、引用なさいました答申の趣旨にもかんがみまして、この法案におきましては規模の大小を問わず広く民間における試験研究を促進することとしていくということをございますが、しかしながら、わせてこの中小企業につきましては例えれば中小企業技術開発促進臨時措置法案を本法案のほかに提出をさせていただいて、今後この中小企業の技術の強化という点につきましては両々相まって進めいくということを考えております。また、從来増加試験研究費の税額控除制度という制度がありましたが、中小企業が比較的この制度に乗りにくいう制約がありましたので、それを配慮いたしまして、試験研究費を支出いたしました場合には、増加分ではなくて開発費そのものについての税額控除を導入するという観点で中小企業技術基盤強化税制の創設ということもいたりいたしまして、さらにまた地域システム技術開発事業の創設といったような施策をいたした次第でございます。

したがいまして、この法案自身につきましては、もちろん中大あるいは大企業という区別を設けることなく、大企業に偏ることなく運用もいたしまりますのは申しますでもございませんが、さらにおわせて、今申しましたように中小企業技術開発促進臨時措置法案その他の諸措置と相まちまして、中小企業の技術力の強化という点につきましては通商産業政策の重点課題として今後も十分意を用いてまいりたいと考えております。

○福岡委員 しかば、これらの報告書に盛られました提言が法案の中にはすべて消化されていないのがござりますが、積み残された提言の中に将来法改正によって盛り込むことを考えておられるものがあるのかどうか、この点について通産省の御見解を御表明願いたいと思います。

○福岡政府委員ただいま申しましたように、中小企業関連につきましては、この法律のほかに新しい立法を考える、あるいは別の財政、予算あるいは税制、財投といった措置を考えるということ

で、兩々相まって総合的に有機的にやつていこうということをございます。

またそのほか、先生が恐らく念頭に置いておられるかと思ひます点の中で、いわゆる国の委託研究開発、これについての国有特許権の共有化というようなことがこの答申の中に盛り込まれておるけれどもこの法案には入っていないということがござります。そういう問題につきましては、実はいろいろ私どもでもこれは子細に検討いたしたわけありますですが、今この国の委託研究開発によつて国有特許が生じました場合に、これを民間に対してインセンティブを与えるという趣旨でこれの共有化を図つていく、こういうことににつきましては、現行法律の範囲の中で、いわゆる逆に申せば法律改正を要しないでも政令改正等の別途の措置でその実現が図り得るということをございまして、そういうたった答申に盛り込まれておりますような御提案という点につきましては、私どもとしてもできるだけこれの実現を図るよう、今後の運用の点も含めまして対応してまいりたいと考えております。

○福岡委員 では報告書の十一ページの「既存の大学、研究機関の枠にとらわれない新たな高等教育研究機関の設立」の検討の必要があると私は考

えているわけですが、この設立の問題についてどういうような御見解をお持ちか、ひとつお聞かせ願いたいと思うのですが……。

○福岡政府委員 御指摘のように、この技術開発

を進めるに当たりましては人材育成という点が非常に重要でございまして、産業界も大変大きな関心を寄せておるわけですが……。

○福岡政府委員 御指摘のように、この技術開発

合をどのくらいまで上げるべきかということでござります。これにつきましては、今朝引用されおりました、昭和五十五年に作成されました産業構造審議会の八〇年代の通商産業政策のあり方に

関する答申、いわゆる「八〇年代ビジョン」におきまして、欧米並みに少なくとも四割程度の政府負担という目標を掲げておるわけでござります。

財政状況が非常に厳しい状況でござりますので、非常に短時間のうちにこの目標を達成するといふことはなかなか困難な事情もあるわけでござります。

けれども、長期的には、今日におきましても、こ

で、兩々相まって総合的に有機的にやつていこうということをございます。

○福岡委員 次に御質問したいのですが、小資本の確保は、将来にわたる我が国の発展の基礎を築くものであり、かかる意味において技術開発に係る国の負担を拡大していくことが喫緊の課題であります。

○福岡委員 本法の施行後、大企業の場合と同等かつ公平に国

のビジョンで掲げました目標は妥当性を失っていないのではないかというふうに考えておる次第でございます。

○福岡委員 次に御質問したいのですが、小資本

とか少人数、企業経験の短いベンチャー企業が、

資の取り扱いがなされるために、どのような配慮

を通産省は考えておられるのか、ひとつ御説明願

いたいと思います。

○福岡委員 まず最初に技術開発費の中で政

府負担がどのくらいの割合になつておるかという

点でござますが、一九八三年におきまして米国

は四六%でござります。英国は一九八一年でござ

いますが、ほぼ五〇%でございます。

○福岡委員 まず最初に技術開発費の中で政

府負担がどのくらいの割合になつておるかとい

う点でございますが、一九八三年におきまして米国

は四六%でござります。英國は一九八一年でござ

いますが、ほぼ五〇%でございます。

○福岡委員 まず最初に技術開発費の中で政

府負担がどのくらいの割合になつておるかとい

う点でござますが、一九八三年におきまして米国

は四六%でござります。英國は一九八一年でござ

いますが、ほぼ五〇%でございます。

○福岡委員 まず最初に技術開発費の中で政

府負担がどのくらいの割合になつておるかとい

う点

企業に関しましては、組織化を通じましてその中小企業の企業力の充実強化を図っていく、あるいは経営力の強化を図っていくという動きがあるということは申しますがございません。

〔浦野委員長代理退席、田原委員長代理着席〕

今御指摘のように、この中小企業の過小性等の問題を克服するため、従来から組織化が進められております中で、異業種の中核企業についても、事業の協同組合あるいは企業組合というような格好で企業の組織化が進められているわけあります。今回のこの措置といいますのは、先ほども当委員会の質疑で申し上げましたが、私どもとしては、異業種に属します複数の企業が基礎技術を行います場合に出資を行う、また、応用研究については融資を行うということをございまして、主としてこれは、共同のRアンドD会社をつくつてくと、いうような格好で出資をしていくことを考えておるわけあります。また、融資は個別の企業を対象にしていくということを念頭に置いて考えておるわけあります。

この中小企業の組合としての活動ということにつきましては、別途、中小企業の組織対策という中でその充実強化を図っていくということが運用としては適切ではないだろうか、かように考えております。

もちろん、法律的に申しますれば、一般論で言えば、このセンターによる融資の対象としてもなり得るところでございますが、組合は組合といふ一つの性格がござりますので、むしろそういう意味では、この出資の対象といふことにつきましては、先ほど申しましたように、これは共同のRアンドD会社ということを中心に考えておき、組合としての組織化強化対策ということの中で十分その効果をあらしめるような努力をしていくのがよろしいのではないか、運用上はかよう考えております。

○福岡委員 次に、法案の逐条審議の過程にちょ

つと入っていきたいと思うのでござりますが、法案の第二条の「基礎技術」の範囲についてお聞きいたします。

この二条の「基礎技術」の範囲決定に当たっては、農林水産省、厚生省、建設省、各省から参入の要請があつたと聞いておりますが、これをなぜ局の御見解をお聞きしたいと思います。

○福川政府委員 これは先ほどの質疑で村田大臣からもお答え申し上げたわけですが、なぜかども、一つは、この予算の決定のときの経緯があつたわけではござりますけれども、考え方といたしましては、私どもとしては、いわゆる民間の基礎技術を促進をしていくということに焦点を置いているわけでございます。

「基礎技術」と申しますのは、国民经济及び国民生活の基礎的強化に相当程度寄与するものということで考えておりますが、これをやや敷衍して申しますれば、その技術が各産業に横断的に使われるような技術あるいは特定の産業においても革新的な技術、こういうことを念頭に置いて、したがいまして、産業あるいは国民生活に関連いたしましてかなり影響度と波及度の高いもので、これが民間で進めるのにふさわしいもの、こういうふうに考えておるわけであります。そういう観点で私どもとしても六十年度の予算の要求をし、財政当局とそこの最後の折衝をいたした次第でござります。

○福岡委員 どうもただいまの御答弁について、私、納得しかねる点もございますが、先ほどの御説明の中に、村田通産大臣も前にお話しした、こういうことで、今通産大臣が御出席になりましたので、通産、郵政所管のものに限定した理由、ほかの省からの参入要請があつたにかかわらず、通産、郵政所管のものに限定した問題について、ちよつと私、御説明を受けたいと思うのです。

○村田国務大臣 六十年度の予算の政府原案で通進するに当たりまして、いわゆる当面非常に重要な民間活力を最大限に發揮させるための環境整備ということに目的を置いておるわけでございまして、そういうことで先ほど申しした考え方と、本法案におきましては、そういう技術開発を推進するに当たりまして、いわゆる当面非常に重要な民間活力を最大限に發揮させるための環境整備ということに目的を置いておるわけでございまして、そういうことで先ほど申しした考え方と、本法案におきましては、そういう技術開発を推進するに当たりまして、いわゆる当面非常に重要な民間活力を最大限に發揮させるための環境整備ということに目的を置いておるわけでございまして、そういうことで先ほど申しした考え方と、本法案におきましては、そういう技術開発を推進するに当たりまして、いわゆる当面非常に重要な民間活力を最大限に發揮させるための環境整備を進めしていくことから申しますと、当面、鉱工業及び電気通信業などのいわゆる通産、郵政両省の所管分野でこれを取り上げていいければ、今の民間における基礎技術の推進といふところからすれば十分ではないか、かように考えてこのように成文化をいたした次第でござります。

もちろん、他省庁、農林あるいは厚生省を先生は御指摘になられましたが、それぞれの場におきまして、その技術開発にふさわしい手段を選ばれて、それぞれの技術開発は進められておるわけでございまして、例えば農業関係のバイオテクノロジーとすることにつきましては、国立の試験研究機関である農業試験場等がかなり進めておるわけありますし、また医療関係でも国立病院等が進めておるところでございます。そういういろいろなわけではございますけれども、考え方といたしましては、関係省とも十分連絡をとつておられますし、関係行政機関とも協議をしておるところでございます。

○福岡委員 大臣の御答弁によりますと、政府全体として協調ある技術開発体制を進めていくという一つのあらわれであるわけであります。

○福岡委員 どうもただいまの御答弁について、私、納得しかねる点もございますが、先ほどの御説明の中に、村田通産大臣も前にお話しした、こういうことで、今通産大臣が御出席になりましたので、通産、郵政所管のものに限定した理由、ほかの省からの参入要請があつたにかかわらず、通産、郵政所管のものに限定した問題について、ちよつと私、御説明を受けたいと思うのです。

○村田国務大臣 今、通産、郵政両省に限定した理由につきましていろいろな角度から申し上げたわけですが、技術開発ということになれば、当然それは関係各省いろいろあるわけでござります。ただ、この法律案の目的としては、当面両省に限定をすることが事務を能率的に進めるのがどうか、この点についていかがでござります。

○福岡委員 時間がないので次に移らしていただきます。

まず第一に、民間が主体となつている技術分野を対象とすることが適当でございます。こうした特徴を持ち、かつ新たな技術革新が胎動しつつある技術分野というのは、鉱工業それから電気通信業など通産省及び郵政省の所管分野でございまして、現下の状況ではこれを本法案の対象とすれば十分であるということで、この法律案の対象技術は通産省及び郵政省の所管の分野に限定した次第でござります。

なお、この法案で対象にならない技術分野につきましても、関係各省がそれぞれの立場からその実態に応じて必要な技術開発促進策を開拓していくべきものである、このような理解をいたしております。

○福岡委員 大臣の御答弁によりますと、政府全体としての協議を行うから通産、郵政所管のものに限定をしたんだ、こういうことでござりますが、もう少し対話と相互理解の折衝点はなかつたのかどうか、この点についていかがでござります。

つまり、この法律案の目的としては、当面両省に限定をすることが事務を能率的に進めるのがどうか、この点についていかがでござります。

○福岡委員 次に、法案の逐条審議の過程にちょ

次に、第三条についてお伺いいたしたいのでございます。

「国有の試験研究施設を使用させる場合」とあります。中小企業の場合物品管理法の対象となる器具のみ使用させてもらいたいとのニーズがあると私、聞いておりますが、この点はいかなる取り扱いとなるのか、お尋ねしたいと思います。

また、これに「特に必要があると認めるとき」とあります、だれがどのような判断基準で認定していくのか、また公正なる担保手段を講じようとするのか、お伺いしたいと思います。

○福岡政府委員 先生御指摘のように、中小企業の場合は、むしろ国有の試験研究施設よりも物品管理法の対象となる器具を無償または廉価で使用したいというニーズがあるのではないかという御指摘がございます。まことにごもっともな御指摘でございます。物品につきましては実は別途、既に物品の無償貸付及び譲与等に関する法律といふのがございまして、これによりまして試験研究用いられる際には貸付料を無償または廉価とすることが法律上可能でございます。したがいまして、今後物品管理法の対象になりますような器具が出てきて、これについて今御指摘のようなニーズがあります場合には、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の運用の中で取り上げてまいりたいと考えております。

また、今の第三条におきまして、国有財産に関しては、特に必要があると認めるとき」ということについてどういうふうに考えるのかという御指摘でございますが、これにつきましては、民間においてますます基盤技術に関する試験研究を円滑に進める上で国有の試験研究施設等を減額使用させることが必要であるということの判断をするわけでございますが、この判断をいたしますのは主務大臣を意味するものでございます。

通常この手続がどうなるかということでおざいますが、このような同種の前例になりまつ制度を見てみますと、この廉価使用を認めるに当たりまして主務大臣の認定を必要とする、こうしたこと

を政令で書くのが通例でございまして、今回も法律が成立しました際には、そのような前例を参考にしながら今後の手続を決めたいと考えております。

○福岡委員 現在、国有の試験研究施設は、通産省の方でお聞きしまったら、トータルで五十分くらいあると聞いております。その中には工業技術院所管のものが十六、郵政省の所管の水戸の電波研究所などが含まれておるのだ、こういうように報告を受けておりますが、これらの施設の所在場所、名称、交通の便、概要等を記載したパンフレットを発行するなどPRする必要があると私は思うわけでございますが、通産省の御見解はいかがでございましょう。

○荒尾政府委員

ただいま御指摘の国有試験研究施設の開放と申しますが廉価使用でございますが、これはその趣旨から申しまして、本来の使用

目的は国研究所がその試験研究のために使うといた、國の委託研究の成果としての国有特許等について、その特許の一部を受託企業に渡すというよなことで当該特許権等を共有化する措置といいます。したがいまして、常に利用できるという性格のものではないわけでございます。あいたときに使える、こういう性格でございます。したがいまして、積極的なPRがいいのかどうかという点は少し検討しなければいけないかと思います。しかし、本来この趣旨は産学官の連携強化とか、あるいは産官との共同的な研究を進めていくということでござりますので、できるだけこの趣旨が民間企業によく伝わつておるということが必要でございまして、その点から、例えば今回設立されますセントラルに聞けばどこに何があるかということがわかるとか、あるいはそのほか適切な手段によりましてできるだけこの趣旨が各企業によく浸透いたしますよう指置をとりたいと考えております。

○福岡委員 次に、第五条についてお尋ねいたしましたが、この規定はいわば訓示規定で政府の努力義務をうたつたものと私は見ておりますが、「必要な措置」とは具体的に申してどんな措置が考えられるのか。また、この規定を単なる努力規定に

終わらせるのではなくて、産業技術開発政策推進のための重要な規定として弾力的かつ機能的に活用すべきものであると私は考えますが、通産省と郵政省の御見解はいかがでございましょうか。

○福岡政府委員 この「必要な措置」でございますが、いま先生まさに御指摘になられましたよう

に、国有の試験研究施設等の情報を一般に提供するということは、これを有効に活用する上で非常に重要なポイントであろうと私どもも考えております。したがいまして、例えば本条の「必要な措置」ということで申しますれば、広報誌等を通じて、こういった国有の試験研究施設についての情報を一般に提供してその利用の円滑化を図ることも一つの例でございますし、さらにま

して、こういった国有の試験研究施設についての情報でございましょう。それはまず予算を一般に提供してその利用の円滑化を図ることも一つの例でございますし、さらにまた、國の委託研究の成果としての国有特許等について、その特許の一部を受託企業に渡すというよなことで当該特許権等を共有化する措置といいますので、常に利用できるという性格のものではないわけでございます。あいたときに使える、こういう性格でございます。したがいまして、積極的なPRがいいのかどうかという点は少し検討しなければいけないかと思います。しかし、本来この趣旨は産学官の連携強化とか、あるいは産官との共同的な研究を進めていくということでござりますので、できるだけこの趣旨が民間企業によく伝わつておるといふことが必要でございまして、その点から、例えば今回設立されますセントラルに聞けばどこに何があるかということがわかるとか、あるいはそのほか適切な手段によりましてできるだけこの趣旨が各企業によく浸透いたしますよう指置をとりたいと考えております。

○福岡委員 次に、十一条の持ち分移転の対抗要件についてお聞きしたいのですが、この

規定は当事者間の法律関係は有効として、第三者でも指摘されておるところでございまして、これは現行の法律の範囲内の運用でできることでもござりますので、そのようなことを「必要な措置」の中で読み込んでまいりたいと考えておるわけ

あります。

○福岡委員 次に、十一条の持ち分移転の対抗要件についてお聞きしたいのですが、この

規定は当事者間の法律関係は有効として、第三者でも指摘されておるところでございまして、これは現行の法律の範囲内の運用でできることでもござりますので、そのようなことを「必要な措置」の中で読み込んでまいりたいと考えておるわけ

あります。

○福岡政府委員 第九条にもありますように、両大臣の認可を受けて資本金を増加させることができます。

は、その民間において行われます基盤技術に関する試験研究を促進いたしますために、出融資事業、共同研究促進事業等の幅広い事業を実施するためのものでございまして、その財源は民間の二社に十分対応できる額を確保いたしますということとで適切に対処してまいりたいと思います。

政府からの出資に関しましては、これはまず予算によりまして決められるわけでありまして、それを実現するためには、どのような政府からの出資が必要か

に、この意味では、どのような政府からの出資が必要かで適切に対処してまいりたいと思います。

政府からの出資に関しましては、これはまず予算によりまして決められるわけでありまして、それを実現するためには、どのような政府からの出資が必要か

に、この意味では、どのような政府からの出資が必要かで適切に対処してまいりたいと思います。

○福岡委員 次に、第九条の第二項についてお聞きいたしましたが、通産、郵政両大臣の認可を受けさえすれば、資金の増加は無限にできるのかどうか、上限の設定は考えていないのか、ひとつ御

ざいますが、かかる懸念に対し人材確保をどのように考えておられるのか、大臣ひとつ御見解をお示し願いたいと思うのです。

○村田國務大臣 センターの運営に当たりましては、センターの行う事業の中には、出融資事業などのように企業秘密を含む個々の研究開発活動の内容にまでタッチするものもありまして、公正かつ優秀な人材を確保することが重要であることは言うまでもございません。したがつて、適材適所の人材配置が肝要であると考えておる次第でございます。

〔田原委員長代理退席、委員長着席〕

○福岡委員 次に、条文の三十八条の第二項について御質問いたします。

出資者に対して出資額に応じて分配すると書いてあります。リスクの多い事業の性格上、分配金を出すことが可能と考えておられるのか。また、このような利益の上がることにつき、不確定な業務に出資する者があるのか。大手企業のひもつきではまた問題が生じますが、この点について、通産省の御見解をお示し願いたいと思います。

○福岡政府委員 このセンターの財源といたしましては、産業投資特別会計からの出資、貸付、さらには民間からの出資ということを仰ぐことになっておるわけでございますが、こういつた出資といふことに対する見合いといったしまして、この利益の分配の規定が設けられておるわけでございます。もちろん、このセンターが出資または融資を行う技術開発プロジェクトでござりますけれども、ある程度これが成功のめどがつきますれば、事業の収益性ということにつながつていくこともあります。これにつきましては、先ほどもいろいろ、これは確かにリスクが大きいものでございますけれども、ある程度これが成功のめどがつきますれば、事業の収益性ということがあります。その上に利益がある場合にはその利益を分配していくということを考えておるわけでございます。

○福岡委員 次に、第四十五条の第二項一号についてお聞きしますが、出資者たり得る人の要件

はいかになつておるのかどうか、その点の御見解をひと

つお示し願いたいと思います。

○福岡政府委員 このセンターにつきましては、官民双方から出資を受け入れることができる、政

府及び政府以外の者から出資を受け入れることが

できる、かように考えておるわけでございます。

○福岡委員 以上をもつて質問を終わらせていた

だきます。

○粕谷委員長 これをもちまして福岡康夫君の質

疑は終わりました。

○草野委員 次に、草野威君の質疑に入ります。草野君。

○草野委員 私は、貿易研修センター法を廃止す

る等の法律案につきまして御質問申し上げます。

○草野委員 時間が二十分でございますので、簡潔に御答弁をいただきたいと思います。

この法律案の主な内容は、一、貿易研修センタ

ー法を廃止する、二、昭和六十一年三月三十一日

までの間に貿易研修センターを組織変更して民法

上の財團法人化するなどとなつております。ただ

いま同時に審議されております基盤整備の法案の

中で、新しく基盤技術研究促進センターというの

ができるわけでございます。この貿易研修センタ

ー法とはスクラップ・アンド・ビルト、こういう

事務所のところ見当りませんので、明確な見通しはございませんが、考え方といたしましては、条文上は

共団体が出資をしようというような御意見は、今

おこなわれていますが、現実の問題として、現在地方公

共団体が出資をしようというような御意見は、今

来十分なる機能を果たしてきつたると思います。特に、我が国自身が從来、貿易の関係から投資、技術、いろいろな多角的な角度で国際経済人の要請が高まつておりますので、そのようなニーズに対応しつつ貿易研修センター自身も努力をしてまいつておると思いますが、ますます国際経済関係は多様化しておりますので、今後とも機動的な、そのような経済情勢の変化に対応した貿易研修センターの運営についての期待は高まつてゐる、かように理解しております。

○草野委員 何か反省すべき点があつたらとお尋ねしたのですけれども、ございませんか。

○鈴木(直)政府委員 いろいろな企業の中に、大企業から中小企業に至るまで、貿易、経済人の育成の要請は高まつてゐるわけでございますが、そのニーズは極めて多様化しつつあります。このようないくつかの多様化しつつあるニーズに対応して機動的に貿易研修センター自身の内容を実質的に改善していく、このような点は私どもとしては今後とも十分考えていかなくてはならぬ問題だらうと考えております。

○草野委員 今後民間法人に移行するに当たりましても何点か確認をさせていただきたいと思ひます。まず第一点は、寄附金の損金算入といふ問題でございますが、この法律が廃止されると、当然のことながら税制上の特例措置も廃止されるわけですが、実際には非収益事業を営む公益法人になるわけでございますので、非課税の取り扱いを受けるわけでございます。したがつて、それほど大きな影響はない、このようないくつかの影響でございます。しかし、その中で法人税法の寄附金の損金算入については法人税法の第三十七条规定第三号の法人から同項の第二号の法人に移行することになるわけでございまして、大蔵大臣の指定を受ける必要が生じてくるわけでございます。この指定がなければ寄附金の損金算入が認められないことになります、特にこの四つの事業のうちの一つであります欧米ビジネスマン研修事

業につきましては、事業費の半額を現在民間から寄附金で賄つてゐる、こうしたことになつておりますので、もしこれいきんによりましては今後運営に支障を生じかねない、こういう事態も出てくるかと思います。

従来の事業実績等から見まして引き続き同様の措置を受けることは当然であります、現在試験研究法人の指定を受けておりますから、まずこれの継続が認められるべきだと考えます。また、六十年度はこの旧法の暫定期間がありますから変わりないとしましても、六十年度以降のようなります。

○鈴木(直)政府委員 先生御指摘のとおり、今后この法律が通過いたしまして貿易研修センターが民間法人に移行した場合に、税制上の取り扱いは、従来の特別認可法人としての取り扱いから民間法人としての取り扱いに移行するわけでございまして、その関係で、御指摘のありました試験研究法人としての扱いの問題は、お説のとおり一番大きいまして相当の額を民間からの寄附に仰いでおりまして、それを基盤といたしまして実績のある事業を実施しているわけでありますけれども、そのことながら税制上の特例措置も廃止されるわけでございますが、実際には非収益事業を営む公益法人になるわけでございますので、非課税の取り扱いを受けるわけでございます。したがつて、それほど大きな影響はない、このようないくつかの影響でございます。しかし、その中で法人税法の寄附金の損金算入については法人税法の第三十七条规定第三号の法人から同項の第二号の法人に移行することになるわけでございまして、大蔵大臣の指定を受ける必要が生じてくるわけでございます。この指定がなければ寄附金の損金算入が認められることになります、特にこの四つの事業のうちの一つであります欧米ビジネスマン研修事

業につきましては、事業費の半額を現在民間から寄附金で賄つてゐる、こうしたことになつておりますので、もしこれいきんによりましては今後運営に支障を生じかねない、こういう事態も出てくるかと思います。

○鈴木(直)政府委員 先生御指摘のとおり、今后この法律が通過いたしまして貿易研修センターが民間法人に移行した場合に、税制上の取り扱いは、従来の特別認可法人としての取り扱いから民間法人としての取り扱いに移行するわけでございまして、その関係で、御指摘のありました試験研究法人としての扱いの問題は、お説のとおり一番大きいまして相当の額を民間からの寄附に仰いでおりまして、それを基盤といたしまして実績のある事業を実施しているわけでありますけれども、そのことながら税制上の特例措置も廃止されるわけでございますが、実際には非収益事業を営む公益法人になるわけでございますので、非課税の取り扱いを受けるわけでございます。したがつて、それほど大きな影響はない、このようないくつかの影響でございます。しかし、その中で法人税法の寄附金の損金算入については法人税法の第三十七条规定第三号の法人から同項の第二号の法人に移行することになるわけでございまして、大蔵大臣の指定を受ける必要が生じてくるわけでございます。この指定がなければ寄附金の損金算入が認められることになります、特にこの四つの事業のうちの一つであります欧米ビジネスマン研修事

業につきましては、事業費の半額を現在民間から寄附金で賄つてゐる、こうしたことになつておりますので、もしこれいきんによりましては今後運営に支障を生じかねない、こういう事態も出てくるかと思います。

○鈴木(直)政府委員 先生御指摘のとおり、今后この法律が通過いたしまして貿易研修センターが民間法人に移行した場合に、それらについての指定が認められるべきだと考えます。また、六十年度はこの旧法の暫定期間がありますから変わりないとしましても、六十年度以降のようなります。

○鈴木(直)政府委員 御指摘のございました欧米ビジネスマン研修でございますが、これは四極貿易大臣会合で通商産業大臣が先進四地域の貿易大臣に対しまして提案をいたしまして実現をいたしました研修でございます。

○鈴木(直)政府委員 私どもの日本経済の実情につきまして、欧米のビジネスマンに理解をいたすこと自身が、長期的に見て先進国との貿易関係の円滑化に寄与する、こういう考え方で、御指摘ございましたように、三年間という前提で百人研修をスタートしております。実は、昨日、第三回の研修がスタートしておりますけれども、私どもこれまで聞いていた限りにおきまして、欧米からの評価は大変高いと存じます。実は、昨日、第三回の研修がスタートしておりますけれども、私どもこれまで聞いていた限りにおきまして、欧米からの評価は大変高いと存じます。一応三年という形でスタートいたしましたが、これまでの評価を基礎にいたしまして、できるだけ長期的な観点で本件は推進してまいります。ただし、これまでの評価を基礎にいたしましたが、これまでの評価を基礎にいたしまして、できるだけ長期的な観点で本件は推進してまいります。ただし、これまでの評価を基礎にいたしましたが、これまでの評価を基礎にいたしまして、できるだけ長期的な観点で本件は推進してまいります。

○鈴木(直)政府委員 ただ、研修の期間が一ヶ月なんですね。せつから海外から来ていただいて一ヶ月間で研修を終わらせるこの点についてもう少し検討されたらどうか、このよう思います。

○鈴木(直)政府委員 それから、本科コースと実務コースでございまして、この内容を拝見いたしましたと、それ定員割れをしているような現状でございまして、その定員割れをしていて、できるだけ従来どおりの取り扱いを受けるよう努力する所存でございます。

○鈴木(直)政府委員 この点については非常に大事な問題でございますので、大蔵当局ともぜひとも詰めを早急にひとつ行つていただきたい、このように要望しておきたいと思います。

○鈴木(直)政府委員 それから、現在、本科コースを初めて四つのコースに分かれていますが、その中で欧米ビジネス

それから、もう時間もありません、最後に大臣に伺いますが、ともかく十六年間という長い間、いろんな面で人材を輩出してきた、そういうセンターであろうと思いませんが、これから問題といなしまして、今度民間に移行するわけございますので、やはり諸外国との信頼関係を持続していくなければならない、こういう問題が一つあらうかと思います。また、日本から海外に研修生を派遣するという制度もあるようございますけれども、まだこれは微々たる実績であろうと思います。この海外研修についてもぜひとも充実強化を図つていただきたい。

それからもう一点は、この法案ができた當時でございますけれども、附帯決議がございまして、その附帯決議の中で、役員の中に中小企業の代表者を入れるべきである、こういうような附帯決議もついております。しかし、いまだにこれは実現していないようですが、そこで、そこら辺を含めまして御答弁をいただきたいと思います。

○村田國務大臣 御指摘の二点につきましては、今後の運営において、草野委員の御趣旨をよく体して進んでいかなければならぬと思います。

まず海外研修、留学プログラムの問題でござりますが、これは本科コースでは、国際社会の第一線で活躍し得る経済人の養成を目的としたコースでございまして、毎年一回、九ヶ月にわたって全寮制で英語、地域研究、国際経営経済について集中的に行うものでございます。この本科コースは、研修の実をより一層上げるため、任意参加ではありませんが、一ヵ月の海外研修あるいは七ヵ月の米経営大学院への留学のプログラムも用意をしておるわけでございます。こうした海外研修につきましては、研修効果を高めるものでございまして、今後とも貿易研修センターがこのような海外研修を充実することを期待をいたしております。

それから、中小企業の役員の選任の問題でございますが、貿易研修センターにおいては、業務運営に中小企業者の意見を反映させることが重要といたる観点から、設立当初から評議員会に中小企業

の代表として全国中小貿易業連盟の理事長をメンバーとして加えられておるところでございます。いろいろと存じます。なお、貿易研修センターは、大企業に比べて人材面等に余裕の少ない中小企業に勤務する者の受講を容易にすることも考慮いたしまして、昭和四十五年から、期間が三ヵ月間と短く、実務に直結した実践的な内容の貿易実務コースも設置をしておるところでございます。

通産省としては、中小企業が貿易に重要な地位を占めておるという観点から、今後とも中小企業への配慮をますますきめ細かいものにして指導してまいり所存でございます。

○草野委員 時間が来たから、もう終わりにいたしますけれども、役員の中に中小企業の代表の方が入っておられるということだつたんですね。そこら辺のところの確認をさせていただきたいと思うのですね。

ついで伺つておりますが、今回、民間移行に際して役員の異動というものがござりますか。それから、例えば資金規模とか事業内容、こういふものについても大きく変わるような可能性があるのがどうか、そこら辺もあわせてお尋ねいたします。

○鈴木(直)政府委員 最初に、中小企業の方々の御意向をいかに反映させるかという点でございますが、役員の数自身が非常に限られているわけでございますので、実際上の業務運営上、重要な物事を決定いたします評議員会の中に、先ほど大臣が御答弁申し上げましたとおり中小企業の代表者を参加させていただきまして、そのような形で中小企業の方々のニーズを積極的にくみ上げる、こいういう仕組みが従来できているわけでございまして。

それから第二点でございますが、今回の法案の中で業務全体を新しい法人に引き継ぐという規定を設定しているところでございますので、今回の法を通過させていたきました暁におきましては、従来の法人をそのまま新しい法人に引き継ぐこと、中小企業者の意見を反映させることが重要といたしまして、新年度予算案において、技

ざいますので、資産あるいは役員、職員すべてそのままの形で新法人に移行する、こういうことに相なると存じます。

○草野委員 ぜひとも利用しやすい、そして立派なセンターをつくっていただきたい、このことを最後に要望いたしまして、質問を終わります。

○柏谷委員長 これにて草野威君の質疑は終わりました。

統一して、宮田早苗君の質疑に入ります。宮田早苗君。

○宮田委員 最初に通産大臣にお伺いをいたしました。

最初に技術開発予算の拡充についてでござります。

○宮田委員 最初に通産大臣にお伺いをいたしました。

最初に技術開発予算の拡充についてでござります。

リスクの大きい基礎、応用段階を中心に技術開発における国の役割は極めて重要でござります。欧米各国は強力な国家投資を行つておるわけです。研究開発費に占めます政府の負担割合を見ますと、米国が四六・七%、英國が四八・六%、西独が四三・一%、フランスが五七・八%、こうなつておるのに対しまして、日本はわずかに二五・五%にすぎません。このことは、これまで我が国の技術開発が基礎、応用段階の技術の大半を外国に依存すると同時に、開発段階を中心的に民間企業の活力に依拠してきたことを示しておると思います。今後技術輸入が困難になるに伴いまして、自主技術の開発に官民挙げて取り組む体制の確立が急務であると思います。

その第一の課題は、民間企業の活力にのみ期待し得ない基礎、応用段階において国家投資の抜本的拡充を図ることであると考えますが、大臣の所見をお伺いいたします。

○村田國務大臣 委員御指摘のとおり、歐米に比べて日本の研究開発費の政府負担割合が低いといふことは事実でございます。この分野は、民間のみにゆだねておいたのでは円滑な推進が期待できませんものにつきましては、国みずから積極的に技術開発を推進することが不可欠であります。通産省といたしましては、新年度予算案において、技

術開発予算について昭和五十九年度比約一三%増、千九百三十二億円とその拡大を図つたところでございます。今後とも引き続き技術開発政策の充実を委員御指摘の線に沿つて図つてまいりたいと存じます。

○宮田委員 我が国の技術開発資金に占めます政府負担割合を計画的に拡充することが不可欠と考えます。そのための中期目標を策定する考えはないかどうかということ。もう一つは、工業技術開発の目標を対国民所得比三%に置いて、政府負担割合を当面三〇%、長期的には欧米並みに四〇%を目指すべきという中期目標を提案したことは評価できるわけであります。これを受けて、政府としてはどのような目標を持って予算の計画的拡充を図つていかれる方針か、お伺いいたします。

○荒尾政府委員 先ほど先生御指摘のとおり、欧米諸国は非常に高い政府負担割合になつておるわけですが、我が国としても、こういった状況を図つていかれるだけ追いかけていくことが大事なわけだと思います。そういう点から、今お話をございましたように、研究会等におきましても当面三〇%、中長期的には四〇%という数字を出しております。また、産構審の「八〇年代通産ビジョン」におきましてもそういう数字を出しておるわけだと思います。

ただ、しかしながら、こういった目標を掲げてこれに向かつて努力するという努力目標であるわけでございますが、これを中期計画的なものとして取り扱うということになりますと、財政との関係をどのように考えるか、非常に難しい状況があつてござります。そういう点から、今お話をございましたように、研究会等におきましても当面三〇%、中長期的には四〇%という数字を出しておるわけだと思います。

ただ、しかしながら、こういった目標を掲げてこれに向かつて努力するという努力目標であるわけでござりますが、これを中期計画的なものとして取り扱うということになりますと、財政との関係をどのように考えるか、非常に難しい状況があつてござります。現実に私ども予算を要求するわけでござります。

さて、この姿はむしろマイナスシーリングという実態にあります。この分野は、民間のみにゆだねておいたのでは円滑な推進が期待できませんものにつきましては、国みずから積極的に技術開発を立てるものかどうかという点につきましては、いろいろ検討しないといけない問題点が多々あるのではないかと思っております。

しかしながら、技術開発の重要性につきましては、既にたびたび御説明をしておるとおりであります。このようない点から、國の基礎的研究の役割をいかに高めるかということで、昭和六十年度の予算を一例として申し上げますと、通産省全体におきましては対前年比一三%の増というような形で増加を図つておるところでございます。今後におきましても、財政事情の許す範囲の中できるだけ技術開発関係の予算の拡充に努力をしてまいりたいと考えます。

研究開発のための資金が出ることについては、私もとしては一つの適切な方向ではないかと評価

をしています。今ハイテク国債という御提案がございました。

○宮田委員 政府の財政収支試算を見ますと、技術開発予算の拡充を図ることは容易ではないことは思いますが、技術開発の重要性に照らし、計画的に技術開発予算を拡充していくべきである、こう思います。そのためには財源確保対策が真剣に検討されるべきでございます。産業構造審議会の中間報告は、この点に関して「技術開発が公共投資的性格を持つことも考慮しつつ今後の財源の確保のあり方について検討していくことが肝要」と指摘しておるわけであります。政府としてはどのような検討を行つておいでになるか、またハイ

○福川政府委員 宮田委員御指摘のように、現在の財政状況を考えてみますと、財政再建の途上で技術開発予算を拡充していくというのはなかなか厳しいものがあるわけであります。他方、今宮田委員御指摘のように、技術開発の進展いかんが日本経済の将来を左右しかねない非常に重要な問題であると思うわけでございまして、そういう意味で私どもとしても技術開発予算の拡充に努めてまいりたい、かように考えておるわけでございませんし、今回産業投資特別会計からこういったたら、お聞かせ願いたいと思います。

テクノロジーの開拓策についてお考えがありまし

す。

○福川政府委員 今回の提案申し上げております基盤技術研究促進センターの財源措置としては、産業投資特別会計からの出資、融資が中心になつておるわけあります。今後とも技術開発のための予算といふのは質的にも量的にも拡充をしていかなければなりませんし、今回産業投資特別会計からこういった

○宮田委員 技術開発予算は他省庁にまたがるもののが少くないわけでございます。例えば、バイオテクノロジーは科技庁それから通産省、農水省、厚生省等が推進をしておるわけでありますて、この予算の効率的な実施を確保するため、政府資金の投入に当たつて効果を評価するシステムの確立が緊要であると思います。政府の対処方針をを持っておいでになるならば聞かせてほしいといふことと、もう一つは基盤技術研究促進センターの運営に当たりまして、効果を適正に評価するための施策を用意しておいでになるかどうか、この辺もお伺いいたします。

○荒尾政府委員 先生御指摘のとおり、乏しい予算を効率的に実施するというために試験評価が非常に重要であるということは仰せのとおりでございましてはなかなかいろいろ問題があろうかとは思いますが、その一環の中で今後の問題として検討させていただきたいと思います。

どうかを決定をいたしております。その後六年ないし七年目のところでもう一回評価をいたしたいふうに考えておる次第でございます。こういった試験評価をそのほかの大型プロジェクトでございますとか各種の開発制度に適用をいたしておるところでござりますが、今後こういった試験評価をできるだけ適正に、公正にやってまいりたいと思っております。

また、基盤技術研究促進センターの運営に当たりましては、特にこのセンターの業務が出資あるいは融資ということでござりますし、また原資が産投特会からのものでございますので、このセンターの運営を健全に行っていくためには試験評価といいますか、研究評価というのが非常に重要な意味を持つわけでございますので、専門的な見解をいかに集結するかというような点も含めまして、この評価体制が適切になるように運営を行つていただきたいと考えております。

○荒尾政府委員 最近のように特に創造的な技術開発が求められておるという状況のもとでは、産官学が交流する、それによって知識あるいは知見が交流をしていくということで、単にそれぞれが別々に研究したよりもはるかに効果を上げるという点から産学者の連携が必要であるということはよく言われるところでございますし、また私どももそのとおりであると考えております。

その一つの方法として、国立の試験研究所から民間への研究者の出向ということが言われておるわけでございます。かなり長い期間にわたりましてこれは課題になつておるわけでございます。しかしながら、国立試験研究所の研究者といえども国家公務員でございますので、現状では申し上げるまでもなく国家公務員法による職務専念義務がかかるわけでございます。これなどをどのような場合に解除することができるのか、また、そのことが不適当であるのかどうかという点につきましては、

研究開発のための資金が出ることについては、私どもとしては一つの適切な方向ではないかと評価をしているところでございます。

今ハイテク国債という御提案がございました。私どもとしても研究開発を進める上の財源対策と、いうのは今後ともいろいろ検討してまいらなければならぬわけであります。また産業構造審議会からもその御報告をいただいておるわけであります。今、リスクマネーの一環であります研究開発のための資金が果たしてそういう国債といふことになじむのかどうか、公共投資的性格を強く持てば、あるいはそういうことも一つの方法があるうかと思いますが、果たしてこの国債といふことになじむのかどうか、なかなかいろいろ難しい問題があると思いますが、いずれにいたしまして、この技術開発が日本経済の将来も左右しかねない重要な問題であるという点を私どもとしても肝に銘じまして、今後とも財源対策といたしまして一般会計を含めてこの予算の確保に努めてまいりたいと思います。

私たちもそういった方針にのつとりまして、技術開発のための研究を行つておるわけでござりますが、例えは一例として次世代産業基盤の技術研究の開発制度の例を申し上げますと、この制度はおおむね十年程度を要するような長期間にわたる研究開発を実施しておるものでございます。このプロジェクトとして現在、十二テーマが研究開発が行われておりますが、一回スタートしたらもうそのまま続けるということではなくて、この十年間の期間をおおむね三つのフェーズに分解をいたしまして、非常に基礎的なものを行なう段階の第一段階、大体三年から四年くらいなましだところで第一回目の評価を行つております。この評価におきましては、非常に専門的な先生方の御参加をいただきまして評価委員会を設けまして、そこで次の段階に進めるかどうか、進めるとして今までの状態、そのままの継続でいいのか、場合によつては統合したり、あるいはやめる項目もつくつてもいいのではないかというような

○宮田委員 次に、産学官の連携強化についてでございます。この技術開発の推進に当たりまして、産学官の連携強化は緊要の課題であるわけであります。

産業構造審議会が昨年の八月にまとめました「我が国産業の技術開発の現状と課題」という中間報告も指摘しておりますように、我が国における産学官の連携は十分には行われていない、こう言われております。この政策課題に対する通産省初め関係省庁の具体的な対処方針をお聞きするわけでございます。

まず第一番に課題の一つは、国立の試験研究機関研究員の民間出向を促進をして、官民共同研究を促進することであります。研究者の交流につきましては、現在国家公務員法などで出向に制限が設けられております。給与・退職金についても出向によって不利な扱いを受けないよう制度改革が不可欠であると思います。この研究者の官民交流の障害は撤廃すべきだと考えますが、政府の対処方針はどのようなお考えを持つておいでになるか

○宮田委員 次に、産学官の連携強化についてでございます。この技術開発の推進に当たりまして、産学官の連携強化は緊要の課題であるわけであります。

産業構造審議会が昨年の八月にまとめました「我が国産業の技術開発の現状と課題」という中間報告も指摘しておりますように、我が国における産学官の連携は十分には行われていない、こう言われております。この政策課題に対する通産省初め関係省庁の具体的な対処方針をお聞きするわけでございます。

まず第一番に課題の一つは、国立の試験研究機関研究員の民間出向を促進をして、官民共同研究を促進することであります。研究者の交流につきましては、現在国家公務員法などで出向に制限が設けられております。給与、退職金についても出向によって不利な扱いを受けないよう制度改革が不可欠であると思います。この研究者の官民交流の障害は撤廃すべきだと考えますが、政府の対処方針はどのようにお考えを持っておいでになるかお聞きします。

○荒尾政府委員 最近のように特に創造的な技術開発が求められておるという状況のもとでは、産官学が交流する、それによって知識あるいは知見が交流していくということで、単にそれぞれが別々に研究したよりもはるかに効果を上げるという点から産学官の連携が必要であるということはよく言われるところでございますし、また私たちもそのとおりであると考えております。

その一つの方法として、国立の試験研究所から民間への研究者の出向ということが言われておるわけでございます。かなり長い期間にわたりましてこれは課題になつておるわけでございます。しかしながら、国立試験研究所の研究者といえども国家公務員でございますので、現状では申し上げるまでもなく国家公務員法による職務専念義務がかかるわけでございます。これをどのような場合に解除することができるのか、また、そのことが適当であるのかどうかという点につきましては、

いろいろ議論がございます。今までにおきましても政府部内におきまして、あるいは人事院との関係におきましていろいろな議論が行われておるわけでございますが、いまだ結論を得ていないのが実態でございます。

〔委員長退席、浦野委員長代理着席〕

そういう点を考えまして、今回御提案申し上げておりますこの法案におきましては、この第三号の業務によりまして共同研究を行う、このセンターに国立の試験研究所から出向をする、そうしました場合には、国家公務員等退職手当法施行令第九条の二に定める法人にこのセンターを追加いたしまして、退職金等の不利を生じないように措置をしたいと考えておるわけでございます。

さらにそのほかに、一般的に民間への出向をどうするかという点で、いわば研究公務員の特例法といったよう考え方があるわけでございますが、これにつきましては科学技術庁を初め関係省庁と検討を行つておる最中でございますが、結論を得ていらないというのが実態でございます。

○宮田委員 次に、国が関与いたします受託研究に基づく成果の取り扱いを改善する必要があるのではないかと思うのです。現在、国の受託研究の成果が特許権として確立した場合は国有特許として扱われるわけです。このことが受託研究の実績が伸び悩む要因となつておると思いますが、政府の見解をひとつ聞かしていただきたいと思います。

○福川政府委員 御指摘のように国から受託を受けた場合のその研究成果の特許権の取り扱いでございますが、これは確かに御指摘のように、ここに一つ問題があるという点は私どもも各方面からの御指摘を受けているところでございます。

今大体、現状で申しますと、受託関係で申しますと特に最近では年間一件とか大変少ない額になつております。委託関係は最近予算がある程度ふえておりまして、六十年度では約一千億円を超えような委託をやつておるわけであります。いずれにいたしましても、この国有特許権の取り扱い

というのは一つの大きな問題になるわけでございます。これまでにおきましては、これをどのように取り扱うかという点は、産業構造審議会からも御指摘をいたいたところでございます。

〔同上〕

今回御提案しております法律案の中にはこの点の規定は織り込まれておませんけれども、これが民間へのインセンティブを与える、こういう意味で言えば、国の委託研究の場合に、その国の特許権の一部を民間に渡して、これで共有にするといふような格好でインセンティブを与えるという方向は、現行の法律の中で政令等を改正することによって可能であろう、こういうふうな考え方によりまして、今後その問題について財政当局とそこの改善を図つてまいりたいと考えております。

御指摘の点は確かに一つの重要な問題でござりますので、今後その運用、改善という中で取り上げてまいりたいと考えております。

○宮田委員 関連があるわけでございますが、産業構造審議中の間報告は、米国においては民間企業に特許を帰属させる政策に転換されつつある現状を紹介をしつつ、我が国において民間企業の技術開発意欲を高めるためにも、特許の共有制度、民間企業への実施権の付与のあり方について見直しを提唱していることは注目される、こう思います。

このたび政府が提案いたしました基盤技術研究円滑化法案を見ますと、国際研究協力におきまして特許等の取り扱いを弾力化するという政策が盛り込まれておるわけであります。国内の委託研究については通産省はどうのに対応なさるのか。そこ

○福川政府委員 国が民間に研究開発を委託いたします場合は、御指摘のよう、成果として生じました特許権等は委託者たる国に帰属するというのが現在の建前になつておるところでございます。

〔浦野委員長代理退席、委員長着席〕

今回、民間の試験研究を促進いたしましために、産業構造審議会等の指摘も踏まえまして、こ

の法案作成の過程でいろいろな観点から検討を行つてまいりました。

その過程で、私どもいたしましては、受託企

業の研究意欲の向上を通じて委託研究の活性化を図るということは確かに非常に重要な柱になるわけでありますし、また、受託企業の海外企業とクロスライセンスといったような格好で国際的な民

間共同研究開発の活発化を図るというようなことと、これも一つの世界経済の発展に寄与するという観点から重要であろう、こういうふうに考えております。私どもの所管の公益法人の

おわけであります、委託研究開発の成果としての特許権等の一部を受託企業に譲渡をする、こういうことによりまして、当該特許権等をその国と受託者との間に共有化をする、こういうような格好になれば、これは民間への一つのインセンティブにもなり、さらに企業化への道も広くなつていくと考えているわけでございます。

このような措置を講ずるに当たりましては、こういった共有化措置の実現を図るということに対しましては、現在の法律の中で政令等を改正することによってそのように受託者に特許権の共有を認めることを開始するという道が現在の法律の中で可能でございます。そこで、今後この点につきましては、政令等の改正を改定していくという点にはいろいろ問題がござります。私どもの方の立場で、科学技術の振興とこの問題点から見れば、今御指摘のような点も一つの問題点であると思つておるわけであります。

このたび政府が提案いたしました基盤技術研究円滑化法案を見ますと、国際研究協力におきまして特許等の取り扱いを弾力化するという政策が盛り込まれておるわけであります。国内の委託研究については通産省はどうのに対応なさるのか。そこ

○福川政府委員 国が民間に研究開発を委託いたします場合は、御指摘のよう、成果として生じました特許権等は委託者たる国に帰属するというの

○福川政府委員 税法の方の建前から申しますと、寄附金といふのは損金算入を認めないと

のが原則の考え方、建前になつております。

試験研究法人等に対しまして寄附金につきましては、科学の振興といつた見地から、特に一般の寄

附金の損金算入枠と同額の範囲内で損金算入が認

められるという道が開かれておるわけでございます。

寄附金の実態あるいは減税額につきましては、公表されておりませんので、その額はつまびらかにいたしませんが、対象法人は政令で指定されております二十一公共法人等がございますけれども、それに加えまして私どもの所管の公益法人の中では三十三法人が試験研究法人等に認定されております。そういうことでの税法上の特例を受けてかなりの程度利用されておりまして、それなりの効果を上げているものと考えておるわけであります。

つまり、この税法の建前からこの寄附金の損金算入の限度額を改定していくという点にはいろいろ問題がございます。私どもの方の立場で、科学技術の振興とこの問題点から見れば、今御指摘のような点も一つの問題点であると思つておるわけであります。

このたび政府が提案いたしました基盤技術研究円滑化法案を見ますと、国際研究協力におきまして特許等の取り扱いを弾力化するという政策が盛り込まれておるわけであります。国内の委託研究については通産省はどうのに対応なさるのか。そこ

○福川政府委員 国が民間に研究開発を委託いたします場合は、御指摘のよう、成果として生じました特許権等は委託者たる国に帰属するというの

○宮田委員 産学連携の研究開発を進めるに当たって、通常実施権で広くやらせるということではなくて、そういうたった受託者にインセンティブを与え認める道を開く。従来のようなく全日本が持つていて、今後この点につきましては、政令等の改正を含めまして必要な措置をできるだけ早く講じてまいりたい、かように考えております。

○宮田委員 産学連携の研究開発を進めるに当たっては、通常実施権で広くやらせるということではなくて、そういうたった受託者にインセンティブを与え認める道が現在の法律の中で可能でございます。そこで、今後この点につきましては、政令等の改正を改定していくという点にはいろいろ問題がございます。私どもの方の立場で、科学技術の振興とこの問題点から見れば、今御指摘のようないくつかの問題点であると思つておるわけであります。

このたび政府が提案いたしました基盤技術研究円滑化法案を見ますと、国際研究協力におきまして特許等の取り扱いを弾力化するという政策が盛り込まれておるわけであります。国内の委託研究については通産省はどうのに対応なさるのか。そこ

○福川政府委員 国が民間に研究開発を委託いたしました場合は、御指摘のよう、成果として生じました特許権等は委託者たる国に帰属するというの

○宮田委員 通産大臣にお伺いをいたします。産学官の連携に関する現状と問題点の把握は必ずしも十分でないというものが構造審の中間報告の題として検討させていただきたいと思います。

つきましては、今御指摘の点を踏まえまして、いろいろ問題がある課題でございますが、今後の問題点として検討させていただきたいと思います。

○宮田委員 通産大臣にお伺いをいたしました。産学官の連携に関する現状と問題点の把握は必ずしも十分でないということが構造審の中間報告の題として検討させていただきたいと思います。

お考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○福川政府委員 税法の方の建前から申しますと、寄附金といふのは損金算入を認めないと

るということは委員御指摘のとおりでございます。

例えはアメリカのマサチューセッツ工科大学などは非常によく行われておる例であるということ

も伺つておるところでございますが、今回設立を予定しております基盤技術研究促進センターも、

産学者の連携を強化するための橋渡し的な機能を果たすものである、こういうことを期待しております。今後とも産官連携の一層の強化を図るために私といたしましても十分検討して対処してまいる所存でございます。

○宮田委員 次に、基盤技術研究促進センターの運営についてお伺いするわけであります。基盤技術研究の円滑化を図るため政府は今国会に基盤技術研究円滑化法案を提案しておるわけであります。そのためにまず「基盤技術」の定義についてお伺いをいたします。

「基盤技術」の定義について法案は、「国民経済の運営方針について、政府の対処方針をお聞きをしたいわけであります。そのためにはまず「基盤技術」の定義についてお伺いをいたします。

○村田國務大臣 基本的な問題でございますのでお答えを申し上げたいと存じます。

「基盤技術」というのは法二条に書いてござりますが、二つの要件に合致するものだということが前提でございます。その第一は、鉱工業、電気通信業等の技術のうち通商産業省及び郵政省の所管に係るもの。第二点は、国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するものという考え方を前提としておるわけでございます。

また、国民経済及び国民生活の基盤の強化に相

当程度寄与するものと云うのは、ある技術が製品等に体化された場合において、その製品等が有することとなる波及性、利用分野の広がり、影響度、性能、生産性の向上に与える効果が十分に大きく

て、その結果として国民経済や国民生活の基盤の形成に主要な役割を担うに足るというふうに判断されたものでございます。具体的には、例えば超微細加工技術による高集積度のLSIが生産されますが、それはコンピューター、工作機械、自動車等の広い分野への応用が可能であり、かつ製品

の小型化や信頼性の向上といった面で性能の向上に大きく寄与することから、つまり前者が波及性で後者が影響度でございますが、かかる技術は基礎技術に該当する、このように考えております。

○宮田委員 バイオテクノロジーの研究開発については通産省だけなしに科技庁、農水省、厚生省等が取り組んでおるわけであります。このように複数の省庁にまたがって研究開発が進められております。また今後とも各省庁におきまして適切に調整を図つていくお考えを持っておいでになるか、その点もお聞きしたいと思います。

○福川政府委員 ただいま農林水産省あるいは厚生省の所管するバイオテクノロジーとの関連で御質問がございましたが、そういった両省の分野におけるべきは基礎、応用段階であると思います。商業化あるいは開発段階については民間の活力にゆだねるべきと考えますが、その方針は基礎技術研究促進センターの運営において貫かれるもののかどうか、この辺もお聞きします。

○福川政府委員 この法案は民間におきます基盤技術に関する試験研究の促進を目的としているわけでございます。この試験研究と申しますのは、研究開発段階におけるべきは基礎研究、応用研究あるいは開発研究ということが中心になるわけでございます。従来、民間の研究開発においては、主としてこの中で一番企業化に近い開発段階に重点を置いておつたわけであります。これはこれを応用研究あるいはそのもう一つ前の基礎研究に民間の活力も振り向いていくべく誘導を図つておこうというふうに考えているところでございます。

一方、私どもにおきましても工業技術院の傘下の試験所でこのような工業部門のバイオテクノロジーの試験研究も実施いたしております。そのほか通産省におきましては、いわゆる工業分野で利用されるようなバイオテクノロジーまた細胞の大

量培養技術とかDNAの組みかえ技術といったよ

うなことで、かなり各分野に共通する技術を通産省の所管の工業関係のバイオテクノロジーでは実施いたしております。また、その実施は工業技術院の傘下の試験所もやつておりますけれども、民間がやつしているのが中心であるわけであります。

いずれにいたしましても、バイオテクノロジーを実施いたしております農林水産省、厚生省とともに私どもとしては密接な連携をとつておるわけであります。また今後とも各省庁におきまして適切に分担をし、また協力をしながらバイオテクノロジーの研究開発が進められていくべきものと思いますし、そのような格好で十分連携を強化して関係省庁ともやつてしまいたいと思っておるわけであります。

○宮田委員 研究開発について国が積極的な役割を果たすべきは基礎、応用段階であると思います。商業化あるいは開発段階については民間の活力にゆだねるべきと考えますが、その方針は基礎技術研究促進センターの運営において貫かれるもののかどうか、この辺もお聞きします。

○福川政府委員 この法案は民間におきます基盤技術に関する試験研究の促進を目的としているわけでございます。この試験研究と申しますのは、研究開発段階におけるべきは基礎研究、応用研究あるいは開発研究ということが中心になるわけでございます。従来、民間の研究開発においては、主としてこの中で一番企業化に近い開発段階に重点を置いておつたわけであります。これはこれを応用研究あるいはそのもう一つ前の基礎研究に民間の活力も振り向いていくべく誘導を図つておこうというふうに考えているところでございます。

○宮田委員 事業運営に当たりまして民間の自主的運営を十分に尊重すべきであると思います。そのためにも評議員会の役割が非常に大きいと思うのですが、政府の基本方針を聞かしていただきたい。

研究はあくまで基礎、応用、開発の試験研究になるわけでありまして、商業化あるいは企業化といふ段階は含めて考えていいわけあります。

今後この基盤技術研究促進センターの運用に当たっては、いわゆる民間の活力を從来の研究開発、試験研究における開発段階よりもさらに

応用あるいは基礎段階というようなところにもだんだん振り向いていくこととてこのセンターの運用を考えまいりたいと思つております。

○福川政府委員 私どもいたしましては、このセンターが民間活力を最大限に活用しながら民間の技術開発を促進しようということを考えておるわけでございます。そういうための特別認可法人分するプロジェクト主義を貫いて縦割り行政の弊害が出ないようすべきだと思いますけれども、その辺のお考えはどうですか。

○福川政府委員 私どもいたしましては、このセンターが民間活力を最大限に發揮されるべきであるうと考えておるわけでございます。

今後、このセンターの運営に当たりましては、御指摘のような縦割り行政の弊害は決して出でてはならない側面であろうと思いますので、そういうふうに開発研究といふことが中心になるわけでございます。従来、民間の研究開発においては、主としてこの中で一番企業化に近い開発段階に重点を置いておつたわけであります。これはこれを応用研究あるいはそのもう一つ前の基礎研究に民間の活力も振り向いていくべく誘導を図つておこうというふうに考えているところでございます。

もう一つは、マイクロエレクトロニクスの関連技術開発の進展は雇用に多大な影響を及ぼすと思われであります。このため評議員会のメンバーに労働界の代表を加えはどうかと思いますが、その辺はどういうお考えですか。

○福川政府委員 御指摘のように、事業の運営に当たりましては民間の自主性が十分尊重されていくべきということは、私どもとしてもそれを基本に置いて運用に当たるわけであります。が、業務の運営に当たりましては、今お話しのように民間の意向を十分反映させるということのために評議員会というものを設けておるわけであります。このために例えれば業務方針書の変更とか毎年度の事業計画等、このセンターの運営に関する重要な事項をこの評議員会にお諮りをして民間の意向が十分反映できるというふうなことにしてまいりたいと、いうのが基本でございます。センターの運営に当たりましては、この評議員会の意見が十分尊重されるということが必要であると思いますし、また評議員会自身も自主的に運営していくべきものであろうというふうに考えておるわけであります。

そのためのメンバーの構成でございますけれども、私どもとしては民間の意見が十分反映できるということで、いわゆる基盤技術に関する学識経験を有する方ということを前提に、それでセンターの会長が任命なさる、こういう建前であるわけでござります。したがいまして、評議員会というのは労働組合の代表であるか否かということを問いませんで、基盤技術について学識経験を有する方のうちからセンターの会長が任命して適切な運用をしていただく、かように考えております。

○宮田委員 次に、ME化の問題についてお聞きをいたします。

最初にお聞きいたしましたのは、マイクロエレクトロニクス関連の技術革新の進展が雇用に及ぼすインパクトについては、これまでも各種の調査が行われておりますが、労働界には、将来にわたつてME化の進展が雇用面の摩擦をもたらすことを行

懸念する向きが非常に強いわけであります。基盤技術研究促進センターにおいてはME関連の技術開発も研究振興テーマとなると聞いておるわけですが、ME化の経済社会へのインパクトについて、中長期的にどのような見通しを持つておいでになるかということ、特に雇用面についてはどういうふうなお考えを持っておいでになるかお聞きをいたします。

○福川政府委員 ME化の経済社会に与えるインパクトというものは中長期的にどうであるかとうお尋ねでございます。

私どもとしては、最近のME化といった技術革新の進展と申しますのは、一つには各産業分野におきまして生産性の向上に役立つ、あるいはまた新しいサービス産業、ニュービジネスといったようなものが出てくる、そういうたびビジネスチャンスが生まれてくるといったようなこと、さらには設備投資がこれで出てくる、こういうことから産業の活性化に経済全体として見て大変大きく貢献しているものであるというように考えておるわけでございます。

こういったいわゆる技術革新の進展といふことは、これは労働時間の短縮にも長期的にはつながるものであろうと思いますし、さらにまた、いわゆる労働災害の防止あるいは単純練り返し作業の解放といった、いわゆる雇用環境を改善するといった側面からも大きな貢献を果たしているというふうに思うわけであります。

現在のところこういったハイテク化あるいはM E化、技術革新の進展といったよなことが、雇用の面についてはむしろ新しい職場が出てくるといったことから、いわゆる配置転換によりまして雇用の発生という問題は今までのところは生じないでやつてきただといふふうに思うわけがありまが、こういうようく職場の構造と申しましようか、雇用構造と申しましようか、これはかなり変わつてきていることは御指摘のとおりであろうと思うわけであります、そういう意味では円滑な職場の配置転換あるいは職業訓練、職業教育の

充実ということが非常に重要な問題になつてゐるわけであります。

今後、雇用面についてどういうふうな考え方を持つておるかということをございますが、これも、今後もいわゆるM.E化がさらに進んでまいりますれば雇用の構造あるいは環境といふものにはかなりの影響があろうかというふうに思つていろいろな企業がどのように対応していくかという点に関しては、これはいわゆる企業での労使協議の活用といったようなことで労使の話し合いが行われて、その解決が図られていくといふことが特に基本であろうというふうに思うわけであります。

いずれにいたしましても、今後経済が適正に成長していくためにはこの技術開発というのは大変重要な分野でありますし、また他方、それが技術革新の進展が雇用に与える影響というのも、これまで十分考慮に入れておかなければならぬ点でございまして、そういう意味では、今後私どもとしても将来どのような展望を持つていくべきか、その影響につきまして十分把握をいたしますと同時に、労働省を初め関係の省庁とも十分協議をしてしまして、いわゆる雇用の不安定化が生じないような対応策というごとにつきまして十分考えてまいらねばならないと考えております。

○宮田委員 M.E化を初めといいます新技術革新の進展に伴いまして、中期的に我が国の産業構造がどのように変化をしていくか、数量的な見通しを持つておいでになれば、その主要なものだけでもわかつておいでになる分だけを説明していただければと思います。

○福川政府委員 マイクロエレクトロニクス産業の関連で申しますと、これもかなりこれから大きくなり伸びていくところでござります。マイクロエレクトロニクス産業の規模は一九八一年で約七兆円でありましたが、これが一九九〇年、このころには約三倍になるであろう、こういうふうに試算がされておるわけであります。また新素材の関連

申しますと、今新素材と言われますものは、一九八一年前後で申しますと数千億というオーダーであろうと思いますけれども、これが二〇〇〇年には新素材の直接の関連部門で十兆円ぐらいになるであろう、さらに関連市場を含めれば六十兆円を超えるであろうという試算がございます。またロボット加工機産業では、最近大体一・六兆円くらいの規模でございますが、数年後、一九九〇年には三ないし四兆円になるであろう、こういった規模を考えているわけであります。

そういう一部の例を申し上げた次第でありますけれども、この技術革新の進展というのは、産業構造の高度化、知識集約化に大変大きな影響を与えるものでございまして、過去これまでの展開をとりましても、いわゆる産業構造がむしろ加工産業を中心に行をしてまいりまして、これは付加価値額で見ましてもあるいは雇用構造で見ましても、この加工産業というものが大変雇用面、所得面で効果をもたらしております。

また同時に、最近のアメリカの例を見てもわかるように、またこれが新しい技術革新によつていていわゆる第三次産業が伸びてくる、こういうことでございまして、最近のアメリカの景気回復の中で雇用面で大きな力となつておりますのは第三次産業、ユービジネスと言われるサービス産業分野であるわけでありまして、これもそういつたハードとソフト、これが融合をいたしました恰好で新しい産業群というのが、これまた出てまいるわけであります。私どもとしては、よくハードとソフトのハイブリッド化ということを申しておりますが、やっぱりこれからもこういった技術革新を通じましてハードの部門の改革が進みますと同時に、ソフトの部門もこれから大きくなつていくわけであります、それがまた将来の成長力につながつていく、かように考えておる次第であります。

が、せつかく通産大臣おいでになりますので、技術開発、特にME化の問題については、ただいま答弁にございましたように雇用面に非常に大きな、いい影響力を持つか悪い影響力を持つかということは先の問題ですが、非常に影響力を持つものでありますから、働く人とりましては、さらには労働組合とりましては欠かすことのできない問題であるわけでございます。この問題については、今度せつかく基盤センターができるわけでござりますから、これを一つの契機に、言うならば技術開発に対します雇用面での対処方針ということ、通産省だけでは特に労働省との連携を密にいたしまして、万端のないような対策をひとつ考えていただきたいということを特に要望するわけであります。これは要望ですからあれですが、大臣の何か決意がございましたらちよつと述べていただきたいと思います。

○村田國務大臣 お答え申し上げます。
ME化の労働面に及ぼす影響、それからまたME化によってどういった中長期的な見通しが出てくるかというような御質問がありまして、福川政府委員からもいろいろ詳細なお答えをしたところございますが私は一つの例としてロボットという問題、非常に興味を持つておるのであります。ロボットは今、全世界で生産をされておる中で日本が四〇%ぐらいのシェアを占めておるということで、日本は大進歩である国でござります。私たちが子供のころに、恐らく宮田委員も私もども同じような御年配、あるいは宮田委員の方がやや先輩であるうかと思いますが、あのころいわゆる人造人間というような言葉で言われておりました。あの当時はまだSFの世界であったかと思いますが、今ではそれが非常に現実的な姿となつて出てきたわけでございます。

現在通産省等でやっておりまして調査によりますと、なるほど産業用ロボットはプラスチック成形加工とか組み立てとかアーチ溶接とか切削加工とか、いろいろな面で使われております。非常にプラスの面が出ておりまして、近い将

が、せつかく通産大臣おいでになりますので、技術開発、特にME化の問題については、ただいま答弁にございましたように雇用面に非常に大きな、いい影響力を持つか悪い影響力を持つかということは先の問題ですが、非常に影響力を持つものでありますから、働く人とりましては、さらには労働組合とりましては欠かすことのできない問題であるわけでございます。この問題については、今度せつかく基盤センターができるわけでござりますから、これを一つの契機に、言うならば技術開発に対します雇用面での対処方針ということ、通産省だけでは特に労働省との連携を密にいたしまして、万端のないような対策をひとつ考えていただきたいということを特に要望するわけであります。これは要望ですからあれですが、大臣の何か決意がございましたらちよつと述べていただきたいと思います。

これは非常に重要な私思いますが、広範にME化ということを考えまいりますと、先ほど福川局長からもお答え申し上げましたように、新素材などバイオテクノロジーなどマイクロエレクトロニクスとか、いろいろな分野に及んでまいりますと省力作業が非常に進みますために、その意味では労働面に及ぼす影響が大変大きいであろう。人が、人間のつくったものによって人間を不幸にするようなことがあつてはならないといふのが私の基本的な認識でございまして、労働面に及ぼす影響については、労働省その他関係各省とも相談を申し上げながら、宮田委員御指摘のいろいろな将来の対応をしてまいりたいと思っております。

○宮田委員 次に、国有施設の使用の問題についてお聞きをいたします。

民間企業が国有の試験研究施設を廉価に使用できる道を開いたことは大変結構なことと思うわけあります。この制度改正によりまして官民の共同研究体制を強力に推進すべきであると考えるわけですが、そのためには使用の対価を時価よりも低く定める場合の要件を極力弾力化する必要があるのではないか、こう思います。法案では「民間の基盤技術の向上を図るために必要な手続を定めてまいりたい、かように考えておるわけあります。この運用に当たりましては、いわゆる基盤技術の試験研究を円滑化する、こういう視点でござりますので、まだ具体的な手続をどのように定めるかは決めておりませんし、今後の問題でございますが、今、宮田委員の御指摘の点は急頭に置いて今後の手続の制定等について考えてまいりたいと思います。

○宮田委員 最後にお聞きするわけでございますが、具体的な方針についてまずお伺いする次第です。

○福川政府委員 基盤技術に関する試験研究に必要な設備と申しますのは、最近の技術革新に応じまして大変高価なものになつてきておるわけであります。またその割に今度は使用頻度が低いことがあります。そこで、その意味で、民間ではそういつた研究設備を持つということとはかなり大きな負担になります。その意味で、国が持つておる

ますそのような施設を、国の試験研究に支障のない範囲で使わせるということとは、その設備の有効利用にも役立ちますし、民間の試験研究にも大いに貢献をするものというふうに考えているわけあります。

その場合に、この減額使用ということはまた民間の負担を軽減するという効果がございまして、また民間の試験研究を促進する。また国の施設を利用するわけありますから、その他の部門での運用の改善を図れば産官学の連携にも役立つて、こういうことでございまして、この運用に当たりましては、私どもとしても民間企業の利用が円滑に進むように配慮してまいらねばならないと考えております。

具体的な手続に関しましては今お尋ねにござりますように、「民間の基盤技術の向上を図るため特に必要があると認めるとき」ということございますが、これは他に類似の制度等を見ましても、この必要性につきましては主務大臣が認定を下す、こういうことでございまして、今回も恐らく同様の制度を一つの参考にして具体的な手続を定めてまいりたい、かように考えておるわけあります。

この運用に当たりましては、いわゆる基盤技術の試験研究を円滑化する、こういう視点でござりますので、まだ具体的な手続をどのように定めるかは決めておりませんし、今後の問題でございますが、今、宮田委員の御指摘の点は急頭に置いて今後の手続の制定等について考えてまいりたいと思います。

○宮田委員 では、終わります。

○福川政府委員 これにて宮田早苗君の質疑は終りました。

○野間委員 通産大臣にまずお聞きしたいと思いますが、ボスト先端技術というような言葉をお聞きになつたことはござりますか。

○宮田委員 私まだ聞いたことがないのです

でございます。この基盤センターをつくるという

ことを一つの契機に、産官学の連携を特に強化されるように大臣に格段の努力をしていただきたい、こう思います。決意のほどをお伺いして終わらねばなりません。

そこで、そういう意味での基礎あるいは応用研究

が、もう一度質問の機会を与えていただけるようございますから、そのときに研究者の養成等との関係についてはお願いするといったしまして、今まで質問した中で特に問題になりますのは産官学の連携ですね。

もう長年にわたって言われておりながらも、なかなかこれが実現できないところに陥路があるのではないかというふうに思つておるところ

究、これは国の果たすべき役割ですね。大臣もこれが非常に大きいということは御認識だと思いますけれども、その点一言だけ……。

○村田國務大臣 私は、技術開発そのものが新しい時代に向かつて一番大切なことだという認識をしておりますが、しかし、政治あるいは行政といふものは常に先見性を持たなければならない。その意味で、いつも申しておることでございますが、産業革命以来の大きな技術革新というものが世界を覆おうとしておる、まさに宇宙時代がやつてこようとしておるということが言われるわけあります。その先に来るものは何か、これは今の段階でなかなか予想することは困難であります。今、野間委員の指摘になられた点も、四次元の世界と申しますか、時代を将来にわたって広く見渡すという意味で、非常に必要な御指摘かと思います。

○野間委員 今回のこの法案の提案理由の中でも、国の果たすべき役割、これは基礎研究、応用研究、こういうものが指摘されながら、「同時に」、ということ、「民間企業が基礎技術分野の技術開発に向けてその活力を最大限に發揮し得るようその環境条件の整備」が必要なんだということが本法の提案の理由になつておるわけですね。しかし、現在の民間あるいは国立なり公立の研究機関の研究体制なり研究の中身、こういうものを考えた場合に、とりわけ研究機関の場合には、今大臣が言われたように、非常に重要な研究すべきテーマを考え、また研究しなければならぬのに、研究者の数はどんどん減らされる、また、金も横ばいないしは減つておるわけですね。ですから、むしろ強化しなければならないのは、こういうところじゃないかと私は思うのですね。ところで、提案理由の説明の中では、「同時に」ということで民間活力が非常に重点になりまして、これが専ら、そして、民間に対する国の機関の利用であるとかセンターの設置ということになつてくるわけですね。私はむしろ逆ではないかと感じがするのですけれども、いかがでしょ

う。

○野間委員 私は、ここに産業技術開発長期計画策定研究会の報告を持つております。これは、五十六年十月にできたものです。これを見まして十六年十月にできたものです。これを見ましても、企業の中での研究費について分析が出ておりますが、基礎研究が四・六%、応用研究は一九・四%、ところが開発研究は七六%。基礎研究というのは、企業の中では、やはり利益の関係がありますからうんと下がっているわけですね、低いわけですね。グラフがずっとありますけれども、開発研究はずっと上がつておる。これが民間企業の実態なんですね。

ですから、民活というふうによく言われます

が、民間企業よりも基礎や応用研究を重視するといふ本法案の提案の理由から見れば、今申し上げたように、國の機関の充実、拡充ということこそ「まさに喫緊の課題」、この提案理由の表現

をかりましたらそういうふうに言わざるを得ない、これは事実が証明しておるというふうに私は思ひます。しかも、この研究開発のライフサイクルを見てみると、日本の場合には三・五年。

アメリカが七・四年、フランスが七・三年と、これに比べても非常にサイクルが短いわけですね。

これは企業の場合にまさにそんなんですね。ですから私は、どうも何か本末転倒で、最も重

視しなければならぬ——総論はよし、國の果たすべき役割と。ところが實際にはそうではなくて、

この民間の活力のということをこういう法案ができたということを、大変残念と申しますが、本末転倒じゃなかろうかというふうに考へざるを得ないと思うのです。

そこで順次お聞きしたいと思いますが、通産省の資料ももらつておりますが、工業技術院での主な技術開発予算の推移、これはそちらにあると思

います。

この中で、次世代産業基盤技術研究開発、それと同時に、この技術開発、そういうものについては国の資金等いろいろ活用していく、どちらも両者相まって発展をするものであると認識をしております。

○村田國務大臣 民間活力を最大限利用する、そ

れと同時に、この技術開発、そういうものにつ

いては国の資金等もいろいろ活用していく、どち

らも両者相まって発展をするものであると認識をしております。

う。

うところにこそうんと金をつぎ込む。厳しければ何で片方には多額の金を使って、片方はこれを厳しく規制するのか。私は、そういう意味でも本末転倒じやないかと言つておるわけです。

費、これは特別研究あるいは経営研究合わせましても六十年度は六十一億円、五十年度は五十九億円ですから、この十年間にわずか二億円しか伸びないわけです。サンシャイン計画等について先ほど部長が言われましたけれども、これもその大部分は委託するわけでしょう。内部で基礎研究をやるのはわざか一〇%前後だと思うのです。こういうことでは困るわけです。

別の資料がありますが、総理府統計局が出しま

した科学技術研究調査報告、これは最も権威のあるものだと言われておりますが、これを見ましても、民間企業の内部使用研究費総額の中で国や地方公共団体の負担額、さらに国立研究機関の使用研究費総額、この数字をずっと統計上から拾つてみますと、国立研究機関の使用額は非常に少ないわけです。伸び率を見てみましても、これは自然科学関係だけですが、民間の場合には七九年から八二年の間の伸びが一五七・九%、これに対する国や地方公共団体の負担額が二六二・五%も伸びておる。国立研究機関の使用総額は幾らかといいますと、パーセントですけれども、七九年対比で八二年が一〇・二%、こういう伸びにしかならない。恐らく調査報告は全部ごらんになつておわかりのとおりだと思いますけれども、こういうことなんですね。ですから、何で大事だと言いながら厳しい厳しいと言つてこういう非常に重要なところに本当に金を使わないのか。これはどう考えても疑問を持たざるを得ないと思うのです。

今度の法案を見てみましても、民法、民活といふことで、しかもこれは単に基礎あるいは応用研究だけに限らず開発研究も含めた民間活力の活用というふうに法律の仕組みがなっております。しかも、試験研究機関等を民間に使用させる問題、それからセンターをつくって出資、融資、あるいは

は官民の共同研究のあつせん等々、「ここにはうんと力を注いでいく」ということになつております。どうも私は、重視すると言いながら実際やつておられることは逆の方向へ行つておられるとしか考

経済体制のもとにおきましては、できるだけ民間活力を利用して、自由に伸び伸びと研究をして進めらう、そしてそれに政府機関が対応をして進めていくというのが技術開発についてのあるべき形であると私は思うのでござります。その意味で、今回の基礎技術研究促進センターは、そういうふたつの活動費その他も含められた非常に重要な機関であろうかと思っております。民間活力それからまた国におけるいろいろな特別研究、経常研究等を合わせて、言うなれば産官学一体としてやっていくこととございまして、この予算はそういう意味で十分考慮されて組まれた予算であると認識しております。

りますよほど、この提案理由の説明の中では、基礎研究、応用研究は非常に重視しなければならぬ、これに果たす国の役割は非常に大事だということが書かれておりますね。ところが、民間の活動云々を何度も言われるわけですが、私が先ほど、数字を挙げましたように、民間の場合には営業、営利ですから、それとの絡みでどうしても開発研究に偏るということは否めない事実で、また繰り返しますけれども、統計では今まで開発研究が七六%、応用研究が一九・四%、基礎研究はわずか四・六%、こういう実態なんです。ですから、

仮にこの法律ができたとしても、開発研究そのものは法制上もある。いは財政上、金融上さまざまの形で施策をとられますから確かに進むかもわからませんけれども、しかし最も重要な基礎あるといふ

応用研究は期待はできない、本当に地道な長いイクルの中で国の機関がやるべき責務というものが重視するならば、当然ここに力あるいは金をがなければならぬということを繰り返し私は大臣に申し上げておるわけです。

◎尾政府委員 基礎、応用研究の重要な性はもとより御指摘のとおりでございます。ただ、私どもの行つております例えは次世代産業基盤技術研究制度は、これは開発段階といいますよりも、実体がございますと基礎段階でございます。大型プロジェクトも応用研究の段階以降というようなものでございまして、この両者は必ずしも対立をするものではないと私どもは思つております。次世代あつては大型プロジェクト等々の制度も活用しながら国が行なうべき基礎研究、応用研究の拡充に努力をしておるわけでございます。

実は試験研究所の経費は一般会計になつておらず、専門会計が設けられることを要望しますけれども、大臣いかがですか。

ことからこういったことになつておるわけでござりますが、先ほど申しておりますように、特別会計等の活用を通じまして、できるだけ拡充をしておきたいと思っております。しかし、お話をとおり、この特別研究あるいは経常研究等は非常に重要なものでございます。財政状況が非常に厳しいことはいいながら、その中で、各省庁横並びの問題もございますので、なかなか私どもだけではいかない面もございますが、私どもも最大限の努力をさせていただきたいと思います。

じゃなくて、これはやはり政策、施策に直接かかわる問題ですから、通産大臣、最大限の努力をしていただきたい、こういう要求なんです。いかがですか。

○**村田国務大臣** 今政府委員からも御答申されましたとおりであります。私どもは、民間活力をしてまた先ほど来申し上げておりますように産業の緊密な提携の上で今後の技術開発をやつべきたいということございまして、野間委員の御指摘は承りましたので、そういう点も考慮いたしまして、今後努力をいたしたいと思います。

○**野間委員** どうもかみ合いませんね。答えるにいりますが、この法律を見ておられますと、先ほどども言いましたけれども、予算面でもあるのは研究費

も、国の施設、財産も、これはやはり大胆に大企業に開放するということ以外にないと思うのですね。これはいろいろ調べてみますと経過がありますして、経団連の「技術開発の推進に関するわれわれの見解」、これは土光さんが七九年五月に発表されましたますが、その中で、先導的技術開発の推進、科学技術予算の拡大、民間への助成、刺激策の強化、それから官学民、すなわち産学官連携強化、こういうものが主張されて、これが産業界の「八〇年代の通産ビジョン」に受け継がれて、その後臨調の答申の中できらに国の施設の規制緩和等の提言が導入されるという経過が実はあるわけで、どうも一貫してこういう財界の要請にこなえてやられたというふうに遙かからしても実事かな

らしても言わざるを得ない、私はそう思つわけ
あります。

ところが一方、私も申し上げたように研究者との
懇談も持つたわけですね。実際研究者がいろいろ
研究されております姿にも接しましたし、あるいは
懇談の場でも聞きましたけれども、本当に生き
き生きとして、そしてずっと夢を語ってくれるわ
けですね。ところが異口同音に言われるのは、研
究費が非常に少ない、人当割りなんかずっと減つ
ていますね。だから非常に金が少ない。長いサイ
クルの中で本当に地道な研究をしなければなら
んのです。

いのに、こういうことじやどうにもならぬのだと
いうことを切々と訴えるわけですね。これは
ついでに資料をもらつてきたのですが、これは
筑波研究学園都市研究機関労働組合協議会が出し
ております、工業技術院関係の各研究機関も全部
入った資料ですが、これを見てびっくりしたので
すけれども、研究費が少ないということだけでは
なくて、海外の学会とか研究会への出張がありま
すね、あるいは国内でも同じものがありますね、
こういうところに自腹を切つて行かなければなら
ない、あるいは公休でなくて有給休暇をとつて行
かざるを得ない、こういうのが随分あるわけで
すね。

聞きますと、研究者というのはみずから研究し
た結果を発表するということと同時に、こういう
最先端を行く研究の成果を自分の体で直接感ず
る、それによって研究意欲をうんと向上させて自
分の研究の成果に生かしていただきたい、そのためには
はどうしても欠かさなければならない、こう言われ
るわけですね。しかし実際、残念ながら機会が非
常に少ない。これは通産関係、工業技術院関係も
いっぱい表がありますけれども、これを見まして
は非常に苦労されて欧米あるいは東南アジアへ行
かれます。ところが自費での出張が随分とあるわけ
ですね。それから休暇にしても、これは公務では
なくしてみずから休暇をとつていくという人も随分
あるわけですね。非常にこれが悩みなのです。自
腹を切つて行くことは大変だといふんですね。し
かし、数少ない機会を持つておればまさに機会を
逃していく、そうなれば自分の研究に非常に支障
を来すんだということで奥さんにはだりながら無
理をしていく。この無理がたたつて後でいろいろ
な点で支障が出てくるということまで言われてお
るわけですね。

こういう実態を、内部をかばうようなことじや
なくして、大臣が一遍みずから事情を聞いていただ
いて、ぜひ善処していただきたい、こう思います
が、大臣いかがでしょうか。

○荒尾政府委員 お話しのように特に国内、国外
への旅費、特に研究者の場合におきましては、文
献になつたときでは情報はもう遅い、例えば学会
とかあるいは海外で直接情報を得るということか
ら旅費の必要性が非常に重要になつております。
しかしながら現実の予算の面で申しますと、これ
も完全なシーリングの枠の中に入つております
で、項目別のシーリングの中に入つておるわけで
ござります。そういう点から、私どもも必要性を
十分に認識しながら、現実の問題としましては増
額が困難なというのが状況でございます。しか
し、これは各研究所、非常に共通の悩みでござい
ます。そういう点を、我々だけでなくて各省
庁の状況も反映しながら、明年度以降さらに努力
を継けていきたいと考えます。

○野間委員 大臣、この点については、我々は大臣をサポートして予算の獲得にぜひ御一緒したい
と思いませんけれども、ぜひ努力をしていただきたい
い、いかがですか。

○村田国務大臣 予算が全般として非常に窮屈で
あるということは政府委員から申し上げたおり
でござりますが、今委員御指摘になつたような点
もいろいろ検討させていただきたいと存じます。

○野間委員 委員長もお聞きだと思いますけれど
も、事ほどきようによく國の機関で一生懸命研究して
おられる方々は苦労しておるということをやる申し
上げたわけです。

法案について若干ただしたいと思います。

○福川政府委員 「試験研究」と申しますのは、一

定の技術的条件を満たし得る研究成果を得るために

試行錯誤を行いながら技術リスクの解消に努め
る行為というふうに考えております。一般的に、

試験研究の段階を基礎研究、応用研究、開発研究

といった段階で分かれて行うわけがありますが、
その後に参ります企業化あるいは商業化という概
念はこの試験研究には入らないと思つております。

次に「基盤技術」ということでござりますけれ
ども、法案の第二条に定義がございますように、

鉱工業、電気通信業等の技術のうち通商産業省及
び郵政省の所管するものという視点、観点と、

この「基盤技術」と考えております。

なお、「国民経済及び国民生活の基盤の強化に
相当程度寄与するもの」というものは、一定の、

一つの技術が製品等に体化された場合において、
その製品等が有することとなる波及性、いわゆる

利用分野の広がりと言つてよろしいかと思います
が、そういった波及性及び影響度、これは性能あ
るいは生産性の向上に与える効果といったものと
解していただきたいよろしいかと思いますが、そ
ういった波及性及び影響度が十分に大きく、その結
果として国民経済や国民生活の基盤の形成に主要
な役割を担うに足る、こういうものを考えておる
わけでございます。

○野間委員 そうすると、開発研究も含まれると
いうような御趣旨の答弁だったと思いますが、開
発研究は、基礎研究、応用研究及び実際の経験か
ら得た知識の利用であり、新しい材料、装置、製
品、システム、工程等の導入、または既存のこれ
らのものの改良をねらいとする研究、そういう実
用化に非常に近い段階の研究、これまで含める
うことですね。そうすると、提案理由の説明の
中で基礎、応用研究を非常に重視されながら、実
際にはそういう限定された概念でなくして、法律上
は開発研究を含めた試験研究という表現を使われ
ているということはよくわかります。

それから、基盤技術というのは、鉱工業あるいは
電気通信等々とすることで縛りがあるとして

も、ほとんど九〇%ぐらいの産業をカバーできる
のじやないかというふうに言われておりますけれ
ども、恐らく今の局長の答弁からしてもそうじや
ないかと思います。

次にお聞きしたいのは、この法案の体系を見ま
すと、国の財産の利用等というところと、それか
ら促進センターの創設、この二つがありますが、
まず三条についてお聞きしたいと思います。

国有試験研究施設の廉価使用制度の創設です
が、これは国有財産法あるいは財政法に例外規定
を設けて、民間のため特に必要があると認めるこ
と、具体的な内容は政令で定めるようですが、例え
ばその対象と言われます化学技術研究所の高密度
エネルギー実験と、それから電線研の非磁性実験
施設の場合、現行、一体どのくらいの使用料を取
つておるのかということ、どのくらい安く貸す
のか、あるいはただの場合、無償の場合もあるの
か、そのあたりお伺いしたいと思います。

○荒尾政府委員 御指摘の高密度エネルギー実験
等施設の場合でございますが、三十日の計算で七
百五十三万円でございます。それから、電線研の
非磁性実験施設、これは三百四十万円ということ
でございます。

○野間委員 この法案ができますと、無償でこれ
を貸すということもあり得るかどうか。

○野間委員 廉価でということになつております
まして、無償は考えておりません。

○野間委員 どのくらい安くなるのですか。つい
でに聞きますと、電子リニアックというのがあり
ますね、この設備、物品も省令改正で安い料金で
民間が使用できる、こういうことは検討中だとい
うふうにも報道がありますけれども、これもその
とおりなのかどうか、あわせてお答えいただきた
いと思います。

○荒尾政府委員 他の制度の例におきましては、
減額率が最高限五〇%以内ということになつてお
りますので、それの中とということになると思いま
す。

今御指摘の施設については、ちょっとわかりか
れません。

ねます。

○野間委員 それじゃ、その点については改めてまたお聞きいたしますが、五条の問題です。「政府の責務」、これは章としては「国の財産の利用等」というところに位置づけておるわけですが、この「必要な措置を講ずるよう努めなければならぬい。」という規定ですね、これはどういう中身なんか。国有財産の利用等に関して具体的にその「必要な措置」ということはあり得るのかどうか、あとすればどういうものなのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

特許の関係でもついでに聞いておきますが、国の委託研究に係る国有特許権、これについて受託企業に共有化あるいは低廉または無償で実施権を供与するという点も、この五条との関係でその「必要な措置」の対象として考えておられるのか、どうか、この点もあわせてお伺いしたいと思います。

○福岡政府委員 第五条におきます「政府の責務」でござりますけれども、具体的な例といたしましては、一つは、例えば国有の試験研究施設に関する情報を提供し、またその円滑化を図るといったような例、あるいは、今御指摘の国の委託研究の成果としての国有特許権等の一部を受託企業に譲渡することによって、当該国有特許権等を共有化する措置というようなことを考えておるわけであります。

今お話しのように、それじゃ国有特許を廉価とあるいは無償で出すかということございますけれども、現在のところ、今そういうった国有の特許を、これは今申しましたように共有化という形でいたしますが、今のところ廉価あるいは無償でそれを受託企業に出すということは考えておりません。

○野間委員 そうしますと、国有特許について言いますと、これは今のお話では、受託企業・事業を受託しますよね、この受託企業を共有化させるという方向ですか、これは可能なんですか、法律上。

○荒尾政府委員 現行におきましては、国から委託をいたしました場合に、受託企業の職員、従業員等が発明しました技術につきましては、これが特許を受ける権利が国有化されまして、国の特

許、国有特許になるわけでございます。
現在、これで考えておりますのは、これを譲渡
をするということでござります。法案の上におい
ては特別の規定を置いておりませんが、通常の譲
渡の規定に基づきまして、一部を譲渡いたしまし
て共有化をする、こういうことを考えておるわけ
でござります。

○野間委員 私がお聞きしておるのは、法律上の根拠は「一体何に基づいておっしゃるのか聞いておるのでございます。」

○荒尾政府委員 会計法の随意契約の規定でございます。

○野間委員 そこまで考えなかつたので、それはひとつせひ勉強して、また論議をしたいと思います。

合に、それについて使用させることの責務と申しますか、その拘束力というか、そういうものについてはどのようにお考えになつておりますか。

○荒尾政府委員　あくまでも国有財産の使用を認めるといいますのは、国の研究所における研究目的に反しないといいますか、それに支障を与えないという範囲の中でございまして、この点につきましては、厳重にチェックをするということを考えております。そのため、「政令で定めるところにより」ということになつておりますが、主務大臣におきまして認めることがいいかどうかという

そうすると、この譲渡ということになりますと、これは希望によつてフリー・ハンドで全部民間に払い下げる、いわゆる譲渡するというふうにならなければ、これはもう自由にやるわけですか。

まいらないと思います。委託企業の中でどういふ形でこの譲渡をするか、具体的には政令で定めるということになつております。その過程でもう少し検討させていただきたいと思っております。

○野間委員 もう一つの問題として、国有施設の使用に関してですが、従来でも基礎研究、応用研究、非常に重要な研究者たる研究者は非常に一生懸命やつておるわけですね。ところが今回の三条によりまして、この使用を時価より低くこれを認める

いうことになりますが、そういうことになりますと、民間の使用的な請求なり要求によつて、實際には中で今まで研究しておるそういう研究そのものが妨げになる場合も出てくるのじやないかと私は思うのですね。どんどん外から出てきて、そしてそのテーマを決めてどんどん使用させられる、やられるということになりましたら、ただできえそれが常に窮屈な中で研究しておられる人たちが、もつと障害というか支障を受けるのじやないかといふ懸念をするのですけれども、その点についてどうなのがということと、時間がありませんので、ついでにお聞きしますが、その使用を求めてきた場

合に、それについて使用させることの責務と申しますか、それだけ拘束力というか、そういうものについてはどのようにお考えになつておりますか。

○荒尾政府委員 あくまでも国有財産の使用を認めると、いいますのは、国の研究所における研究目的に反しないといいますか、それに支障を与えないという範囲の中へございまして、この点につきましては、厳重にチェックをするということを考えております。そのために「政令で定めるところにより、「ということになつておりますが、主務大臣におきまして認めることがいかどうか」ということを認定をするということにしておりまして、今おっしゃいましたような弊害が生じないようにしてまいりたいと思っております。

○野間委員 そうしますと、もし使いたいという要請があつた場合も、それぞれの研究所でいろいろ検討して、その研究に支障があるという場合には使用させないとすることになるわけですか。

○荒尾政府委員 それぞれの研究所におきまして研究計画があつて、一定の期間、ちょうど使用しなくともいいという期間に限つて使用が認められるわけでございまして、常に民間からの使用申し出があつた場合に認められるということではないわけでございます。

○野間委員 時間が参りましたのでこれで終わりますが、どうもいろいろ聞いておりますと、極端に言いましたら、私は、みんな差し上げますといふような、そういう法律のような気がしてしようがないですね。しかも、これによつて確かに開発研究は非常に進むかもわかりませんけれども、基礎研究、応用研究がさらにさまざまの形で障害を受ける、そういうような気がしてしようがないのですけれども、残余の質問については機会を改めてしまいたいと思います。

終わります。

○柏谷委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。内閣提出、基盤技術研究円滑化法案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選及び日時等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柏谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、来る二十九日金曜日午前十時より参考人から意見を聴取する予定でありますから御了承ください。

次回は、来る二十九日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時一分散会

昭和六十年四月六日印刷

昭和六十年四月八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

K